

令和 3 年第 4 回定例会

河津町議会会議録

令和 3 年 12 月 7 日 開会

令和 3 年 12 月 8 日 閉会

河津町議会

令和三年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和三年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和3年河津町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	15
渡邊昌昭君	15
大川良樹君	30
遠藤嘉規君	47
塩田正治君	63
○散会の宣告	79
○署名議員	81

第2号（12月8日）

○議事日程	83
○出席議員	84
○欠席議員	84
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	84
○事務局職員出席者	84
○開議の宣告	85

○議事日程の報告	85
○一般質問	85
渡 邊 弘 君	86
桑 原 猛 君	104
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議員派遣の件	155
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	155
○閉会の宣告	156
○署名議員	157
○議案等審議結果一覧	159

第 1 日

12月7日（火曜日）

令和3年河津町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年12月7日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 木村吉弘君 |
| 企画調整課長 | 川尻一仁君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 中村邦彦君 |
| 建設課長 | 山本博雄君 | 防災課長 | 村串信二君 |
| 水道温泉課長 | 渡辺音哉君 | 教育委員会
事務局長 | 島崎和広君 |
| 会計管理者
兼会計室長 | 鈴木亜弥君 | | |

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（上村和正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） これより令和3年河津町議会第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上村和正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

10番、稲葉静議員、11番、宮崎啓次議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（上村和正君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会につきましては、12月1日に議会運営委員会をお願いし検討を願った結果、本日より12月9日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

8日は、一般質問2名、人事案件、専決案件、条例案件、契約案件、規約案件、補正予算をお願いしたいと思います。

なお、9日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より9日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（上村和正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第4回定例会諸般の報告。

第4回定例会が開催されるに当たり、令和3年第3回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

河津町議会議長職務。

9月15日、静岡県町村議会議長会総会・議長会議がウェブ会議形式で開催され、出席しました。

10月7日、賀茂郡町議会議長会議が西伊豆町で開催され、出席しました。

①議会議長県外調査について。

②第65回町村議会議長会全国大会及び郡議長会県外視察について。

③議会運営上の諸問題について。

等を協議しました。

10月20日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、出席しました。

総会では、静岡県町村議会議長会表彰が行われ、議員19年表彰を宮崎啓次議員が、議員11年表彰を土屋貴議員と渡邊弘議員が受賞されました。

11月8日、静岡県町村議会議長会総会・議長会議が書面決議に付され、評決しました。

11月15日、第52回全国過疎地域連盟定期総会が東京都で開催され、出席しました。

静岡県町村議会議長会会長職務。

9月16日、静岡地方税滞納整理機構議会令和3年8月定例会が静岡市で開催され、出席しました。

10月8日、静岡県町村会総会が静岡市で開催され、出席しました。

10月14日、全国町村議会議長会都道府県会長会議が東京都で開催され、出席しました。

同日、全国町村議会互助会代議員会が東京都で開催され、出席しました。

同日、一般財団法人全国町村議員会館臨時評議員会が東京都で開催され、出席しました。

10月23日、令和3年度静岡県戦没者秋季追悼式が静岡市で開催され、出席しました。

同日、静岡県護国神社戦没者慰霊大祭が静岡市で開催され、出席しました。

11月24日、多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会が東京都で開催され、出席しました。

11月25日、自由民主党幹部との懇談会が東京都で開催され、出席しました。

11月26日、第65回町村議会議長全国大会が東京都で開催され、出席しました。

同日、令和3年度町村議会議長会全国研修会が東京都で開催され、出席しました。

12月2日、全国町村議会議長会令和3年度中間監査が東京都で開催され、出席しました。

同日、全国町村議会議長会理事会が東京都で開催され、出席しました。

2、町議会活動について

町議会議員活動。

10月29日、議員月例会を開催し、河津町過疎地域持続的発展計画及び伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画について研修を行いました。

11月19日、議員月例会を開催し、河津町議会議員定数等について意見交換を行いました。

11月29日、議会全員協議会を開催し、第4回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

9月27日、令和3年8月分の出納検査報告書を受領しました。

10月26日、令和3年9月分の出納検査報告書を受領しました。

11月29日、令和3年10月分の出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

9月28日、行政監査の監査結果報告書を受領しました。

11月25日、令和3年度の定期監査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会。

12月1日、議会運営委員会を開催し、令和3年第4回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

10月5日、10月15日、10月26日、議会広報編集委員会を開催し、第3回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

12月1日、議会広報編集委員会を開催し、第4回町議会定例会の内容について広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

9月28日、第1常任委員会を開催し、議員月例会や視察研修等について協議しました。

9月29日、第2常任委員会を開催し、議員月例会や研究テーマ等について協議しました。

10月26日、令和3年度国民健康保険運営協議会研修会が静岡市で開催され、国保運営協議会委員が出席しました。

10月29日、第1常任委員会を開催し、議員月例会と視察内容について協議しました。

11月11日、第2回東部社会教育関係者等研修会が西伊豆町で開催され、第2常任委員長が出席しました。

11月18日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、国保運営協議会委員が出席しました。

12月6日、令和3年度第4回河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、令和3年度第4回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について

9月24日、令和3年東河環境センター議会第2回定例会が開催され、組合議員が出席しま

した。

4、議長に要請のあった諸会合等

9月17日、「秋の全国交通安全運動」街頭広報が行われ、出席しました。

10月29日、静岡多目的コホート事業賀茂健康長寿研究、「かもけん！」の共同実施に関する協定締結式が開催され、出席しました。

11月3日、河津町表彰式が開催され、議員とともに出席しました。

同日、河津町交通安全指導員会発足45周年記念式典が開催され、議員とともに出席しました。

同日、令和3年度河津町社会福祉協議会表彰式が開催され、議員とともに出席しました。

11月20日、令和3年度第20回河津町青少年の主張大会が開催され、議員とともに出席しました。

12月3日、河津町戦没者招魂祭が開催され、副議長が出席しました。

同日、第22回しずおか市町対抗駅伝競争大会壮行会が役場玄関前で行われ、出席しました。

12月4日、第22回しずおか市町対抗駅伝競走大会が静岡市で行われ、応援してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（上村和正君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私の所信表明と行政報告をさせていただきます。

私の2期目就任後、初めてとなる令和3年河津町議会第4回定例会が開催されるに当たり、町政運営に対して所信を申し述べさせていただきます、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

私は、去る11月14日に行われました町長選挙において、引き続き、今後4年間の町政を担わせていただくことになりました。光栄に存ずるとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの暮らしや考え方、生活を一変するような大き

な変化をもたらしました。次の時代に向けて私たちはゼロベースの考え方を持って、何をすべきか、何が大切か、価値観の変化に対応したまちづくりが求められます。

まず取り組むべき課題は新型コロナウイルス対策であり、2つ目にコロナ終息後を見据えた地域の産業活性化対策です。次のステップでは、地域産業力の強化や企業誘致をはじめ、にぎわいや雇用を増やすことに取り組んでいかなければなりません。少子高齢化、人口減少という大きな問題を抱えながら、これまでと同様、子育てしやすい、子供を産みやすい、安心安全な暮らしを中心に各施策を行い、働く世代、高齢者を支える世代の増加を目指します。それらは、町民の力を借りながら、また民間の力も活用しながら、共に創っていく「共創のまちづくり」により進めてまいります。

この実現のために、大きく3本の柱を掲げました。①「安心な暮らし」、②「豊かさをつくる」、③「未来を創る人を育てる」であります。この3本の柱の下、10の公約に取り組んでまいります。1つ目の「安心な暮らし」では、コロナ対策、地震津波洪水対策、高齢者の足となる交通網の整備、2つ目の「豊かさをつくる」では、伊豆縦貫自動車道の早期完成、バガテル公園の再生、小学校跡地の活用、第一次産業と第三次産業の連携、3つ目の「未来を創る人を育てる」では、認定こども園の実現、新小学校建設、経済活性化の人材確保の10項目であります。

この4月から河津町は新過疎法による過疎地域に指定されました。過疎といたしますと、何か寂しい気持ちになりますが、過疎法では指定された自治体が過疎から脱却するための支援措置、特に手厚い財政上の支援措置があります。既に今年度の子育て支援施設の建設工事費にも活用しています。これまで、河津町では、事業を行う際の財源確保が大きな問題でしたが、この過疎制度を使うことにより、町民の負担が少なく、各種事業が実施しやすくなりますので、積極的に活用していく考えであります。

これまで町民、行政、議会が一体となった「オール河津のまちづくり」を目指し、情報の共有による町民や議会の理解を得て進めてまいりました。2期目もこれまでの政治姿勢は変わらず、一生懸命誠実をもって、1期目の公約で道半ばのもの、新たに掲げた公約の実現に向けて行政を進める覚悟であります。これまでの、何としましてもこの町を変えたい、次の世代に負担をかけずに引き継ぎたいという強い思いを新たにし、一歩進んで、共に皆さんと手を取り合って「共創のまちづくり」にしっかりと取り組むことを決意し、私の所信表明といたします。

引き続き、9月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解と

ご協力を賜りたいと思います。

令和4年度予算編成方針について申し上げます。

現在、令和4年度当初予算の編成作業を進めているところですが、歳入面においては、町税収入に増額要因は見当たらず、地方交付税についても、その財源となる所得税や法人税等の増収が見込めないことから、大幅な増額は見込みにくい状況で、歳出面においては、社会保障関係経費や公共施設の維持補修費など義務的経費の増額、投資的経費においても労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇など歳出増が見込まれ、引き続き財政運営は厳しい状況が予想をされます。

現下の厳しい経済情勢を念頭に、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業の廃止・縮小・再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、これまで進めてきた町民と一体となった「共働のまちづくり」から、町民と共に創り上げていく「共創のまちづくり」として、民間の力も活用しながら、町民と共にコロナ終息後を見据えて、新しい時代のまちづくりに取り組んでまいります。

令和4年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、「誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進」、「豊かさをみんなでつくるまちづくりの推進」、「未来を創る人が育つまちづくりの推進」を重点テーマとし、各事業の有効性を見極め、重要政策課題等へ重点的に財源を配分すると指示したところであります。

また、特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、事業の合理化に努めるよう指示をいたしました。

必要な行政サービスの水準を確保しながら、さらなる効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

町表彰式について申し上げます。

11月3日、役場議場において河津町表彰式を行い、町の発展に寄与された4名の方々を表彰いたしました。功労表彰2名、有功表彰2名にそれぞれ表彰状と記念品を授与するとともに、会場前に受賞者の功績や活動の様子などを展示し、これまでの功績をたたえました。

河津バカテル公園ドッグラン整備事業について申し上げます。

春バラ期間に実施をしたクラウドファンディングにより、ドッグランの整備を行い、10月1日から運営を開始いたしました。

近年、犬連れの来園客が増加していることから、お客さんの満足度アップと、バラ鑑賞以

外のニーズに対する集客が期待されます。

地域防災訓練について申し上げます。

12月5日の「地域防災の日」に合わせ、各地区自主防災会が主体となり地域防災訓練を実施をいたしました。

訓練内容は、各地区の自主防災会が地元消防団等の協力を得て、津波避難訓練や防災資機材の点検、防災啓発DVDの鑑賞などを行ったほか、大鍋地区では、下田土木事務所の職員を講師に招き土砂災害についての防災出前講座を実施し、田中地区では、陸上自衛隊駒門駐屯地の協力を得て応急救護訓練を実施いたしました。今後も町民の皆様や関係機関の協力を得ながら、防災対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、職員の災害応急対策の検証・習熟を図ることを目的に、静岡県・自衛隊・消防等関係機関の協力を得て、風水害を想定した本部運営訓練を実施をしました。

「わたしの避難計画」について申し上げます。

静岡県では、早期避難を自分のこととして意識化する取組として、住民1人ひとりの避難計画、「わたしの避難計画」の作成を推進をしております。

本年度は、東部・中部・西部、賀茂地区内からそれぞれ2つの自治会をモデル地区として選定をし、住民意見を反映した「わたしの避難計画」のひな形を作成をしております。

当町では、賀茂地区のモデル地区として見高入谷地区が対象となり、区民を対象に10月と11月にワークショップを開催をいたしました。ワークショップでは、1人ひとりが地区における災害のリスクを理解し、災害時の避難先や避難のタイミングを事前に整理し、災害時に迅速・積極的に避難できるよう、避難対策について確認をいたしました。

交通指導員会45周年記念式典について申し上げます。

昭和51年に発足した河津町交通指導員会は、通学時の児童生徒を交通事故から守るため、毎朝の街頭指導をはじめ、交通安全思想の普及などの活動に尽力をされております。

設立45周年を迎えるに当たり、11月3日に記念式典を開催しました。式典では現在活動をしていただいている指導員へ感謝状と記念品の贈呈を行いまして、小中学校の児童生徒から感謝の言葉が贈られました。

町税収納状況について申し上げます。

町税収納状況は、10月末現在、収納率58.5%で前年比1.1ポイントの増。国民健康保険税の収納率は49.4%で前年比1.7ポイントの増となっております。

賀茂地方税債権整理回収協議会による10月末までの滞納整理の状況ですが、本年度は、財

産調査後、差押えに向けた個別調査を617件実施し、預金、生命保険、不動産等の財産差押えを24件実施をいたしました。

また、滞納者全員に催告通知をしており、1回目を8月に、2回目を11月に送付をいたしました。今後は、3月に通知を予定しております。

なお、静岡県及び県内の全市町は、11月と12月を「滞納整理強化月間」と位置づけ、連携して滞納整理に取り組んでいます。

今後も納期内納付の推進を図るとともに滞納額縮減に努めてまいります。

資源ごみリサイクルステーションについて申し上げます。

ごみ処理有料化に伴うごみの減量・資源化施策の一環として、「資源ごみリサイクルステーション」を役場正面駐車場に設置し、12月1日から利用開始しております。

利用期間は年末年始の12月29日から1月3日までを除く毎日で、時間は午前7時から午後8時までです。回収品目は、雑誌、新聞紙、段ボール、ペットボトル、使用済みインクカートリッジ、古着となっております。リサイクル率の向上とごみ排出量の削減に向けて積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

町指定ごみ袋製造業務委託について申し上げます。

令和4年度からの可燃ごみ処理有料化に伴い、新しい可燃ごみ袋を製造するため、町指定ごみ袋製造業務委託を、サーモ包装株式会社と477万8,400円で契約しました。新しい町指定可燃ごみ袋は、町内の取扱店で令和4年4月1日から販売開始となります。

子育て支援施設建設事業について申し上げます。

子育て支援施設建設工事は、8月に契約を締結し、工事を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、全世界的な木材、鉄材の不足に伴う鉄骨材の搬入遅延によりまして、3月の工事完了が大幅に遅れる見込みとなりました。開業遅延により、利用希望者の方々にはご心配、ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、施設備品購入及び工事監理委託料を含めた費用の次年度への繰越明許費を本定例会に計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

新型コロナワクチンの接種事業について申し上げます。

12歳以上の方を対象とする1回目、2回目のワクチン集団接種は、10月16日に終了しました。現在、新たに12歳になられた方や都合により集団接種日程で接種できなかった方を対象に、町内医療機関にて個別接種を行っております。11月末日現在で5,935人、12歳以上の方の90%が接種を完了いたしました。町内医療機関をはじめ関係者のご支援に敬意を申し上げます。

るとともに、町民の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

また、報道されているとおり、3回目となる追加接種が予定をされております。当町は、2回目接種終了後8か月を経過した方より、医療従事者等は、町内2医療機関で個別接種を1月から、高齢者施設入所者及び従事者は、主治医による施設での往診接種を2月から、その他の方は、町の集団接種で接種を2月末日から計画をしております。

ワクチンは、2月、3月供給分については、ファイザー製ワクチンが供給されることが決定をしました。予約方法は、接種対象となられた方から順に接種日程を割り当ててご案内し、都合の悪い方はコールセンターで調整をさせていただく方法を計画をしております。順次ご案内を申し上げますのでご了承ください。

なお、追加接種経費について、補正予算を本定例会に計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金先行給付事業について申し上げます。

高校生世代以下、平成15年4月2日以降、令和4年3月31日までに生まれる子供がいる世帯で、児童手当の特例給付基準以上の収入がある世帯を除き、子供1人5万円の臨時特別給付金を年内に現金給付開始するよう事務を進めております。まず、児童手当本則給付対象者で給付辞退を希望する方を除き、年内に給付したいと考えております。高校生世代を有する世帯及び受給対象者が公務員の世帯、今年12月以降新生児が生まれる世帯は、給付申請を提出していただき、受付審査終了後に速やかに給付したいと考えております。

なお、経費については、専決処分の承認を本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

観光振興関連事業について申し上げます。

町内宿泊者への誘客と特産品の消費拡大を目的に、河津町観光協会へ事業補助を行い、特産品送付事業が実施をされました。4月29日から10月31日までの間に町内宿泊施設を利用し、応募された3,368名の方に河津町の農林水産物等の詰め合わせを送付をしております。

道路事業について申し上げます。

防災・安全交付金町道鍛冶屋沢線舗装補修工事は、平成27年度から河津町道路ストック総点検の結果を踏まえ、毎年計画的に舗装補修を実施しているもので、今年度分の舗装83メートルが9月28日に完成をしました。

町道縄地線路側改修工事は令和2年度の地区要望箇所、道路が一部欠損し、幅員への影響があったために路側を改修したもので、ブロック積み51.2平方メートルが11月19日に完成

しました。

浜地区道路施設改修工事は、毎年継続実施しており、経年劣化した側溝上部を改修し、道路機能の改善を図るもので、側溝改修96メートルが11月15日に完成をいたしました。

工事期間中は交通規制等へのご協力ありがとうございました。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

河津インターチェンジにおきましては、10月30日に周辺地区の住民を対象に、完成が迫るランプ橋の建設現場見学会が開催され、大人84名、子供14名、合計98名の方が参加をされました。

また、工事説明会が、河津インターチェンジにおきましては11月30日に西小学校体育館で、逆川インターチェンジにおきましては12月2日に逆川公民館で開催をされました。地権者をはじめ近隣住民の皆さんには、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

学校教育事業について申し上げます。

統合による新小学校の校歌作成は、9月30日に有限会社アスク・ミュージックと50万円で校歌作成業務委託を契約しました。来年12月の完成を予定し、同社代表取締役の新澤俊彦氏を河津町に招き児童と交流等を行い、校歌を作成してまいります。

河津町立南小学校トイレ改修工事は、当面の間、新小学校の校舎となる南小学校のトイレを改修するもので、10月15日に完成をしました。

学校ICT支援事業は、9月定例会で補正予算を計上させていただき、当初予算分と合わせて285万円で、株式会社ウチダシステムズと業務委託を契約しました。この事業はGIGAスクール構想で導入したタブレット端末の利活用を推進するため、教職員への研修やヘルプデスクの開設を行うものです。

社会教育事業について申し上げます。

河津町文化協会主催の第40回河津町民文化祭は、河津バガテル公園で開催をされまして、展示部門が11月2日から5日まで、舞台部門が13日にそれぞれ行われました。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、2年ぶりの開催となりました。展示部門では、19団体・個人11人より約1,800点の陶芸、絵画、写真、郷土研究等の展示が行われました。また、40回記念として、展示期間を2日間延長し、茶道会や手作り体験教室が行われ、延べ882人の方に来場していただきました。舞台部門では、空手形演武、フラダンス、楽器演奏、ダンス、新体操、吹奏楽など12の演目が披露され、延べ410人の方に来場していただきました。主催をされました文化協会をはじめ関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

第20回河津町青少年主張大会は、11月20日河津町保健福祉センターふれあいホールで行われ、町内の小中学校、稲取高校と下田高校の児童生徒に、自分の思い、友達、河津町などについて主張をしていただきました。文化祭と同様に2年ぶりの開催となりました。発表では、今を真剣に生き生きと過ごしている様子が伺われました。発表していただいた皆様、また、来場者の皆様に改めてお礼を申し上げます。

第5回伊豆の踊子読書感想文コンクールは、読書の習慣を高めることや、「伊豆の踊子」を多くの人に知ってもらうため、伊東市を募集対象に加え、6月1日から9月30日までの間、中学・高校・一般の部の部門で作品の募集を行いました。応募数は一般の部で5名、高校生の部で18名、中学生の部で51名でした。表彰式は第20回河津町青少年主張大会終了後に開催し、最優秀賞2名、優秀賞1名に表彰状を授与しました。このほかにも佳作4名、努力賞2団体に表彰状を授与いたしました。

第22回静岡県各市町対抗駅伝競走大会については、12月4日静岡市を会場に12区間42.195キロのコースで行われ、県内全市町選手団が出場しました。河津町選手団は募集、推薦により集まった候補選手39名が10月から約2か月週2回の練習を続け、代表選手12名が大会に出場し、練習の成果を発揮しました。結果は、町の部で12チーム中第10位、記録は2時間35分27秒でした。選手、監督、コーチをはじめ、関係者の皆様に心から感謝いたします。また、町民の皆様の声援に厚く御礼申し上げます。

主な入札結果について申し上げます。

道路メンテナンス事業、町道縄地線（水神橋）の橋梁補修工事は、東海建設株式会社が落札し、1,171万5,000円で契約しました。この事業は、5年に一度のサイクルで実施をしている橋梁点検において、判定Ⅲが出たものについて計画的に補修工事を実施していくものです。

河津町立文化の家長寿命化事業に伴う改修工事設計業務委託は、1級建築士事務所野田建築設計事務所が落札し、297万円で契約をいたしました。この事業は、文化の家の長寿命化を図るため、屋根の塗り替え、空調設備の改修、外壁クラックの補修等の設計を委託するものです。

（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入は、株式会社スワベ商会下田支店が落札し、2,530万円で仮契約を締結しました。この事業は、河津町子育て支援施設に必要な家具、遊具等を購入するものです。

契約締結の議案を本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

その他の入札結果につきましては別紙を参照してください。

報告は以上のとおりであります。

現在、新型コロナウイルスの感染者は抑えられているところですが、今後の状況は不透明な状態であります。町といたしましては、感染防止対策を図っていくとともに経済対策を行ってまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。私の行政報告とさせていただきます。

○議長（上村和正君） これで町長の行政報告を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午後10時55分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、渡邊昌昭議員、1番、大川良樹議員、4番、遠藤嘉規議員、6番、塩田正治議員、9番、渡邊弘議員、2番、桑原猛議員。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（上村和正君） それでは、3番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

3番、渡邊昌昭議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 改めまして、おはようございます。

3番、渡邊昌昭です。

令和3年第4回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。

私の質問は次の3件です。

1件目、町長の政治姿勢について。

2件目、伊豆縦貫自動車道天城越えルートについて。

3件目、小中一貫校についての3件です。

町長、副町長、教育長、関係課長の回答をお願いいたします。

1件目、町長の政治姿勢についてです。

11月9日告示、14日投票予定で町長選挙が行われ、無投票により岸町長が当選し、岸町長体制が2期目を迎えます。岸町長の実績を町民も信任した結果だと思えます。本当におめでとうございます。6月定例会、9月定例会で続投をお願いしていた私としては、ほっとしているところであります。

そこで、河津町の今後の4年間を担っていただくわけですが、1期目の町長としての新型コロナウイルス感染症に対する各種施策なども含めて、ここで4年間を振り返り、町長ご自身で評価して、反省すべき点、こうすればよかったと思うような点はございますか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員から、私の政治姿勢について、特にこれまでの4年間の反省点等についてお尋ねですので、お答えします。

まず、お尋ねの1期4年間を振り返りまして、自己評価での反省すべき点について、また、新型コロナウイルスに対する反省点についてお尋ねですので、お答えします。

特に私の政策等で反省すべき点は、特にはございませんが、7つの公約を掲げて推進をしてきましたが、思うように進まないものもありまして、今後引き続き推進すべき課題が残っている、そういう思いでございます。特にこの2年間は新型コロナウイルス対策を優先的に取り組ましまして、多くの時間を費やすこととなりましたが、子育て支援施設建設ですとか、あるいは小学校の統合問題など、できるだけ政策に関わる重要事項については進めてきた一方

で、思うように進まない面もあったのかなど、そういうふうに思っております。

具体的には、コロナ感染拡大によりまして、地区懇談会の開催ですとか、あるいは地区との協議に関わるもの、集会等の人的交流による密になる可能性がありまして、地区などとの調整の結果、開催できないものも数多くありまして、計画が滞ってしまう事業もございました。

しかし、逆に、この4年間の情報公開と町民参加のまちづくり、あるいはオール河津のまちづくりを進める中で、町民、議会、行政が一体となった行政運営の姿勢が成果として認められてきたことがあると、私は思っております。

新型コロナウイルス対策に関する各種施策については、昨年を経済対策をはじめ本年のワクチン接種の推進など国の交付金を使いまして、広く活用を図ってまいりました。基本的な取り組む姿勢は、できるだけ早い時期に実証できるように取り組んできたつもりでございます。

おかげさまで、ワクチン接種も12歳以上の方の9割近くの方に2回目の接種を集団接種の方法で打つことができました。今後も感染拡大も心配されますし、3回目のワクチン接種の実施に向けまして、これまで同様に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ただいまの回答に情報公開の点、この点がちょっとということではございましたけれども、これからは時代も変わっていくことを考えますと、懇談会、これも必要でしょうし、いろんな方法を考えていくことも必要のかなと考えられます。あらゆる手段を通じて町民に情報の公開ができていけばいいなと考えております。

先ほどの所信の報告がありましたけれども、これからは4年間町長として河津町のリーダーとしての考え方をお教えしていただきたいと思っております。

共創のまちづくりを掲げ、基本政策と具体的な3本の柱として、誰もが安心して暮らせるまち、豊かさをみんなで作るまち、未来を創る人が育つまちとして3本の柱を立て、それぞれに新型コロナウイルス対策の諸問題に取り組む防災・減災対策による命と暮らしを守る課題に取り組む効率のよい地域交通システムの再検討を進める。伊豆縦貫自動車道の早期完成に取り組む。河津バガテル公園再生に向けて再検討を進める。小学校統合後の跡地活用について検討を進める。第一次産業と第三次産業の連携事業に取り組む。保育施設など新たな子育てしやすい環境づくりに取り組む。小学校統合後における新校舎の建設計画を進める。都

市との交流や民間企業との連携など幅広い分野での競争を進めるとしておりますが、その具体的な方策や考え方についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊議員のご質問で、これからの4年間の基本施策と具体的な3本の柱についてお尋ねですので、具体的にという話があるものですから、少し長くなりますが、よろしくをお願いしたいと思います。

また、所信表明と重なる部分がありますが、そういうことで若干重なる部分もあるかと思いますが、ご理解願いたいと思います。

私の1期目の任期は、先月の25日でありました。2期目については、これまでの7つの公約を掲げてまいりましたが、先ほど申したように、これまでの4年間で実行に移せなかったもの、あるいは少し進んできたもの、反対に実行に移せたものもありますが、また新たな課題も出てきております。

2期目について、これらの未達成な事業の継続と、当面の重要課題であります新型コロナウイルス対策を継続をして進めることを考えまして、気持ちを新たに町長選に出馬する決意を決めさせていただきました。

今回の選挙につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、1期目の実績評価の選挙であると考えておりまして、当選できたことは、一定の評価が得られた結果であると思っております。

今後ともこれまでの進め方を維持しまして、丁寧に議会、町民の皆さんに説明をしながら、公約を中心に進めていきたいと思っております。

2期目は、これまでの基本姿勢を町民、行政、議会が一体となったオール河津のまちづくりを継続をしまして、1期目で公約でやり切れなかったものと、新たな公約の実現に向けて行政を進める覚悟でございます。

特に新たに取り組む大きな課題は2つございます。1つは、新型コロナウイルス対策です。2つ目は、コロナ収束後を見据えた地域の産業活性化対策です。それも町民の力を借りながら、また民間の力も活用しながら、共に創っていく共創のまちづくりを進めます。今後4年間の10の公約をお示ししましたが、少子高齢化、人口減少という大きな問題を抱えながら、これまでの子育てしやすい、子供を産みやすい、安心・安全な暮らしを中心に各施策を行って、働く世代、高齢者を支える世代の増加も目指して取り組んでまいります。

次のステップは、さらに地域産業力の強化や企業誘致をはじめ、にぎわいや雇用を増やす

ことに取り組んでいかなければなりません。

私の2期目についての公約は、次のとおりでございます。

基本目標は、共創のまちづくりであります。先ほど申しましたが、これまでの町民参加とオール河津の絆をさらに一步進めて、民間の力も活用しながら、町民と共につくる夢ある新しい時代へのまちづくりに挑戦をいたします。

次に、基本施策と具体的3本の柱と個別の公約でございます。

基本施策は、命と心を育む1人ひとりが豊かに輝くまちづくりです。

1つ目の柱は、誰もが安心して暮らせるまちです。個別の公約につきましては、新型コロナウイルス対策の諸問題に取り組むであります。

これまで新型コロナウイルス対策については、約2年間にわたり対策を行ってきました。昨年度は、主に経済対策を中心として、国の給付金事業や町独自のプレミアム商品券、工事券の発行や小規模事業者への持続化給付金、水道料の2か月免除、敬老を祝う商品券の給付、また、町外の大学や専門学校に行っている町出身者への学生への補助などを行ってきました。今年に入り、新型コロナウイルスワクチン接種が3月より医療従事者の接種から始まり、4月からは65歳以上のワクチン集団接種が始まりました。町民の命に関わることであり、その体制づくりに全力で取り組み、目標の7月末には、希望者のほぼ全員の接種を完了しました。接種率は約94%と、多くの人の協力をいただきました。8月からは、64歳以下12歳以上を対象に、集団接種を行いまして、10月16日に希望者全員の接種が完了しました。接種率は86%でした。町民全体では、約89%と9割近い方の町民の皆様の協力に感謝しまして、集団免疫の効果が現れるものと確信をしております。

しかし、まだまだ今後も第6波の拡大も心配されます。また、3回目のワクチン接種の方向が国より示されるなど、多くの課題が予想されます。町民の命と暮らしを守る重要な問題だけに、これからも状況判断をして適切に取り組んでまいります。

次に、防災・減災対策による命と暮らしを守る課題に取り組むでございます。

何よりもまず、行政として優先的に取り組まなければならない課題であります。当然コロナ対策も当面の重要対策ですが、懸念されている南海トラフ地震と関連する津波対策、そして近年多発している豪雨による洪水対策も重要であります。これまで4年間において率先してこの対策に取り組んでまいりました。具体的には、既に町民には、知る・備える・行動するを念頭に、ファイル式の防災ガイドブックを作成し、配布をいたしました。そのほかにも地震、津波、水害など各種の災害に対する訓練や自主防などへ資器材の配布、避難路の整備

や路面標示、家具の転倒防止補助金制度の創設などを行っております。

ハード面では、津波に対する沿岸地域の防潮堤事業も見高地区から始めております。学校などの広域避難場所の電源対策なども行い、将来的には、防災本部である役場周辺が手狭であることから、新たな峰地区に本部のサテライト機能を持つ防災公園も計画し、用地の取得も令和2年度に済みまして、現在は測量設計を行っております。

今後も基本的な施策として、減災対策を進め、本部体制の強化の下、常に危機管理の意識を持って行政運営を進めてまいります。

次に、効率よい地域交通システムの再検討を進めるであります。

現在、町では、東海自動車に運行委託をしている自主運行バス、町独自で逆川地区と学校などを結ぶ町営バス事業、そして上河津地区の上佐ケ野の小鍋、大鍋、泉奥原地区と湯ケ野・下佐ケ野を結ぶ無料運転の町バスの運行を行っております。特に町バスについては、高齢者の足として交通手段が乏しい地区の住民を対象に運行を行っておりますが、現状では利用者が少ない状況です。これまでのアンケートなどを通して改善をしてきておりますが、根本的な解決に至っていない状況でございます。今後の高齢化や人口減少を考えたときに、いかに高齢者の移動手段を確保するかというのが、大きな問題であります。今行っている事業の見直しを図り、利用しやすい仕組みづくりの再検討を進めます。

次に、2つ目の柱、豊かさをみんなで作るまちです。個別の公約につきましては、伊豆縦貫自動車道路建設の早期完成に向けて取り組んでおります。伊豆縦貫自動車道路は、下田・沼津間を約60キロを1時間で結ぶ高規格道路計画です。既に月ヶ瀬インターチェンジまでの区間が中央道を活用して供用開始しております。今後は、月ヶ瀬インターチェンジから下田間が残されておりますが、既に河津から下田間は工事が進められていて、令和4年度中には、仮称、河津インターチェンジから逆川インターチェンジでの間の約3キロが開通をする見込みでございます。

伊豆縦貫自動車道建設計画は、時間短縮などによる物流や観光客などへの人や物の流通拡大、あるいは強靱な道路による災害時の交通網確保、順天堂静岡病院などへの時間短縮による命の道として大変重要な道でありまして、町にとっても将来に向けての希望の計画でありまして、今後も、これまで以上に早期完成に向けて関係市町と連携をして取り組みます。

次に、河津バガテル公園再生に向けて再検討を進めるであります。

これまで河津バガテル公園につきましては、再生検討を進めるとの公約でありまして、平成30年10月に外部の大学講師や地域の代表3人による再生検討委員会を設けて様々な議論を

していただきました。方向性としては、民間による園の運営を基本として、指定管理者の公募による運営を目指してまいりました。しかし、最終的には公募は不調に終わりました、今年度から新たな新企画を図り、新たな方針について再生委員会において検討をしていただいているところであります。今後、方針が示された中で取り組んでいきたいと思っております。

現状は取組途中ですが、これまで直営になり、約7年間で立て直しができない中で、公園のグレードも落ち、かえってイメージを悪くしている面も見られました。私は民間の力を借り、再生に取り組み、先ほどから申しているように、今後その方向で進めていきたいと思っております。

もう一度民間活用の方策を練り直し、町の過疎計画にも盛り込んでありますので、今後は町として資金面など優位に活用できますので、施設の改修などを含めた民間事業者との再生に取り組みます。また、町として民間事業者に頼るだけでなく、公園のイメージアップやグレードを上げ、集客を増やす試みも並行して取り組んでまいります。

おかげさまで、コロナ禍の中で大変厳しい状況ですが、去年は、新日本フィルハーモニーによる管弦四重奏の演奏や谷津てらまち会によるプロジェクションマッピングなど各種のイベントを通して町民をはじめ多くの入園者もありまして、成果も実感しております。また、再生検討委員である外部の専門家からも、公園が今まで以上によくなっているとの言葉もいただいております。

継続して再生に向けて施設運営計画を練り直し、併せてこれからも施設管理にしっかり取り組み、各種イベントなどを開催し、町民の皆様に親しまれる公園を目指し集客に取り組んでいきたいと考えます。

次に、小学校統合後の跡地利用について検討を進めるであります。

小学校統合問題については、積極的に取り組むという公約でありましたが、統合についての検討組織であります学校教育環境整備委員会、さらに小学校統合準備委員会から教育長の諮問による答申を受けております。現在はご存じのように、令和5年度に統合し、現在の南小学校を仮校舎として当面利用して、将来的には、河津中学校周辺に新校舎を建設して、小中一貫校を目指すというものであります。

また、統合準備委員会では、部会を設けて通学方法や援助、校章や校歌など統合に関わる事項について継続をして検討いただき、既に校歌や校章などについて検討作業を行い、令和5年度統合に向けて着々と準備は進んでおります。

今後は、跡地の活用や新設の統合小学校の建設課題に取り組めます。跡地の活用につま

しては、公共施設整備検討委員会に諮問し、答申を受けて、今後の跡地の活用について民間事業者の活用も視野に入れながら、活用を図ってまいります。

次に、第一次産業と第三次産業との連携事業に取り組むであります。

第一次産業を今後どうして維持していくかは大変重要でありまして、これまでも第一次産業と第三次産業との連携事業に取り組むとの公約でありましたが、河津桜ブランドを生かした河津桜切り枝商品化研究会を令和元年6月に立ち上げ、商品化に向けて県などの協力を得て、取り組んでおります。試験出荷やテスト販売、苗や圃場整備の補助制度なども立ち上げまして、併せて遊休農地や耕作放棄地の解消策にも取り組んでまいります。

特に大鍋地区では、出荷用の棚方式の植栽も行われておりまして、また、逆川地区でも本年度植栽が予定をされております。また、バガテル公園では、食用バラの試験栽培も行い、民間の事業者とも協働で消費拡大に取り組んでおります。

今後も栽培技術の普及や啓蒙、耕作者の増加に向けて取り組んでまいります。さらに、販路など、これまで以上に民間事業者の活用を進めます。

大きな3つ目の柱は、未来を創る人が育つまちです。個別の公約につきましては、保育施設など、新たな子育てしやすい環境づくりに取り組むであります。

これまでも幼稚園、保育園の将来的な運営形態について検討を進めるとの公約でしたが、これは将来的な運営の検討で、保育園については民間事業者でありますので、現状では具体的な運営形態の話合いは行われておりません。しかし、子ども・子育て会議の中では議論がされております。

現状の中で町としては、当面の課題として幼稚園の中で少しでも保護者の実情に対応するため、4歳、5歳児の預かり保育の時間延長や3歳児の預かり保育の開始などを行ってまいりました。

今後も公約実現に向けまして、具体的には民間の保育所の理解を得まして、認定こども園などを具体的に進めたいと考えます。

次に、小学校統合における新校舎の建設計画を進めるであります。新校舎建設につきましては、統合後のできるだけ早い時期に新校舎に移転できるように、配置計画や財源、将来児童人数や統合方針などについて検討を進めます。

校舎建設事業についても過疎計画に盛り込みましたので、財源的な確保についてはこれまで以上に優位に運べるものと考えております。

次に、都市との交流や民間企業との連携など幅広い分野での共創を進める。

これまでも行政と町民の役割と責任を分担して協力しながら、町民参加とオール河津でまちづくりを進めてまいりました。将来にわたり人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が予想される中で、なお一層の力を合わせた取組が必要でありまして、共に創る共創のまちづくりによる持続可能なまちを目指します。

この約2年間のコロナ感染拡大状況下で、国民の暮らし方や働き方、仕事場所の変化、健康の考え方、地域の魅力や特色などの再認識、生き方や価値観、考え方が多様になりまして、特に都会人の地方への移住・定住が注目されております。町においてもコロナの影響で経済活動が停滞し、今後のコロナ終息後のまちづくりを考えたときに、根本である人口減少問題、少子高齢化対策について力を入れるべき課題として、地域産業力の強化や企業誘致、移住・定住促進、公共用地や施設の利活用を進めることが重要であります。

これらの変化した価値観を捉え、課題である人口減少や少子高齢化といった問題解決や施設の効率化の運営など、民間の事業者の力を活用した取組が重要であると考えております。具体的には、都市との交流、民間企業や教育機関の連携や誘致を目的に、役場内に受け入れる担当係、例えば都市交流係ですとか、外交係など、窓口となる部署を創設をしまして、移住・定住、企業誘致など、公共用地活用などを図りまして、町民サービスの向上、地域活性化の推進、ビジネスチャンスの創出などを目指し、今後取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。丁寧に解説いただきまして、ありがとうございました。

公約細かくあるんですけども、この中の言葉全部がそれぞれに絡み合っていて、リーダーとしてしっかり俯瞰的なところから見ていただきまして、引っ張っていただければいいのかなと思います。

ここ2年間に新しい生活ということで、町民の生活、国民の生活が変わってまいりました。今まで以上に細かい情報提供と町民、民間の力を借りて町を引っ張っていただければいいかなと考えますので、どうかよろしく願いいたします。

1問目を終わりました、2問目、伊豆縦貫自動車道天城越えルートについて質問したいと思います。

伊豆縦貫自動車道河津・下田道路の建設は着々と進み、先ほどもお答えいただきましたけ

れども、来年度中には一部開通するというので、期待は膨らむばかりであります。本年3月には、天城越えルート、これが都市計画として発表されました。大鍋地内の地積調査も該当地域は終了したと聞いています。

これまでの進捗状況や今後の建設に向けたスケジュール、これについては、町民も関心が非常にあると思っていますので、スケジュールはどのようになっているのか、お教え願いたいと思います。国の事業ではありますけれども、工事の概要など分かる範囲で結構ですので、国の用地の地権者に対する説明会や工事に取りかかる手順、工事予定の期間など、大まかで結構ですので、通常の高規格道路建設などで考えられる手順などをお教えいただければいいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、伊豆縦貫自動車道の天城越えルートについて、その進捗状況と今後のスケジュールということでお尋ねですので、お答えします。

先ほども申しましたが、伊豆縦貫道の天城越えのルートにつきましては、延長約20キロの計画でございます。その進捗状況ですが、先ほど議員がおっしゃるように、国の事業ということでございますので、資料を基に分かる範囲でお答えしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

現在は大きく概略計画、ルート等が決定をしまして、その後2つの手続を進めております。1つは、環境影響評価の手続、もう一つは、都市計画の手続でございます。

環境影響評価につきましては、現在準備書の作成段階であります。また、都市計画の手続については、素案作成後に住民説明会の開催、意見集約を行いまして、現在は都市計画案の作成中であります。2つの手続については、最終的には、審議会を設けて最終的な公告、告示、縦覧を経て、事業実施段階に移るものと考えております。

また、議員お尋ねの今後のスケジュール等でございますが、なかなか不確定な部分がありまして、まだ詳しい情報が入ってこない部分があるかと思っておりますが、担当課長より答弁させていただきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、今ご質問のありました天城越えルートの進捗状況と今後のスケジュールというところで、質問の内容と、あと、町長の答弁の中と一部重なる部分もありますけれども、ご理解願いたいと思います。

また、国の事業ということで、先ほど説明も町長のほうからもありましたけれども、分かる範囲となりますけれども、ご理解を願いたいと思います。

それでは、現在までの進捗状況といたしまして、路線の必要性や効果、あと優先区間の絞り込み、あと概略ルートや構造の検討など様々な調査を経まして、平成30年1月にルート帯というものが決定いたしました。その後、環境影響評価、あと詳細のルート検討などが行われまして、環境影響評価の方法書というものが平成30年11月に公告、縦覧されまして、説明会が開催されております。さらに、詳細ルート案というものが決定した後に、今年3月ですけれども、都市計画の原案説明会というものが開催されまして、8月には公聴会というものが行われまして、2名の方から意見の口述をいただいております。

今後につきましてですけれども、都市計画面と環境影響評価の準備書の縦覧というものが、今月の10日から来月の1月11日まで行われます。今月のまた19日と20日の日には、環境影響評価の準備書の説明会というものを保健福祉センターのふれあいホールのほうで開催する予定となっております。その後、県の都市計画の審議会や国土交通大臣の協議というものがあるとは思いますが、そちらを経まして、環境影響評価書と都市計画の決定がされていく予定となっております。現在は、この一連の流れの中で進んでいる状況となっております。

環境の部分と都市計画の部分が進んでいるんですけれども、もう一つ事業の部分というのも三本立てで絡み合いながら、同時に進行していくという形になります。その後に天城峠区間の新規事業化というものはあるんですが、新規事業化の時期につきましては、現時点ではいつになるかというのは不明となっております。事業化された後は、事業の説明会や協会の立会い、地権者への説明や売買や借地の契約、あと工事説明会などが行われて事業着手されていくものと考えております。その後は工事という形になるんですけれども、距離が長いのと、あと、トンネルや橋梁という構造物が主になる区間にはなってくるとは思われるんですが、事業期間というのは、現在では全くこちらではちょっと予想できるものでもないというのがあるので、そちらについてはご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

分からない点が多い中での回答ではございましたけれども、実際に今まだ書類ベースというのか、環境の関係とか実際にはまだかかれていないというのが現状で、早くその辺をやってもらいたいものだと、このように考えます。

工事用道路、これができるということなんですけれども、今はまだ計画段階が進んでいるところでありますけれども、伊豆縦貫自動車道天城越えルートの工事に関しては、環境などを保全するために、仮設で工事用道路を設置し、現況に復旧させるという方法も場所があるかと聞いています。

天城越えルートは、大鍋地域の地区の県道115号線湯ケ野・松崎線の約南側100メートルぐらいのところを歩いていくようなことが都市計画で発表されました。作業車両が大鍋地内を通行するに際して、県道115号線を使用するものだと思います。作業用道路がどこを通るのかは、まだ発表されていませんが、県道115号線は、狭隘な部分が多く、大型車両が行き交うことが困難な場所も多くあります。この県道115号線は、大鍋区内の唯一の生活道路であり、以前から区民の要望でもある県道の拡幅、県土木に要望している2車線化についてどのように計画はなされるのでしょうか。この機に国・県に2車線化の提案をする予定はありますか、お聞きします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまお尋ねの工事用道路の整備と工事用道路の町道化についてと思いますが、その点についてお答えします。

先ほど言ったように、まだルートがはっきりしていないということがありますが、実施段階になりますと、時期は不明ですけれども、予算がつき次第、工事が始まってくると思っております。

当然お尋ねのように、工事を行うには搬入ですとか搬出路など工事用道路が必要でありまして、工事終了後の活用も考えられることもあるかと思えます。また、今後の関係で、使用すると考えられる県道の改良につきましても、国の事業と絡めて改良を拡幅できないか、しっかりと要望していきたいなど、そういうふうに思っております。特に予定されております区間で大鍋地区とか梨本地区については、現状では、出入り口が1方向ですので、仮に災害などで崩落などにより道路が寸断されますと、地区の住民の孤立化の危険性が大変考えられるわけです。これまでも町内のほかの行政区と同じような状況が考えられますので、その対策が重要であると、そういうことで考えておりました。

お尋ねのように孤立化を防ぐ方法として、工事用道路を工事終了後に有効に活用することによりまして、減災対策への対応が私は可能になると思っております。

既に国土交通省の沼津河川国土事務所長には、私から梨本・大鍋地区の避難路として伊豆縦貫自動車道路の工事用道路の活用について要望してございます。所長からはその重要性に

ついても十分認識をしていただいたと、そういうふうに理解をしております。

その中で、計画路線の工事用道路がどの場所にできるかによっても、その活用が可能かどうか検討されなければなりません。天城越えルートはトンネルが多く、どのように工事用道路を入れるかが今のところ不明でございますので、今後活用できるものならば、さらに今後は要望していきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 3問目で質問しようと思っていた工事用道路の関係なんですけれども、大体今、町長にお答えいただいたんですけれども、大鍋地区、ここを通るわけなんですけれども、急傾斜地が多く、町長の説明のとおり、一たび災害が起きれば孤立化してしまうということです。そんな状況の中で、大鍋地区にインターチェンジ欲しいなというのが、区民の考えなんですけれども、インターチェンジを造っていただきたいというのはやまやまなんですけれども、いざというときのために、縦貫道管理道路、または町道として残していただき、ふだんは平常時に鍵かけるとしても結構ですので、有事の際には通行できるような形で確保してもらいたい、こういう要望が区民にも多くあります。これができれば、先ほど町長おっしゃったとおり、梨本地区、大鍋地区、これが孤立しなくても済むんじゃないかなと考えておりますので、本当にこれらをこれから国、または県、申請を強くいただければいいかなと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

3問目の小中一貫校の計画についてお聞きします。

令和元年12月24日の小学校統合準備委員会の答申のとおり、小学校の統合は計画どおり準備委員会で進み、令和5年度には、小学校が統合小学校、河津小学校が開校できるものと思えます。

令和元年12月の河津町立小学校統合準備委員会の答申は、結論として、河津町内3小学校を閉校し、新校舎を建設し、新たな統合小学校を開校する。1として、開設時期、令和5年度、2、開設場所、河津町立河津中学校周辺、当面の間は河津町立南小学校校舎を活用する。3、学校形態、中学校と小学校の連携を深めた小中一貫校とするとの内容でございます。

ここで、再度小中一貫校と義務教育学校の違いを説明していただき、答申の言う、一貫校とするための準備はどのように進められているのでしょうか。統合時、すなわち令和5年度から一貫校とするのか、中学校周辺に移転したときに一貫校に移管するのでしょうか。中学校周辺に移転後の一貫校であるなら、施設一体型または施設隣接型となります。統合小学校

のスタートからなれば、施設分離型かこのようになりますが、現在小中一貫校としてどのように計画され、準備がなされているのでしょうか。

校舎などの設備については、ハードの部分であり、一貫校はソフト的な部分が多いと思われます。町長、教育長の考え方について説明をお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、小学校統合の小中一貫校の計画の関係でございます。

先ほどいろんな所信表明ですとか公約の中でも申してありますが、ハード面では、ある程度財政的な面でも過疎計画に乗っけたりしてやると、進みやすくなったのかなと思っております。そういうことで、令和5年に仮校舎として南小学校に統合するわけですけれども、この辺の今後のことについても、やはりなるべく早急に方向性を決めていきたいなとも思います。

そういう中で、方向性については、統合準備委員会の答申を尊重して進めたいと思っております。具体的には、内容については、教育委員会がその所管課でありまして、その考えの下に今後協議をしていきたいなともそうは思っております。

進捗状況につきましては、教育長に答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 小学校統合と小中一貫教育の進捗状況についてご質問がありました。

渡邊議員の質問の中にもありましたけれども、小学校統合準備委員会のような答申に沿って令和5年4月の新小学校開校に向けて統合の準備を進めています。特に令和3年4月から教育課程研究委員会を開催し、新小学校の教育活動計画の研究を進めてきました。8回の討議を行い、主に新小学校の教育計画の骨組みの部分の検討を行っています。研究の成果は、冊子にまとめ、小学校統合準備委員会に報告する予定でいます。

令和4年1月からは、教育計画を12の分野に分け、担当の教職員で検討する予定です。その後、新小学校教育課程案として令和4年10月をめどにまとめる計画となっています。これを新しい小学校の基礎計画として新小学校の教育活動を実施して行く予定です。

お尋ねの小中一貫教育についてですが、小中一貫教育を実施するためには、9年間を見通した教育内容の実施計画が必要となります。まずは、新小学校の安定的な運営や学校経営の充実を図った後、小中一貫教育の研究推進を行いたいと考えています。

現状では、小中一貫教育を有効に実施するためには、校舎分離型より隣接型か一体型が効果的であろうと考えております。

小中一貫教育の研究推進については、河津中学校付近への新校舎移転と並行して、丁寧な準備をした上で具体化していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

ただいまの説明で、校舎が移転して新築がなされた時点で、施設一体型、隣接型という形の下で、小中一貫校を設立したいなという考えを教育長はお持ちだということで、分かりました。

そんな中ではございますが、小学校が移転した場合、幼稚園はどうなるのでしょうか。小学校が統合し、今のさくら幼稚園があつた場所に残る。これも考えられるんですけども、小学校が統合し、小学校とともに中学校付近に移転させるのであるのか、それぞれ町長、教育長の考え方をお教え願いたいと思います。

町内に小学校が1校、中学校が1校となりますが、幼稚園も1園で、河津町らしい幼稚園と義務教育の9年間で、河津町らしい一貫教育ができるものと考えられます。河津町の教育大綱を基に、幼稚園、小学校、中学校と連携して一貫した教育が行われれば、河津町らしい教育環境が整うのではないのでしょうか。

町立の幼稚園と私立の幼稚園では、それぞれの運営は異なり、統合は難しいと思われまふ。先ほどの町長の所信の表明にもありましたけれども、幼稚園教諭と保育士の確保、これは難しいのかなとも考えますし、認定こども園の設立に向けての手順についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問の小学校移転に伴う幼稚園の関係についてお答えします。

今後小学校が新校舎に移転した場合に、幼稚園の移転についても考えざるを得ない思っております。

さきには小学校の統合準備委員会から幼稚園移転について答申をいただきまして、新たな小学校の近く、要するに河津中学校周辺が望ましいとの答申をいただいております。しかし、現状の町の状況を考えてみますと、年間約30人前後の出生者数を考えまして、特に本年度の幼稚園の入園者数が10人程度ということだったものですから、その状況を考えていかなければならないと、そういうふうに思っております。

ご存じのように、河津町では、民間の保育園ですとかママさん保育などを行っていただいております。幼児や乳児の現状を考えたときに、時期は未定ですが、先ほどから申しているように、保育園機能と幼稚園機能を併せ持ちます認定こども園が、私としては、その設立がよいのではないかなど、そういうふうを考えております。保育園やママさん保育は民間事業者ですので、どのような進め方がよいのか、あるいは今後の方向についてご意見を伺いながら、検討を進めていきたいと思っております。

また、町全体で、子供を取り巻く環境づくりも子ども・子育て会議で取り組んでいただいておりますので、そちらでのご意見等も参考にしながら、町の方向性を決めていきたいなど、そういうふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 認定こども園、今のさくら幼稚園を中心に先ほどの所信の表明にもありましたけれども、預かり保育、これらを充実させていくということであれば、幼稚園主体型の認定保育園という形になるかと思っておりますけれども、それら、一つになれば、一番いいのかなと考えております。それらの施策を進めていただきまして、河津町の子供たち、健やかに一貫教育ができればいいかと考えておりますので、どうかよろしく願いして、私の一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問を許します。

1 番、大川良樹議員。

〔1 番 大川良樹君登壇〕

○1 番（大川良樹君） 1 番、大川良樹でございます。

令和 3 年河津町議会第 4 回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日私の質問は次のとおりでございます。

1 件目、仮称河津町子育て支援施設ハード面について。

2 件目、仮称河津町子育て支援施設ソフト、サービスについて。

3 件目、国民健康保険税改定について。

以上、3 件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

1 件目、仮称河津町子育て支援施設ハード面についてお伺いします。

来年 3 月に完成予定だった仮称河津町子育て支援施設の工事が、今年度に入り職員駐車場の新しく造成、移転、その跡地への施設建設工事の進捗が目に見えて進んでおりましたが、先の 12 月 1 日議員全員協議会、また先ほどの町長の行政報告にもありましたように、国内はもとより世界的にコロナ禍から一気に動き出した経済活動のあおりを受け、建材調達の遅れによる工期延長の説明を受け、今現在での見込み、完成は来年 7 月引渡し、9 月運用の予定ということで、それも、もしかしたら状況によってそれよりもまだ先に延びる可能性もあるということでした。そのような現状の中ではありますが、2 点ほどお伺いします。

①仮称河津町子育て支援施設の総事業費は。また、内訳として建設費用は。職員駐車場の整備費はそれぞれどれぐらいなのか。その財源はどのようになっているのか、内訳を教えてください。

②現在役場 2 階などで子育てサロンなどを行っておりますが、施設完成後は子育て関係は全て新しい施設へ移管するのか。またその際、現行使用している部屋が空き部屋となるが、今後どのように活用していくのか。

以上 2 点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問にお答えいたします。

仮称ですが、河津町子育て支援施設のハード面について。それと現状の状況あるいはその後の空き部屋の利用についてのお尋ねですので、お答えします。

まず、現状の工事関係の進捗状況ですが、繰り返しになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

既に工事の入札も終わりました、3月の完成を目指しておりましたが、基本となる鋼材等の調達が遅れまして、事業者より工期変更が予想されて、現時点では工事期間を来年の7月以降と想定されると聞いております。今後、工期の見通しが立ち次第、変更契約をしていきたいと考えております。

お尋ねの施設整備につきましては、工事請負費は既に3億6,060万円で契約をいたしました。現在想定されているこれまでの職員駐車場の代替用地確保費用も含めまして、約4億9,990万円の見込みでございます。財源については、令和3年度当初予算では国・県の補助金、森林環境整備基金のほか、公共施設整備基金、借金であります社会福祉施設整備事業債を考えておりましたが、本年4月に河津町が新過疎法により過疎地域指定になったことから、過疎計画に取り組むことによる起債による公債費の償還でございますが、有利な国の助成を受けることが可能となりました。それを受けまして、9月議会において公共施設整備基金と社会福祉施設整備事業債の財源充当を全て過疎対策事業債3億1,980万円に組み替えた予算といたしました。過疎債の充当によりまして国の支援であります交付税措置を7割受けることが可能となりますので、大きな財政負担の軽減となりました。なお、詳細については後ほど担当課長より答弁させます。

それから2つ目の、空いてくる部屋等の活用方法についてでございます。

この施設が完成しますと、現在保健福祉センター内にあります社会福祉協議会事務局と子育てサロンの部分が使えるようになります。この2つの施設は元々違う目的だったものが手狭や新たな事業スペースとしてこれまで暫定的に使っているもので、今後は本来の目的のものに活用されると考えておまして、現在では確定をしておりません。この点についても、後ほど担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは、河津町子育て支援施設の総事業費の詳細について説明をさせていただきます。町長と答弁が重複する点もあろうかと思ひますけれども、ご了承いただきたいと思ひます。

事業は、令和元年度から施設整備に向け実施してまいりました。令和元年度につきましては、施設の基本設計業務、施設予定地の予備地質調査業務、官民境界確定測量業務、建設に

伴います代替予定地の土地鑑定業務を行いまして、361万円の執行額となっております。令和2年度でございますが、建設予定地の試掘調査業務、建設に伴います代替駐車場の測量設計業務、用地買収費を含めます土地取得費用、代替駐車場整備費用等の前年度からの繰越事業も含めまして5,969万円の執行額となっております。令和3年度でございますが、前年度からの繰越事業の施設の実施設計、代替駐車場整備工事費等4,371万円を執行してありまして、今後、施設工事費、工事管理費、備品購入費等で3億9,189万円の執行見込みとなっております。

財源内訳でございますが、当初、国の補助金としまして1,708万円、県の補助金としまして2,600万円、森林環境整備促進基金1,000万円、緊急防災・減災事業債が1,400万円、社会福祉施設整備事業債が1億3,900万円、公共施設整備基金繰入金等一般財源は2億9,382万円ということでございます。町債の国の交付税措置率を考慮に入れました一般財源の割合は、約77%でございます。先ほど町長が申しましたとおり、前回の議会におきまして補正予算を組ませていただきまして、過疎対策事業債を活用し社会福祉施設整備事業債及び公共施設整備基金繰入金との財源更正を行った結果、過疎対策事業債を3億1,980万円借りることとし、緊急防災・減災事業債と合わせて3億3,380万円の町債のうち、返済金の約7割の約2億3,370万円が国交付税で交付され、総事業費の一般財源の割合につきましては、約33%となる見込みとなりました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、施設完成後の現在使用している部屋等の活用について述べさせていただきます。

子育て支援施設の完成後の保健福祉センター等を利用して行われていた子育てサロン及び社会福祉協議会の事務所については、町長が答弁したとおり、同事業の実施及び事務所スペースとして臨時に使用されていたものと考えております。したがって、子育てサロンで使用していた保健福祉センター2階の部屋については、従来の図書室として、社会福祉協議会使用していた事務室につきましては、展示室及び会議室として本来の使用目的のスペースとして利用をしていくというような予定でおります。これによりまして、子育てに係ります保健福祉センターを利用して事業等は、全て子育て支援施設のほうに移行するというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1 番、大川良樹議員。

○1 番（大川良樹君） ②のほうの現在保健福祉センター2階などの子育てサロンで使用されているお部屋は、それぞれ図書室、展示室、会議室に用途を戻し、有効活用することで承知しました。

また、この施設の建設費用等ですが、先ほど町長と健康福祉課長のほうからご答弁いただいたんですけれども、令和元年度から令和3年度までの施設建設総事業費は約5億円、主な工事費として職員駐車場整備工事関係が4,371万円、今年度の予算が3億9,289万円で、内訳として施設工事関係が3億6,649万円で、備品関係が2,640万、その財源として当初からこの事業で国からの補助金としていただけるお金が約1,700万、また県からの補助金として2,600万円、合わせると約4,300万円が補助金として国・県からもらえるお金ということでよろしいですかね。いわゆる町の基金の繰入れ、町の貯金ですね。こちらのほうが森林環境整備促進基金から1,000万円、今年度4月からの新過疎法により過疎地域指定を受けたため、9月補正で当初予算で見込んでいたものを修正、過疎債を3億1,980万円、緊急防災・減災事業債を1,400万円、これら合わせて約3億3,400万円が、いわゆる借金として起債を切る。しかしながら、これらの借金はいずれも充当率が100%交付税措置、70%になるので、この事業で2億3,370万円くらいが後の交付税措置として受けることができ、当初の予定より公共施設整備基金など町の貯金を繰出すことなく施設建設に取り組むことができ、本当に有効な制度活用ができた、と私個人的には感じております。

そこでお伺いします。

町は令和3年度より過疎指定を受け、この制度活用で過疎債が充当できたことは、町にとっても非常に有効な財源制度と考えますが、町長はどのように捉えておるのでしょうか。また、先般策定した河津町過疎地域持続的発展計画に基づき、この施設をどのように活用していくのでしょうか。

以上お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの大川議員の質問で、過疎地域持続的発展計画に従って、この施設が組み替えて財源等の有利なものを使ったということでございます。説明の中でも申しましたけれども、この事業を行うためには過疎計画に入れなければならないということが、一つの課題でありました。今年の4月に過疎指定を受けまして、急遽過疎計画の中で取り組んだ中で認められて、この段階になってきたということでございます。いち早く取り組んだ

ことによって財源の当初の組替えを行いましたけれども、何とか過疎債を使うことによって軽減ができたのかなと、特に大きかったのは、やはり公共施設設備基金の2億円を使わなくて済んだということで、それが丸々現金で残ったということが大きいのかなとっております。借金も当初は1億2,000万でしたけれども、借金自体は増えましたけれども、3億2,000万くらい増えましたけれども、それでも交付税措置があるということが有利な部分であったものですから、そういうことで過疎債に切り替えたということでございます。

特に、河津町はこれからも過疎計画の中でいろいろ進めていくわけですが、これまでの河津町の起債というか借金の状況を見ますと、臨時財政対策債は100%交付税で来るものが約65%ぐらいございます。それとあと、ここにもありますように、緊防債と言っていますけれども、それも70%起債のある交付税措置がある起債でございますので、これが9%ぐらいあると、だから75%ぐらいはある程度交付税措置があるという借金なものですから、これから過疎債を使って借金をしてもある程度は大丈夫じゃないかと、そういう見通しの中でやっております。で、今年になりまして過疎計画と総合計画のローリングと併せてヒアリングを行いました。その中で来年度以降についても過疎債を有効に使うローリング計画に生かす中で、今後の計画を進めていきたいと思っております。特に今後いろいろな事業が考えられるわけですが、特に私は学校建設については大いにこの過疎債が使えるのではないのかなと。過疎債を使うことによって、過疎に指定することによって補助率も若干上がります。それから過疎債も借りることができるものですから、そういう面では、今後大きな事業の小学校統合等の建設等にも大きく利用できるのかなと。当然これからも子育てしやすいまちづくり、あるいは防災・減災等にもありますので、いろいろな過疎の指定もそうなんですけれども、これから防災関係のこういう起債も使いながら有効に活用していくことが私は大事じゃないのかなとそんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 今後の大規模事業では、特に学校関係、防災関係で活用していきたいよということで、今町長の答弁をいただきました。先ほどの所信表明演説の中で、町長のおっしゃっていた部分で、過疎法では指定された自治体が過疎から脱却するため支援措置、特に手厚い財政上の支援措置がありますということで、この過疎制度を使うことにより町民の負担が少なく、各種事業が実施しやすくなりますので積極的に活用していく考えでありますということで、今答弁もいただいたんですけれども、今後この過疎債を河津町過疎地域持続

的發展計画に基づき、具体的に言うかどうかの形のものに使用していくのか、ちょっと関連で教えていただければと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 過疎の関係ですけれども、先ほど申したように過疎脱却のための対策に使えるということで、これはあくまでも計画を作らなくてはならないということで、当然見直しもあるわけですが、今年度の計画の見直しといいますかヒアリングをやった中では、来年度にも4億ぐらいの事業が予定をヒアリングの中では予定をされています。それからソフト事業もあります。ソフト事業については上限6,000万というあれがあるみたいですが、それによって県のほうで国のほうとの調整があってその中で枠が決まってくるということで、計画したから全てできるというわけではないものですから、枠取りの今段階だと思っております。そういう中で何をやるかということですが、先ほど所信表明でも申しましたけれども、やはり経済対策にも少し使っていきたいなという思いもあります。特に、私はバガテルの再生についてもこの過疎債を使っていくことによって、施設の見直し等の部分にも使えるのかなと、そんなこともちょっと考えております。そういうことでまだまだ今後10年間の話でございますので、見直しをしながら特にこれまでやってきた人口減少、あるいは少子高齢化対策、防災の関係とかそれに含めて今度は経済対策も含めてこれにできるのではないのかなと。そのことが過疎脱却の大きな目的になるのかなと思いますし、人口が増えることによって当然過疎脱却の目的があるものですから、そんなことを含めて大きい意味ではそういう面で使っていきたいなと、そういうふうに思っております。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） すみません。どのような大規模事業に活用していくかというご質問でしたので、私のほうから少し説明をさせていただきたいというふうに思います。

河津町過疎地域持続的発展計画に記載されている事業については、12の基本目標を立てた中で、その目標に向けた施策項目を実行していくこととしております。事業については、先ほど町長からありましたとおりローリング方式といった形の中で各課の事業ヒアリングを実施して事業のほうを見ております。今年度実施したヒアリングの中では49の事業がございました。それを見ていきますと、具体的には来年度以降でございますが道路維持の関係、それから小学校の統合の関係、それから公共施設の長寿命化といったものが大きな事業として挙げられるのかなというふうに思っております。計画自体は一応5年ごとの計画という形で立ててございますが、その事業の内容的なものについても今後見直しを図りながら新たな事業

に取り組めるものは取り組んでいきたいというふうに考えております。計画内容に記載された事業でございますが、今後事業の効果、それから実施費用の精査をしながら公債費比率それから将来負担比率といった財政状況を加味しながら過疎債を有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 町長のほうから経済対策にもということで、バガテル公園の施設改善などにも考えているよということで、また企画課長からは本当にこの短い間で10年先を計画するのは大変なことだったと思うんですけども、その中で今後ローリングをしながら時代に合った使用をしていくということで分かりましたので、ありがとうございます。この新過疎法は令和3年4月に第5次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法ということで施行されました。この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等がほかの地域に比較して低利にある地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を図り、もって人材確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています、ということで、ぜひともこの新過疎法を活用しながら、目的でもあるように、人材の確保、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正に取り組むべき行政運営をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

続いて2件目、仮称河津町子育て支援施設、ソフト、サービスについてお伺いします。

早速ですが、2点ほどお伺いしたいと思います。

①この施設の運営体制、実施される予定の事業をお伺いします。また、先ほど来申し上げているとおり、工期延長により当てにしている雇用、人材確保なども予定どおり行うことができるのでしょうか。

②この施設ができることによる人件費等のランニングコストはどれぐらいを見込んでおられるのか。

以上2点をお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの大川議員のお尋ねの、主にソフト面ということでお尋ねが
ございます。2つほどございますが、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私のほうから開設予定の施設の運営、運用方法について説明をさせていただきます。

開設予定は、先ほど町長の答弁等もありましたとおり、鋼材等の搬入の遅れにより4月以降の完成を予定しており、開設は9月を予定しているところでございます。

施設の事業の内容につきましては、地域子育て支援事業としまして、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所で子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業。児童館としまして子供の遊び場の提供をすることによる健全育成を行う施設、一時預かり事業として、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において一時的に預かり、必要な保育を行う事業、ファミリーサポートセンター事業としまして、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員としまして、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業を行っていく予定です。

運用方法ですが、現時点での計画ではございますが、週6日間の営業で定休日は火曜日とさせていただきます。土日の営業と文化の家の図書館の休館日等を考慮にしてございます。開所時間は9時から16時ということにしておりまして、昼休み1時間につきましては備品の消毒もあり、保育室は使用不可とする予定でございます。一時預かり事業は、生後6か月児から未就学児として1日最大3時間、月6日以内として、3日前に申請いただくこととしていく予定でございます。これは預かりの児童が複数名になった場合、保育をする人材を事前に確保する必要があるということで、現状での予定はそのような形で行っていきたいというふうに考えております。

先ほど、施設の職員採用の計画についてということでご質問がございました。職員につきましては、町の職員1名と常勤の会計年度任用職員4名、その他臨時にシフトに入ってください職員を数名確保し、運営していきたいというふうに考えております。当初は令和4年1月に採用し、3か月間の運営準備研修を経て開設に向け準備する予定でございましたが、先ほども申したとおり、開設時期の延期によりまして、採用も令和4年4月以降となる予定でございます。現在来年度当初予算も決まっていない中ですので、担当レベルでの希望ではございますが、仮に令和4年4月からの開設となりますと、6月頃からの採用を計画していきたいと考えております。ですが、応募する方々の就業計画もあると思いますので、希望を伺った上で4月当初からの採用等も検討していきたいと考えております。その際は、現在行っ

ている子育てサロン事業や放課後児童クラブ事業、また他市町同様、施設での研修等の勤務をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

すみません。ランニングコストですね。

施設運用に係るランニングコストです。すみません。施設に係ります運用費用でございますが、まず人件費は常勤の会計年度任用職員4名と臨時補助員数名で約924万円を見込んでございます。これには、町職員1名の経費は含まれておりません。施設管理経費でございますが、現在、来年度予算編成に向け細かい経費の見積り等徴収しているところでございます。同程度の町有施設を参考に経費を試算したところでございますが、光熱水費や施設の点検手数料、通信運搬費、賃借料金、あと遊具の点検委託料等、約400万円程度を見込んでございます。そのうちの財源でございますが、国より運営費の補助金として約320万円と、一時預かり事業等の個人利用料金や指定管理者の施設利用料等、約200万円を特定財源として見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 答弁いただきまして、この施設の主な事業は4つだよということで、地域子育て支援拠点事業、一時預かりの事業、児童館事業、ファミリーサポート事業ということでもよろしいでしょうか。特に、地域子育て拠点事業ということで、こちらのほうは開館時は9時から16時だよということと、休館日は火曜日を予定しています、週6日ということでもよろしいですか。あと、一時預かりの事業で、幼稚園とかの前の未就学児、生後6か月から未就学児を対象に、この施設では一時預かりを行うよということでもよろしいですか。本当にいろいろ準備期間が多分ばたばた行われていたと思うんですけども、今回工期延長になったことによって、よりやはり時間も取れると思うので、そこら辺、本当に職員さんの教育であるとか、その職員さんも、急遽工期延長になって自分の生活設計が変わるようなこともあるかと思うんですけども、なるべくそこら辺をうまく受け入れていただいて、スムーズに完成した後にこの施設がうまく運用できるように、そこら辺の雇用を進めていただければと思います。この施設がただの遊び場づくりの施設になるのではなく、1問目でお伺いしたように、今回過疎債を利用するということは過疎からの脱却を目標にこの施設を利活用し、若い子育て世代の移住定住や働きやすい環境づくりと子育ての場としてこの施設が利用されるべきだと思いますので、それを踏まえてお伺いしたいと思います。

①町長を含め検討委員会の方が他市町へ子育て支援施設の視察をされ、建設に至ったと聞いております。それらを生かしたこの施設の特徴は。また、他市町にはない河津独自の売りなどがあればお伺いしたいと思います。

②前回の一般質問で統合小学校、河津小学校でのフッ化物洗口の質問をしましたが、未就学児等来庁された親子が、この施設でフッ化物洗口をできる施設にならないか。

③子育ての上で親が心配に思う点の一つとして療育があると思うが、今現在行っている町の対応や現状を教えてください。

以上3件お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今お尋ねの3点について、私のほうからお答えしたいと思います。

1点目は、施設の特徴について。2つ目がフッ化物洗口の関係。あるいは3つ目に療育の関係ということで、それぞれお答えします。

まず、施設の特徴でございます。

先ほど議員がお尋ねのように、私も先進地を委員の方と一緒にいろいろ見せていただきました。それがある程度設計の基礎になっているということはあるかと思えます。特に長泉町の施設が基本的には大いに参考になったのかなという、そういう思いでございます。

施設の特徴として、やはり子供ですとか、子育て世代の保護者が来やすい、多くの方が利用しやすい、親しまれる施設として期待をしております。それにはやはり先ほど議員おっしゃったように受入れ側の人の対応といたしますか、スタッフの当然教育も必要だと思えますし、その中でいろいろな運営の面がこれからうんと大事になってくるなど、建物ができてからではなくて、それ以前からやはり運営の面については、今後いろいろ検討していく必要がありますし大事な面だと思っております。

それから、建物の特徴ですけれども、先ほど財源の中でも言いましたけれども、この施設は国の木材の基金を使って、1,000万円ほど使って、木のぬくもりのある施設ということで考えております。そういうことで国の基金を使って、国から交付される基金を使って木のぬくもりのある施設として活用したいと。それから、これは長泉町もそうだったんですけれども、ワンフロアで応用の利く使い方ができまして、そういう面では大変広く使えるのではないのかなと、そんなふうに思っております。それから、役場に向かった、保健福祉センターに向かったほうに園庭がございます。園庭でのびのび遊べる施設となると思いますし、もう

一つは、その前に河津桜が咲いているという、そういう姿を見ることができますし、そういう中で自然豊かな園庭の中で遊べるのかなと、そんなふうに思っております。それからさらに、災害に対する避難所機能も兼ね備えておりまして、自家発電装置ですとか、あるいは屋上への避難階段も設備をしまして、乳幼児を持つ親子の避難所として活用されるように配慮をいたしました。

また運営計画では、先ほど担当課長が申しましたけれども、土曜日、日曜日は開園をしまして、平日に休園日を設けることとしまして、休日の活用ができますので、私の希望としてはふだんお仕事をしているお父さんですとか、お母さん方もお子さんと一緒になって土日のご利用していただけるような、そんな施設になるといいなと、そういうふうに思っております。

そんなことでこの施設、これからまだ建設途中でございますけれども、そういうようなことでイメージを膨らませながら対応していきたいなと思っております。

それから、2つ目のフッ化物洗口の利用できる施設にはできないのかということでございます。

これは先ほど運営の内容をご説明しましたけれども、現在の子育て支援の実施内容では大変難しいような状況だと思っております。この点については、先ほどの議会で答弁したとおり、学校等で取組について考えていったらいいのかなと思っております。特にこれから3小学校が統合するというこの計画があるものですから、その時点である程度の方向性が出ればこのフッ化物洗口については進むのではないかなと思っておりますので、そういう中でこの施設ではなくて、小学校統合に併せた中で進めていけたらいいなと思っております。

それから3点目の療育についてでございます。

現在町では母子健康診査事業として乳児健診、これは4か月児、10か月児、1歳6か月児健診、3歳児健診を行っておりますが、発育、発達等の遅れなどが見られるケースは、医療機関受診や健診事後教室への参加を勧めております。健診事後教室、療育教室では心身の発達に遅れや偏りのある幼児に対しまして、親子遊びや小集団での遊びを通じての身体の発達、知的活動、情緒の安定、社会生活等の調和的発達を促し、豊かに伸び行く可能性を引き出すことを目的に、未就園児クラスと就園児クラスとの2クラスで月1回の教室を実施しております。そのほかにも、保育園の巡回指導を年2回行いまして、対象児の様子の確認や環境整備や保育士の対応について助言指導も行っている、そんな状況でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 答弁ありがとうございます。

施設面では木材をなるべく使ってぬくもりのある施設、ワンフロアで周囲が見渡せるような特徴があつて、園庭があつて、避難所機能もありますよということで、非常にハード面ではやはりすばらしい施設になるのかなというのは、本当に今のお話でも実感できました。町長も先ほどおっしゃっていただいたものですから、本当にあとは受け入れてくれる人の対応というのが、やはりいずれにしても非常に大きく感じられるのかなと思いますので、そこら辺も含めてお願いしたいと思います。

あと私がちょっとソフト面でと思ったのが、先日11月28日にボランティア連絡会があつたものですから、ちょっと参加させてもらったんですけども、その中で特に高齢者支援や子育て支援など、10を超えるボランティア団体の皆さんが、自分たちの特徴を生かし様々なボランティア活動をされていることに、私自身も驚きを感じました。河津はボランティア活動がすごい活発なんだなということも認識させていただきました。その中でも、子供たちの支援として今回回覧板でも回っていたのですが、退職をされた教員の方々が自由学習室、宿題ルームとして子供たちの勉強の場をつくっている。無料の塾とは言わないまでも、そういった方々にもご協力をお願いし、この施設を活用、子育てのサポートができれば、それも一つの特徴になるのかなというのを個人的な感想で受けました。また、そういう特徴の一つこの施設でつくればいいのかと感じたものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと関連質問で、療育の部分をちょっとお伺ひしたいんですけども、すごくデリケートだとは思うんですけども、療育について本当に町長先ほどもおっしゃっていただいたように、町も結構保健師さんを含めていろいろな活動を取り組んでくれていることは、私もいろいろ職員さんともお話をして感じておるんですけども、やはり子育てにおいては非常にやはり親からすると、そこの部分というのは一番デリケートでありながら、一番気になる部分だと思うものですから、ちょっと関連して質問させていただきたいんですけども、最近であれば、非常に政令指定都市の静岡市や浜松市ではもちろん力を入れていたり、伊豆市や伊豆の国市でも療育に力を入れ、それを含め子育てのしやすい環境づくりを整えていると聞いております。やはりこの地域、小さな町では、町独自で環境整備を整えることは難しいと思います。80万人の浜松市であれば自主財源でできるかもしれませんけれども、賀茂地域合わせても6万人しかない地域ではありますので、広域連携を組んで県に要望し、地域間格差のない子育てを進めていただけるような場として、すばらしい建物を造っただけでなく、この施設ができることで療育などの事業で地域の拠点になる施設にしていくお考えはありま

せんか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、療育施設の拠点となる施設の考えはということだと思います。

先ほどお答えをいたしましたけれども、この事業の中では特に考えておりませんが、ただ施設を使って活用はできると思います。特に、ママさんサポート事業としての活用が図れるのではないのかなと。例えば、お子さんを連れて親子の方がそこへ来て、それを見守りながら指導等に当たるとか、そういう面ではこの施設は使えるんじゃないのかなと、そんな思いもあります。そしてやはり将来的には当面は社会福祉協議会に指定管理をお願いして、町も絡んでやるわけですが、将来的には、社会福祉協議会の資源といいますか、それを使ってお年寄りとの交流ですとか、そういうボランティア団体との交流を進めることによって、この施設がさらに進んでいくんじゃないのかなと思いますし、そういう意味で、社会福祉協議会の役割は、今までお年寄りが中心だった気がするんですけども、これからは子供のほうに目を向けていただいて、お年寄りとの交流ですとか、そういうボランティアとの交流なんかもこの施設を使って活用できると思いますし、ひいては、先ほど言ったようにママさんの支援等ができて、子供がそのことによって成長することによって大きく変わるんじゃないかなと思いますので、この施設はやはりそういう面も含めて今後の展望としては考えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 僕もすごく今うれしい答弁でした。本当にやはり施設を造るだけでなく、本当にそういう交流の場、拠点としてこの施設が生かされれば本当にありがたいと思いますし、それこそ若い世代の応援の場となるのではないかと思いますので、ぜひこの施設を利活用していただいて、本当に地域の拠点となり得る施設にしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3件目、国民健康保険税改定についてお伺いします。

広報かわづ11月号では、来年度改正予定の国民健康保険税税率改定と納付回数の変更がトピックスとして示されておりました。昨年この12月議会の私の質問でも、平成30年4月より国保運営の制度変更の下、都道府県単位化により国保の運営は市町村から県と市町の共同運営と変わり、静岡県では、令和9年度に保険料水準の統一を目指し段階的に取組を進めてい

の中で今回の税率改定が行われるのだと思います。そこでお伺いします。

①令和4年4月より国保税が改定されるが、その内容は。

②現在の国保加入者数と、その影響を受ける被保険者人数やその増減額は。

以上2点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 国民健康保険の税の改定についてでございます。

2点ほどございますが、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） それでは、まず令和4年度に改定される国保税の改定内容についてお答えします。

令和4年度の国民健康保険税の改定は大きく2つ予定しています。

まず1つ目は、賦課方式の変更と、それに伴う税率改定でございます。

現在、河津町の国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの要素により税額を算出する4方式と呼ばれる賦課方式を採用しています。令和4年度からは県から示されている国保運営方針に従いまして4方式を3方式に変更し、資産割と介護分の平等割を廃止する予定でございます。また、廃止に伴う減収を補うため、全体の課税総額が改定前と同水準になるように所得割、均等割、平等割を調整する税率改定を行う予定です。

それが1つ目でございます。2つ目は、普通徴収の仮算定の廃止です。現在普通徴収は5月に前年度の年間保険税を基に仮算定を行い、前年の所得確定後の7月に本算定を行っています。令和4年度からは5月の仮算定を廃止し、7月の本算定のみにする予定です。仮算定の廃止後は、現在5月以降年10回ある納期が、7月以降年8回に減ります。納期が10回から8回に減るため1回の納付金額は増えますが、年間の保険税額は変わりません。これら2つの改定のほかに、子育て世帯の負担軽減のため、国の法律により未就学児を対象に国保税の均等割を公費で5割軽減する制度が開始します。対象となる未就学児は21人でございます。

続きまして、国保の加入者数と改定により影響を受ける対象はというご質問でございます。

国保の被保険者数は、令和3年4月1日時点で1,352世帯、2,157人ございました。今回の税率改定により所得や加入者数に変更がなくても、保険税額が増減することがございます。所得や世帯の人数、被保険者の年齢などを令和3年度と同じ条件で試算した場合、国保加入世帯の1,352世帯に対して影響を受ける世帯数は1,339世帯です。全体の約99%の世帯が影響を受けることになります。このうち減額となる世帯が493世帯で全体の約36%で、増額とな

る世帯が846世帯で全体の約63%と、増額となる世帯のほうが多いですが、増減の幅で見ますと増額幅は小さく、減額幅は大きいという試算結果でした。具体的には756世帯、全体の約56%の世帯が、年間2万円未満の増額ということになりました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 仮算定が10回から8回になるということで、1回の支払いがちょっと大きくなって負担を感じるけれども、年換算にすると変わりませんよという感じですかね。今までは4方式ということで各世帯に負担をいただく平等割、各世帯の人数分を加算する均等割、各個人に所得や資産があれば、それを加算する所得割と資産割、これら4方式が算定基準によって計算されたものが、現河津町の国保税ですが、先ほど課長の答弁にもあったように、今回この統一目標により資産割を廃止し3方式に変更されます。

そこでお伺いします。

①なぜ資産割は廃止されるのでしょうか。

②3方式にする際、税率はどのように算定されたのか。

③平成30年度の国保制度改革により、市町運営だったものが県が主体となりました。県は統一目標として令和9年としていますが、町は今後の運営方針で受ける影響がどのようにあるとお考えか。例えばなんですけれども、統一される中で被保険者数が少ないので減額をされるのか。河津は医療費が毎年県下ワースト5に定位置で入っているの、高くなるのかもしれないとか、今後どのような影響の推移が考えられるのか。

以上3件、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、それぞれお尋ねのことについて担当課長より答弁いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、町民生活課のほうから資産割を廃止する理由と、3方式に改定する際に税率がどのように算定されたかについてお答えします。

まず、資産割のほうですけれども、資産割は被保険者が町内に持つ土地家屋に係る固定資産税額により算出するものであり、町外に持つ固定資産は反映されないため、不公平感がありました。また、平成30年度に県から示された賦課方式の統一目標に、資産割を廃止する方針が示されておりまして、河津町でも県の方針に沿って資産割を廃止する方向で検討がなさ

れていました。令和4年度課税分からの廃止を想定しまして、段階的に資産割率を下げるため既に令和元年度の課税分から率をそれまでの2分の1としてあり、今回はその想定に沿って廃止をするものでございます。また、県内の他市町でも県の方針に従って既に約6割が資産割を廃止しておりまして、まだ廃止していない市町でも廃止に向けて段階的な引下げをしているところもあります。賀茂地区では河津以外は全て廃止済みとなっています。

続いて、3方式に改定する際に税率をどのように算定したのかというご質問でございます。資産割の減収分を補うため、次の条件で試算しました。

まず大前提として、課税標準が改定前と同水準になるように、かつ応能割である所得割と応益割である均等割、平等割、どちらかに偏ることのないようバランスを取る、かつ一人当たり平均の調定額が据置きとなるようにという、このような条件で資産割の減収分を所得割、均等割、平等割に振り分けて税率を算定しました。なお、税率改定については河津町国民健康保険運営協議会のほうにお諮りしまして、適当であるとの答申をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私のほうから、県の統一目標とそのタイムスケジュール、運営方針の町への影響ということでお答えしたいと思います。

静岡県では、標準保険料率の一本化を目標に、2027年度、令和9年度までに医療費適正化の取組、賦課方式統一の取組、赤字繰入れの解消削除などを行い、市町の合意を得て到達可能な段階の保険料水準の統一を目指しております。町としましては、県の運営方針に沿って進めてまいりますが、現状で医療費の高い当町は保険料水準の統一が図れば医療費の低い他市町の税率が上がり、当町は下がる見込みであります。しかし、医療費の抑制への努力義務等指導が予想されます。特定健診等の受診率の向上や予防受診の励行によります重症化予防事業の推進等を行い、医療費適正化に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

大川良樹議員に申し上げます。制限時間が迫っておりますので、簡潔に願います。

○1番（大川良樹君） 今回、子育て支援施設と国保税の改定について質問させていただきました。

今日14時から「かもけん」の説明会も行われているようですけれども、ぜひとも国保税を

安くするには医療費の抑制も必要だと思います。それには町民の皆様の健診が基礎となりますので、そちらを必ず受けていただいて、自分の体調の管理をしていただいて、医療費の抑制に努めていただければと思います。

最後に、岸町長に、2期目のスタートです。元気で笑顔があふれる、わくわくするようなまちづくりをお願いしまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

4番、遠藤嘉規議員。

[4番 遠藤嘉規君登壇]

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和3年第4回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目、GIGAスクール構想運用のための支援体制について。

2件目、新小学校開校の準備について。

3件目、ご当地ナンバー作成とライダー誘致について。

以上3件でございます。

町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1件目のGIGAスクール構想運用のための支援体制ということで質問をいたします。

コロナ禍による学校の長期休校などの影響を最小化するという目的もあり、GIGAスクール構想の1人1台端末、校内LAN環境整備、高速通信整備が河津町でも実現いたしました。これにより教育現場では、パソコンを活用した事業に取り組むべく、いろいろな努力が行われていることと認識しております。

昨年9月にGIGAスクール構想の質問を行い、もらった回答の中で、昨年実施済みの取組としてICT支援員の業務委託契約をして、ICT機器を効果的に活用した事業推進のため、ICT支援アドバイザーによる教職員への支援、ICT活用の向上に取り組んでおり、主な業務は教職員から相談対応、機材活用の提案、ICT環境を活用した教材作成への助言、機器の故障等への対応、機器の状況確認等を行っており、令和元年の各学校の訪問実績が、年間各学校三、四回ほど訪問事業を行っているという回答をいただきました。

この回答に対して、年数回ということでは潤沢な支援にはなっていないのかなということで、ICT支援員の各学校への常駐の検討をお願いしたいということで質問をしましたところ、GIGAスクールサポーターやICT支援員配置の国の支援制度などを鑑みて検討をするといった回答をもらっております。

1人1台の端末使用が進む中で改めてお伺いするのですが、支援員の活用状況、学校ではいつでもパソコンについて相談できる体制が整っているのか、このあたりの説明を求めます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員のGIGAスクール構想運用のための支援体制、その中でICT支援員の活用状況への現場への支援体制についてお答えします。

GIGAスクール構想の推進策として、コロナ対策を含めた児童生徒に1人1台のタブレット端末やインターネット回線設備が、議員がおっしゃられるように行われました。

これからは、議員がお尋ねの中で心配されているように、いかに活用していくかが大事でありまして、特に指導する先生方への支援が大事であると、私も考えております。これまで先進地であります川根本町への先生方への視察であるとか、支援に対する業者契約などを進めて推進をしているところでございます。現状では少し学校によってばらつきはあるようですが、活用推進に向けて取り組んでいるところでございます。

現状などにつきましては、教育委員会の事務局長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） それでは、今年度の各学校へのICT支援の取組状況について説明させていただきます。

国のGIGAスクールサポーター配置促進事業費補助金などを活用し、8月から昨年度、タブレット端末導入事業に携わった株式会社ウチダシステムズ静岡支店と河津町立小中学校ICT運用支援業務委託の契約を締結し、教職員がICT関連機器の活用方法やトラブル対応に対して相談できるヘルプデスクの開設をしています。研修については、各校基本研修3回、応用研修2回を受講する計画となっておりますが、現在のところ、8月から10月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、オンラインで基本研修を2回実施したところです。

今後の研修計画ですが、感染状況にもよりますが、できる限り学校等の現地での開催を予定しているところです。

また、今年度は導入初年度ということと、1人1台に導入したタブレット端末の運用支援を含んだICT支援をお願いできる業者、人材、予算の確保が難しかったため、以前のように学校ICT支援員等の学校巡回の業務委託ができなかったため、教育委員会事務局の担当職員が各学校からの相談やトラブルに対し、学校に出向き、随時対応しているところです。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町長から、先生に対しての支援が大切だということで認識をいただいているというのはとてもありがたいのかなというふうに思うんですけども、身近なところというところで考えますと、私の子供が東小学校にいますので、実際にGIGAスクール構想というものが学校の中に下りてきた中で、定期的に学校からタブレットパソコンを持って帰ってきて、自宅でそのパソコンをネットワークにつないで、パソコンを介してクラスのやり取りを行ったりということをやっております。

子供たちもだんだんとそのパソコンの使い方に慣れてきているのかなというふうに実際感じているところで、家の中のネットワークにつないであげれば、自分で接続をしてというふうなことができつつあるのかなというふうに感じるんですけども、このパソコンのネットワークの設定の違いというものがあまして、それで接続できない機種というものがございました。基本的には同じパソコンに見えるんですけども、中学年、高学年のパソコンというのは、最近、導入された新型の機種であると。低学年、1年生、2年生の子供たちが

使っているパソコンは、今回のGIGAスクール構想で大量に配備を入れたものとは違う、その前から使われている機種であるという違いがありました。

実体験としてというところなんですけれども、子供たちがパソコンを自宅に持って帰ってきて、ネットワークに接続をするために、学校からそのマニュアルを一緒に持って帰ってくるんですよ。このマニュアルに従って接続作業というのを多分各家庭で保護者が行うんですけども、その新しい機種というのは、簡単にマニュアルどおりで接続ができるんですけども、旧機種に関しては接続できないという状況が、私のうちでも発生をいたしました。

新旧の機種で何で接続できないのかなというところを自分なりに調べてみたんですけども、パソコンのネットワークの設定のところを見ていくと、新旧のパソコンで設定自体が違って、旧機種に関しては学校以外のネットワークには接続できないような設定になっておりました。なので、この設定を変更をしてあげて、外部のネットワークに接続できるようにしてあげると、接続できると。

これと同じような現象が低学年1年生、2年生の父兄、ほかの父兄にも伺ったんですけども、やっぱり同じような現象が発生をしていたと。父兄のほうでそういったネットワークや何かがある程度知識としてある方に関しては、同じように変更をして、接続ができたということなんですけれども、なかなかパソコンのその設定を変更するというのは、一般的にはちょっと難しい作業だったりもするのかなというふうに思います。

このパソコンの設定などに関しては、新旧のパソコンともに同じようにウィンドウズを使ったOSを使ったパソコンなので、一元管理をして新しいパソコンも古いパソコンも統一した規格で運用するというのが基本なのかなというふうに思うんですけども、そのパソコンの設定ですとか管理、メンテナンスというのはどのような契約になっているのか。旧機種と新機種、同じように管理をされているのかというところについてお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、関連する質問だったと思いますので、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 配布しているタブレットについてですが、昨年度、GIGAスクール構想で導入したタブレット、議員の言う新機種、それと、以前に各学校のパソコン室に導入していたタブレット、旧機種がございます。

パソコン室で使っていたタブレットは、平成29年度から令和元年度に導入した104台で、

導入から5年未満と新しいため、各小学校の1、2年生に配布しています。どちらもOSはマイクロソフト社のウィンドウズ10ですが、GIGAスクール構想で購入したタブレットは、マイクロソフト365というタブレット端末の一括管理がクラウド上で行えるサービスを搭載しており、各種設定の変更や保守をオンラインで行うことができ、教育委員会事務局の職員で行っています。

1、2年生に配布したタブレットは、各種設定の変更等と教育委員会の職員が1台ずつ各学校に伺って行っています。ご質問にあるように、ご家庭でWi-Fiに接続できなかったとのことですが、今回持ち帰っていただいて、状況が分かりましたので、今後、必要な設定を行っていきます。

また、年度切替えによる設定作業については、河津町立小中学校ICT運用支援業務委託の中で対応していくこととなっております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 旧機種と言われているものでも、まだ導入して5年ということで、比較的新しい端末であると、それが町内に104台あるということです。新しい機種に関しては、MSの365を使って一括管理ができるけれども、旧機種にはそれが搭載されていないと。

東小学校の子供たちを介してなんですけれども、取組を見る限り、現場の先生方というのは、これをどうにかして早く活用していこうということで、いろいろな取組をされて頑張っているというふうに感じているんですけれども、これから支援体制が本格的に始まっていくというふうな認識を、ここまでの答弁で持つんですけれども、現状、正直その支援体制が足りていないというふうに感じます。

先ほどの教育委員会事務局長の答弁にもあったんですけれども、教育委員会の職員が学校に行ってメンテナンスをされているというようなお話がございました。学校の先生に伺っても、平日の6時過ぎてとか土曜日だったりとかという時間にわざわざ学校に来てくれて、こういうふうな状況で困っていると言うと、教育委員会のスタッフの方が見てくれる、教育委員会の方々がものすごく頑張っているんですよということを先生たちもすごい言っていたんで、とてもそういうのは理解ができるんですけれども。

何ていうんですかね、教育委員会の職員の仕事をどうこうと言うつもりはないんですけれども、そのパソコンのメンテナンスをするというのは、あまり教育委員会の職員の仕事ではないのかなというふうに、個人的にはちょっと感じます。できれば、そういうのはそういう

専門の業者の方にやっていただいて、教育委員会のスタッフの方は何ていうんですか、そのバックボーンとして事務方として支えるというのが本来ある姿なのかなというふうにも思ったりするんですけども。

隣の東伊豆町では、町のパソコン関係の事業者の方に保守委託をして、ソフトの面もメカニカルな面に関しても、電話で学校で困ったことがあったら、すぐに相談をして、場合によっては、もう、すぐ学校に来てくれて対応ができていたというような話を伺いました。

各学校にその支援員の人を配置するというのは正直難しいというのは、再三の答弁をいただいている中で理解をしているんですけども、町内でそういったことの対応のできるシステムエンジニアみたいな方を1人ぐらい確保していただいて、小学校でも中学校でもいつでもすぐに気軽にその窓口に対応、電話をして来てもらえるというような体制の整備というのにも必要じゃないのかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員の関係でございます。

学校のパソコン等の支援体制の構築ですけども、議員がおっしゃるように、今の体制がいいと私も思っておりません。たまたま教育委員会のほうにそういう対応できる職員がいたからでできるんであって、本来の形ではないと思っております。

ただ、業務委託をした部分についてはコロナの関係で来られなかったりという部分もあります。そういう中で、ある面ではご迷惑をかけている点もあるかもしれませんし、一方では進んでいない面もあるかもしれません。

ただ、議員がおっしゃるように、これからはやはりそういう人材が確保できればしたいわけですけども、なかなかいないという現状もありますし、なかなか外部についてもなかなかいないという状況もありますので、事務局のほうでいろいろ検討しておりますし、職員がずっといるということでもないものですから、本当に本来の形ではないわけです。

ただ、今の段階ではタブレットを1人ずつ配った中で、いろんな先生方は苦勞をされているので、その緊急対応として職員がやっているということでございます。

ただ、私も学校の現場に何回か見たことがあるんですけども、以前と違って子供たちはみんなタブレットを持ってやっている姿というのは、今までと全然違う学習の状況だなと、それはつくづく感じます。こういう時代になったのかなということで、1人1台持って、タブレットを持っている事業を進めるということが今の姿なのかなと思いますし、ぜひともせっかく配ったものですから、有効に活用してもらいたいし、コロナ対策としても今後使

えるようなことも含めて、早急にその対応についてもまた検討していきたいと思えます。

内容については、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） ただいまの町長の答弁と重なるところが多々あるんですけれども、議員の質問にあるとおり、必要性は教育委員会事務局のほうでも当然感じております。先ほども答弁いたしましたように、現在はG I G Aスクール構想によるネットワーク整備やタブレット導入を担当した職員が、引き続き現在も担当しているので、専門家ではありませんが、各校、学校からのネットワークやタブレット端末に関する質問や不具合に対し、何とか対応しているのが現状です。

来年度の対応としては、町内や近隣市町で支援をしてくれる業者を今探しているところですが、先ほども言ったとおり、なかなか見つけることができないというような状況でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。一応当局サイドとしてもその現状というのに関しては問題点を感じていただけているということですので、ひとまず安心はできたのかなというふうに思います。ぜひ、多分探せば町内にシステムエンジニアの方だったりというのはいたりもするんじゃないかな、パソコン関係詳しい方がいたりするんじゃないかなとも思うんですけれども。

ただ、単純にパソコンに詳しいじゃなくて、学校の教材としてそれを生かす生かさないと、いうところまでを含めると、やっぱりプロフェッショナルの方を外部からというとなかなかというふうなことも思います。ぜひなるべく早めに予算面のところも込みで対応をしていただいて、町内の全ての子供たちが快適に使えるように、文科省では、新しいパソコンは紙とかペンとかと同じ文具だよというふうなことも言っておりますので、取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。

2問目に移ります。

新小学校の雰囲気づくりということで質問をいたします。

小学校統合に向けて各種の準備が進んでおり、再来年には新小学校が開校することと、新校舎での開校ということであれば、あらゆる意味で新しいスタートだという雰囲気が出ると思うんですけれども、現状は南小学校の校舎を使ってスタートということになりますので、新小学校開校の雰囲気づくりというものが非常に重要になるのかなというふうに考え

ます。

心配なところが、校舎が同じということになりますと、その南小学校の児童は今までと同じ校舎に通うという感じ、対して東小学校と西小学校の児童は南小学校に通うというような雰囲気になってしまっただけでは、統合して新たなスタートだというせっかくの機会が生かし切れないのかなというふうに思います。

新小学校開校に向けた雰囲気づくりというものに関してどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の新小学校の雰囲気づくりについてお答えします。

議員がお尋ねのように3つの小学校が再来年に統合するわけでありまして、その雰囲気づくりは大変大事だとは思っております。当然教育委員会や学校でも考えられていると思いますが、これまでも交流事業も行われておりますので、スムーズに統合できるものと考えております。

お尋ねの点については、教育長に答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 遠藤議員の新小学校の開校に向けた雰囲気づくりということの質問に、お答えしたいと思います。

新しい小学校で新しい学年を迎える子供たちにとっては、大きな緊張感が当然あるものと思っております。とりわけ校舎を移動する東小学校と西小学校の児童にとっては、よいスタートが切れるよう、居心地のよさが感じられる配慮が必要だと思っております。

3校の児童がよりよい令和5年度の新学期を迎えられ、安定した状態で新学期をスタートできるよう、現在2つの取組を進めています。

1つは、町長の答弁にあったように、3校児童の交流事業の実施です。3小学校の交流事業は、10年以上前から実施されてきました。今年度は特に全学年で交流の会場を南小学校として計画しました。学年でことわざかるた会や一緒にの教室で短歌俳句づくりなど国語の学習を行ったりしています。令和4年度も南小学校を会場にした3校交流を実施し、児童同士の交流だけでなく、児童と先生の触れ合い、先生方相互の研修などを通して、新しい小学校での人と人とのつながりを形成していきたいと考えています。

教職員では、今の3小学校の教職員が新小学校の教職員として子供たちとの関わりが持てるような計画的な配置を構想しています。心を通わせた先生方が勤務していることで、子供

たちが居心地のよい雰囲気の中で学ぶことができる体制を、今後整えていきたいと考えています。
以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 統合で集まってくることになる西小、東小の子供たちの居心地のよさを考えるんだということで、3校の交流事業と、先生方も3校の先生がというようなことで取組をされているということでした。

事前にそうやって統合される子供たちが何度も会ってというのは、雰囲気づくりとしてはとても重要な取組だなというふうに思うんですけども、隣の下田市が中学校統合を行うというところで、どういうふうなところに気を遣っているのかなということ、ちょっと詳細を調べたかったですけれども、あまり詳しいところが調べ切れなかったんですけども、校舎に関しては、一番最初に僕が聞いたとき、リフォームをして雰囲気を変えるというようなことを取り組むよというのを以前聞いたんですけども、どうも実際はリフォームじゃなくて校舎丸々建て替えているという話を最近実は伺いまして、ちょっと河津としては新校舎を建て替えるというのはもう少し先なのかなということであれなんですけれども、現在通っている南小学校の児童が新しい統合新小学校になって、旧南小学校の校舎に行ったときに、雰囲気が変わったなと思わず感じるような、そういった工夫というんですかね、リフォームで全部とは言わないまでも、例えばどこか一部を象徴的に印象を変えるといったような取組で、もともと通っていた生徒も新しくそこに通うことになった生徒も、新しい印象で学校に通えるようになるんじゃないかというようなこともあるんじゃないかと思うんですけども、そのあたり、リフォームとかそういったものというのは取り組んだりはされないんでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、校舎リフォームについて、私のほうからお答えします。

現在でも、仮の統合小学校となる南小のトイレの簡易式とか洋式化の工事は先行して進めております。これは相当のお金をかけて今進めております。

来年度につきましても、必要な改修等については、予算編成中でございますが、予算化をして進めていきたいなと思っております。

ただ、議員がお尋ねのように、下田中と違うのは、南小学校は仮設、仮校舎としての活用でございますので、どこまでの費用をかけたのがいいかということも、その辺も考慮しないといけないかなと思っておりますので、今後の予算編成の中でいろいろ考えていきたいなと、

そういうふうに思っております。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 来年度の統合小学校開校に向けた改修ですが、教育委員会のほうで考えているのは、校舎や体育館に設置している校章のリニューアル、あとプールを多少改修、あと玄関横のギャラリースペースがあるんですけども、教職員が増えることから、事務室を少し動かして、ここを事務室化を考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 現状、トイレに関しては実用的なものとして変えないとまずいのかなというところで、既に本年度やっているということで。あと、校章とプールとギャラリーということ。

校章に関しては、変えていくというのがもう新小学校ということなんであれなんですけれども、ぜひ何ていうんでしょう、子供たちが日常的に使う範囲の中で象徴的なものとして、何か印象をチェンジさせるようなことができたなら、なおいいのかなんていうふうにちょっと思ったりもします。

新しい学校が始まるということに対して、とりあえず仮設で南小学校を使うわけですけども、町長の所信表明の中にもあったんですけども、新校舎についてということで、お伺いをしたいと思います。

新小学校が開校するに当たって、南小学校の校舎を一時的に使うということで、議会としても説明を受けておりますし、事あるごとにそういったお話があるんですけども、今後とも建設計画が明確にこれからなっていくのかなというふうに思うんですが、保護者の方々の声を聴いていると、一部の方なのかもしれないんですけども、その新校舎の建設の話をあまり耳にしないので、実はもう新校舎建たないんじゃないのという諦めの声というのが、正直言うとかなり耳に入ってくるというのがあります。

改めて、新校舎建設に向けたスケジュールであったりとか、そういった計画のようなものだったり、また町長の新校舎建設に向けた思いなんかもお伺いできればなというふうに思いますが、お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、新校舎に向けたスケジュールについてお尋ねですのでお答えします。

新校舎建設につきましては、私の２期目の公約で、できるだけ早い時期に建設をするということで公約どおり進めていきたいなと思っております。

今後、スケジュール等は決まっていなくても、やはり答申に沿った形で中学校周辺に新しい校舎を建てたいなと、それも小中一貫教育でという方向性が示されておりますので、その中で、例えば配置計画ですとか、用地確保の問題なんかがあるものですから、その辺を含めて順次できるだけ早い時期にということで進めていきたいということで、今回の私の公約の中にもしっかりと入れさせてもらって、確実に進めるんだよということを意思表示させていただきました。そんなことで進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（上村和正君） ４番、遠藤嘉規議員。

○４番（遠藤嘉規君） 町長の答弁をいただいて安心をいたしました。なるべく早く答申に沿って小中一貫校を河津中学校の付近にということで１日も早く形になったらいいなというふうに思います。

来年が３小学校の最終年度ということで、多分各小学校では、自分たちの学校がなくなるんだなというのを意識する来年の１年間になるのかなというふうに思います。

それに対して、実際PTAの中の話とかでも実際に耳にするんですけども、新小学校、統合小学校、南小学校でこれから始まる統合小学校についての情報というのを、あまりにも父兄の方々が持っていないというのを、結構多くの父兄の方と話をしても感じるんですよ。そういう情報がないと、小学校はなくなるんだけど、新しい学校は始まるというんだけど、どうなっているんだろうねというふうな不安感を持っている父兄の方というのが、とても多いような感じがしました。

ぜひ学校を閉じるための活動というのは、各小学校単位でも準備に入って進めていくのかなと思うんですけども、新しい学校についてのアナウンスというのを、広報かわづだったりとかというのではなくて、各学校に教育委員会から各父兄向けにプリントだったりというようなことで情報公開みたいなのをしていただくと、子供を通して各父兄の手に渡るんで、より一層安心感を持って再来年に向かっていけるのかなというふうに思いますので、ちょっとそういったアプローチなんかも考えていただけるとありがたいなというふうに思います。ものすごい、その情報がないというのを心配している方がとても多いなというふうに感じました。

それでは、３問目の質問に移らせていただきます。

ご当地ナンバーの作成とライダー誘致ということで質問をいたします。

ご当地ナンバーとは何ぞやと。議長に許可を得まして、そのご当地ナンバーというのは何だということで、松崎町さんからご当地ナンバーの見本をお借りしてきました。これ、松崎町が実際に配布している松崎町のご当地ナンバーの現物の見本です。

ご当地ナンバーとはということでお話をさせていただくと、市区町村が交付をしている原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレートの形状ですとか図柄をオリジナルにデザインしたものであるということです。これ松崎町で現在、松崎町内の原付一種、二種、小型特殊の車は、基本このナンバープレートがついていると。近いところだと、賀茂郡内だと西伊豆町もやっぱりご当地ナンバーをやっている、西伊豆町は夕日をテーマにしたナンバープレートで、とてもぱっと見た瞬間に目につくような印象的なナンバーだったりもするんですけども。

日本経済研究所というところが、このご当地ナンバーについての調査をしております、交付を終了した自治体を含み導入済みの自治体がちょっと前なんですけれども、2019年10月の段階で600を超えていると。全市区町村のおよそ3分の1以上がこのご当地ナンバーというものを始めている。

直近では10月28日の伊豆新聞の記事の中に、下田市がゆるキャラのぺるりんとサーフィンモチーフにしたご当地ナンバーを作成するというので、取り上げられておりました。下田市の目的としては、郷土に対する市民の愛着と誇りを高め、魅力を広く発信するべく企画をしたということでした。

走る広告塔なんて呼ばれたりするご当地ナンバーなんですけれども、特産品であったり観光地であったり歴史的建造物であったり、例えば行事やお祭り、そういった地域の魅力というものが、日本各地でやっているところでは詰まっております。その地域を象徴するようなモチーフをしたナンバーの車両が走るということで、町のPRですとか地域おこしの色合いがとても強い取組だというふうに感じるんですけども、このご当地ナンバーというものについてどのように考えているのか、町の考えを伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ご当地ナンバーについてお答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、お尋ねのように、下田市の例は、新聞で私も拝見をしました。その効果についてはどの程度であり、費用負担も考えなければならぬのかなと思っております。

この辺の一般的なきっかけとしては、例えば町政何十周年とか市政何十周年という中で作

っていく例が多いようでございます。松崎町の場合は違うようではございますけれども、松崎町についても、きっかけについては多分在庫の問題とかいろんな問題の中で多分きっかけがあったんじゃないかなと思っておりますけれども、そういうことも含めて、今のところは考えておりませんが、今後そういう時期が来たら考えてみたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 近隣ですと下田市がこれから始めると。これ松崎町のナンバー、もうとっくに始めていると。西伊豆町も既に始めているということで、賀茂郡内でもこのご当地ナンバーを作成した自治体というのが増えつつあると。賀茂郡外ですと、三島市も現在準備中だということです。直近だと、これ全国ニュースにもなっていたんですけれども、小田原市のこのご当地ナンバーというのが、アニメの機動戦士ガンダムというのがあるんですけれども、これの原作者の方が小田原に縁のある方ということで、そのガンダムを描いたナンバーを作成したということで、全国的にもものすごい注目を集めてニュースにもなっております。

ご当地ナンバーは、この地域の魅力というのがいろいろ工夫をされて表現をされております。このナンバーという、これなんかは四角なんですけれども、松山市なんかは「坂の上の雲」という小説があるんですけれども、この「坂の上の雲」をモチーフにして、ナンバーの形自体がもう雲の形をしている、そういったナンバープレートなんていうのも実際にあったりします。その取組自体が地域の個性とか魅力をアピールする自治体のシティーセールスの一環ということで取り組んでいるところが多いというふうに思います。

地域おこしという意味合いを考えると、河津町で、もうこのナンバーの作成というのを検討してもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、先ほど町長が少し答弁の中で周年とかそういったきっかけがあれば検討も余地ありかなということなんですけれども、ぜひ河津町でもご当地ナンバーを積極的に検討されてはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、導入検討についてお答えします。

先ほどの答弁のとおり、車などと違いまして、県外への宣伝ですとかイメージ効果なども限定されると思いますし、費用なども含め未知数であります。現状では導入の検討は考えておりません。

なお、現状でのオートバイの登録件数ですとか、年間の新規の受付件数の詳細については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、私のほうから、オートバイの登録件数等についてお答えします。

令和3年度課税のオートバイ、原付バイクの登録台数ですが一種、二種合わせて511台です。年間の新規の申請受付数ですけれども、令和2年度中の移動でナンバープレート新規取得が48台、廃車または名義変更による返却が62台でございました。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町全体で原付一種、二種含めて511台ということで、新規が48台ということで、確かに少ないのかなというのも分かります。既存の在庫がどの程度在庫があるのかというのはちょっと分からないですけれども、既存の在庫がまだまだあるよということで、簡単にはいかないのかなというの分かるんですけれども、ぜひ今後何がしかのタイミングでもって検討していただけるとありがたいんですけれども。

このコロナでこの1年半、2年にわたって3密を避けるというのが当たり前に定着しつつある中で、趣味というところでオートバイの利用というのが急激に増えております。現実問題としてオートバイの中古市場というのが、この1年、半年ぐらいの間にもものすごい勢いで値上がりがしているというのもありますし、新型の新しいオートバイの新車の納車ですか、に関して、物によっては1年半とか2年待ちなんていうようなオートバイも出てきているということで、その中でも特に注目を集めているというかニーズが増えているというのが、大型バイクと言われる750cc以上のバイクであったり、小型バイクの中では原付二種と呼ばれるような125cc以下のオートバイというようなところで、このあたりのバイクがとても注目を集めてニーズが増えていると。バイクの業界の中ではなく、その外側ですよ。ふだんバイクの業界ではないところから、空前のバイクブームだというような話が出ているぐらいの状況になっているそうです。

この3密を避けるというところから、そのバイクブームというのがあるのかと思うんですけれども、このバイクブームの中で、あるバイク情報の記事の中で、地方自治体がライダーを呼び込もうとバイク関連のイベントの開催をしたり、ツーリング用のガイドマップを作ったりということで、ライダーを地域に呼ぼうというような取組がじわじわと広がっていると。

近隣なんですけれども、伊豆市が地域のバイククラブと連携を組んで、いろんな施策として展開を始めていると。ライダー視線で伊豆市のいいところ、走って楽しいところ、ライダーが求めている設備、イベント、そういったものに注目をして、まちづくりを実施し始めているというような話もございます。伊豆市に関しては、縦貫道の道の駅、月ヶ瀬に道の駅ができていますけれども、この月ヶ瀬の道の駅なんかは、バイクを止める専用のエリアというのを造ってあって、この止める専用のエリアは何が違うのかというと、大きいバイクは夏場アスファルトのところにとめると、車重が重過ぎてスタンドが地面にめり込んで倒れることがあるということが起きるそうです。なので、その大型バイク用の駐車スペースというのがコンクリで打ってあって、そういったことが起きないようにということになっていたりとか、駿河湾フェリーですね、ここもバイク用の駐車区画というものを設けたりということで取組が行われているそうです。

ライダー参加型のイベントなんていうのも伊豆市では検討をされているということで、伊豆は関東圏から近いので放っておいてもバイクは来るといような認識がどうしてもあるんですけれども、過去の例を見ると、伊豆は海水浴場がいっぱいあるから放っておいても観光客来ますよというところから、現状のこの落ち込みを見ると、やはりある程度の積極的な取組というのは必要なのかなというふうに思うんですけれども、河津町でも観光施策の一環というところで、ライダーの誘致というものを検討してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） バイクの関係の誘致の関係でございます。

コロナの中で今年の桜まつりなんかを見てみますと、自家用車が多いというのも当然なんですけれども、バイクも多いなという感じもしています。ここ数年、バイクが多くて、駐車場のほうもバイク専用の場所を設けたりということもしているようですので、確かに議員がおっしゃるように、少しずつ増えているのかなということもあります。もう一方では、自転車も増えているのかなという感じもします。そういう中で、現状コロナの中でそういう部分でも影響していくのかなと思っております。

先ほどの誘致の関係でございますけれども、町内でも、バイクの愛好者がいることも私も承知しております、個人的にその方たちがイベント等を企画して、誘客を図っている例もあるようです。最近でも、また観光交流館の近くでイベントを行っていましたが、今後、その方々との連携ですとか協力によって企画が可能であれば、観光協会などと検討すること

も必要なのかなと思っております。

この件につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、観光施策としてのライダー誘致ということでお答えします。

今、町長言われましたように、既にライダーに向けました取組といたしましては、11月28日に観光交流館をベースとしましたバイクイベントを実施しております。町内の店舗や観光協会、そして、観光施設等と協力しまして実施したところです。参加されたライダーからも大変好評でございました。

また、今後もこうした事業を継続して予定を計画しているようですので、また町内の店舗やそういった業者の方に協力していただければなと思っております。

また、第32回の桜まつりでも、ライダーの利便性を図るようということで意見を取り入れまして、専用の駐車スペースなども用意される予定であります。

ライダーのニーズもスタイルによっていろいろ様々ですけれども、いろんなニーズを取り入れながら、それぞれの特性を考えながら、今後もこうした取組に期待しているところです。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 次の桜まつりに、そのライダー用の駐車場なんかも整備をされるというようなことでお話がありました。ぜひ、来やすい環境というのが必要だというふうに思いますので、その地域でバイク振興を携わっているような方々が身近にいるということですので、そういった方々の意見を積極的に受け入れていただいて、どういった取組をすればライダーが快適に伊豆に来れるのか、特に河津に来れるのか。桜まつりのときに砂利引きでスタンド立てて倒れちゃったなんていうようなことがあったら残念だなというふうにも思いますので、そういったところも含めて、ぜひ積極的に協力をし合って取り入れていただきたいなというふうに思います。

以上で一般質問のほうを閉じさせていただきます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問が終わりました。

午後3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 塩 田 正 治 君

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員の一般質問を許します。

6番、塩田正治議員。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 皆さん、こんにちは。6番、塩田正治です。

令和3年第4回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をいたしましたところ、議長より許可をいただきましたので、私、今回3問について質問させていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、まず、本日の冒頭、町長の所信表明、これを聞かせていただきました。簡単な感想というか、おこがましいんですが一言述べたいと思います。

2期目の町政ということで、無事に選挙も終わりました、ご当選おめでとうございます。

今回の所信に関してなんですけれども、1期目につきましては、もうコロナに翻弄された4年間だったのかなと言っても致し方ないのかなと。今後、今、コロナの状況を見ますと、河津町も何か月前でしたか、16人目の方が出て、もう随分、半年じゃ利かず、10か月ぐらいはたっているんですかね。もう大分、ちょっとごめんなさい、うろ覚えで申し訳ないんですが、随分、河津町においては感染者もない時期が続いておりまして、危機感というのは大分薄れてきていらっしゃるのかなという感じも、正直します。このまま終息してくれることを心より願うわけなんですけれども、海外においてはまた新たな株が発生したりしながら、落ち着く様子を見せていないのも現状でありますので、いつどこでどう転がるか分かりません。しかし、当然、町政を担うであろう町長としては、両方を見据えた中で組み立てていかなければならないだろうと思います。

そんな中、今回の所信の中に、私、正直、1点だけ思ったのは、先ほどの大川議員の、わくわくする町政をみたいな感じで言われていましたけれども、目玉となるようなといいますか、町民が町長の所信を聞いてわくわくするような何か目玉施策というのが欲しかったなど。

それがなかったのが残念でならないと。ちょっと生意気なことを言って申し訳ないんですが、一言述べさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1問目でございます。

基本施策3本の柱について。

町長は、今回の選挙戦においても、一応、公約として言われておりました。先日行われた町長選挙の公約として掲げられた3本の柱について、それらの中から気になる点を抜粋して伺いたいと思います。

まず、誰もが安心して暮らせるまちということで、この中で効率の良い地域交通システムの再検討を進めるとございました。これまでも行政運営の中で様々な試行錯誤をして、自主運行バス、町バス、町営バス等、あらゆる施策を持ってチャレンジしてきた問題だと思っております。また、議会としても勉強会を開いたりですとか、視察などを重ねて検討してきた経緯もございます。しかしながら、町民の期待に応えるような妙案が出せていない。これも残念ながら事実ではないかと思うわけです。

それでも、町長が今回の3本の柱の中に入れてきたという、今後どのような手段で再検討を進めていかれるおつもりなのか。また、町長の、この公共交通システム、理想として考えているところというのは、一体どういうものを町長は考えておられるのか、これは、やはり執行権者である町長が考えると、それに向かってやっぱり部下である行政の皆さん考えますから、町長が一本筋の通った夢を掲げていれば話は前に進むのではないかと思うので、この辺を重ねてお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（上村和正君） 塩田正治議員に申し上げます。

答弁は、一問一答方式でよろしいでしょうか。それと、答弁を求める人がいらっしゃいましたらお願いします。

○6番（塩田正治君） 大変失礼しました。

答弁は、一問一答方式でお願いいたします。町長及び担当課長に、必要とあればお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。失礼しました。

○議長（上村和正君） では、町長、お願いします。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員の基本施策の3本の柱について、1点目の地域交通システムの再検討についてお答えします。

後半の部分で、町長の考えということで一本筋を持ってという話だったんですけども、実

は、これまでも幾つか指示をしてきて、持ってきたつもりなんですけれども、その中で、やはり法的な問題とかいろんな問題があって、なかなか自分の思うようなシステムができてこなかったというのが一つの課題であります。そんな中で、地域交通会議という会議を設けておりますので、その中で私の意見を述べさせていただいて、今後、やっていくつもりであります。そういう中で、一本、筋をを持った中でやっていくつもりであります。

公約については、先ほどのほかの議員の質問ですとか、あるいは所信表明で述べてありますので、重なる部分があるかと思いますが、ご了解していただきたいと思います。

私が、公約として地域交通システムを挙げたのは、やはり交通手段が乏しい地区の住民の足としてどうしても、特に高齢者の交通手段として、この交通システムのことが重要だということで、公約の一つとして掲げたのが大きな理由でございます。これまでもやってきましたけれども、まだまだその根本的な解決に至っていないというのが、私は現状だと思っております。

先ほど議員がお尋ねのように3つの形態がございます。東海バスによる自主運行バス、あるいは町による町営バスと町バスの運行であります。今後、この交通システムにつきましては、小学校の統合を踏まえますと、東小、西小エリアからのスクールバスの確保の問題があります。そして、併せて地域住民の足の確保の問題もありまして、この2つの大きな交通システムの問題があるものですから、その辺も含めた中で重要な課題であると考えております。今後のスクールバスにつきましても、委託、あるいは町による運行なども検討しなければならないと思っております。

現在の町運行による2つの形態についても、アンケートなどを行っておりますといろいろな意見がございまして、これらを参考にして改善していかなければならないなど、そういうふうに思っております。特にアンケートの中の要望としては、これは法的な問題もあってなかなか難しい問題もあるんですけれども、現在の町バス運行について、個人的な思いですけれども、アンケートの中では、河津駅周辺まで路線が伸ばせたら利便性が増すのではないかなというアンケートの回答が多くあります。これについては、東海バスさんの関係とか、いろんな法的な問題もあるのかなと思いますけれども、そんな中ではアンケートとしては住民の声が大きいこともあります。

また、今後、私は、予約制のデマンド方式なんかも一つの検討する材料としてあるんじゃないのかなと思っております。

そんなことで、今後、高齢者の足の確保、あるいはスクールバスを含めて、全体的なもの

を再度もう一回、再構築をして、地域交通システムを考えていくということでございます。

そういう中で、担当課がいろいろ検討している部分もありますので、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） それでは、先ほど町長からお話があった内容と重複する部分でございますが、私のほうから少し説明をさせていただきたいと思っております。

現在、町では、バス会社に委託している自主運行バス、それから町による町営バス等、町バスの運行といった形の中で交通対策の確保を行っているというのは、ご存じのとおりと思っております。そのほかにも、バス会社による天城峠の越えのルートもございます。また、現在、上佐ヶ野地区で県事業によります買物支援の実証実験といったものも実施をしており、今後、そういった事業も町の中で拡充していきたいというふうにも考えております。

これらの事業と、先ほどからあります令和5年4月の小学校統合といったものを見据えますと、令和4年のある程度の段階までにはしっかりと体制を固めなければならないというふうに考えておまして、そちらを考慮しながら、公共交通会議の委員の意見も聞きながら、新たな交通体制を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 河津町においては、かなり正直言って、コンパクトシティ化が自然現象として進んできているのではないかなと、私、考えておまして、なぜ町バスなり町営バスなり、いろんな施策をしてもうまく機能しないかということ、河津町の地域形状、これは平らな、要は大堰地区から下の平らな地域は、一つのコンパクトシティとしてももう機能してしまっている。そこに飛び地である縄地、見高入谷とか、もう上河津は特にそうなんです、一方、天城へ通して、背骨が通っているところから枝分かれしてしまっているということで、非常に交通網としての網をかけにくい状況にあるのかなと思っております。

ですが、極端なことを言うと、行政はコンパクトシティ化しても、こっちの人口の多いところに行政のお金はしっかりぶっ込むから、来る人だけ来なさいみたいなこと、当然、できないわけですから、田舎の外れのほうにでも住んでいる方がいる。その方々も当然大切な町民の皆さんであると考えたら、これはまだまだ検討の余地もあるし、検討をしっかり進めていかなければいけない。しかし、先ほど来おっしゃっておりますように、学校統合でスクー

ルバスとかのことも考えると、本当に早急に考えなければいけないということで、町民の皆さんも非常に興味を持って考えてくださっている方もいらっしゃると思いますので、それこそ町民の皆さんの声もぜひとも聞いていただきたいと思いますと思います。

それから次にですが、豊かさをみんなでつくるまちという点について、まず、第一次産業と第三次産業との連携事業に取り組むとございました。

現状の河津町における第一次産業は、少子高齢化や急速な人口減少等によりまして、衰退の歯止めが利かない状況であると思います。そして、第三次産業といいましても大変範囲が広いわけです。サービス業やら何やら観光業やらと、その大変範囲の広い中、町長は主にどの業界との連携を考えていらっしゃるのかなということをお教え願いたい。

第一次産業は、将来的に町の原動力になる基幹産業であると私は考えておりますので、連携を考えるよりもまずすべきは、根幹の第一次産業の掘り起こしやてこ入れが優先されるのではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

次に、河津バガテル公園再生に向けて再検討を進めるとございました。

昨年、残念ながら民間企業の力を借りて再生を図るということにチャレンジしたわけですが、民間企業に理解を得られなかったといいますか、ちょっと厳しい言葉で言えば、相手にしていただけなかったのかなと思わざるを得ないんですけれども、現状を考えると、赤字を垂れ流している現状、これを考えれば、再検討をしないわけには当然いかないわけです。この再検討、どのような方法で考えていらっしゃるのか、この3点についてお答えをいただきたいと。2点です。失礼。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員の第一次・第三次産業との連携事業、あるいはバガテル公園の再生についてお答えします。

まず、第1次・第三次産業の連携については、特に私は、第一次産業の中でも農業の部分が従事者が多いものですから、特に農業については大事であるなと思っております。塩田議員がおっしゃるように、やっぱり欠かすことのできない産業であるということは、誰もが認識しているところだと思います。しかし、農産物をはじめとして第一次産業を取り巻く状況は、河津町だけではないんですけれども、全国的にも、また当町にとっても、特に後継者の問題、あるいは耕作放棄地の拡大など、厳しい状況にあるということは、みんな認識をしているかと思っております。

また、現在、経済が国際社会の中で動いていることもあったり、輸入なんかの関係も大き

くありまして、聞くところによると、町内の事業者でも外国にワサビなんか輸出しているという話も聞きますし、今までの経済圏と大分違ってきているかなというところもあるかと思えます。

そうして、そういう中で、いかにして、例えばこの地域として、産業として維持していくかということがとても大事なことでありまして、それも行政の使命であるのかなと思っております。

特に、私は、農業を維持することによって、当然、漁業もそうなんですけれども、維持することによって、景観ですとか環境が守られるということも大変大きな意義がありまして、これは観光地としては欠かせないものでありまして、重要な資産であると思っております。そういう意味では、やっぱり第一次産業は大事にしていかなければならない。経済的な面だけではなくて、景観ですとか環境という面でもやっぱり第一次産業の重要性というのは、これからも大事だなと、そういう意味もあります。

そういう中で第一次産業を見てみますと、やはり後継者不足の問題として経済的な問題が大きいかと思えます。いかに産業として成り立って、経済的に成り立つのか、生活が安定するのかというのが第一の課題であると思っております。

農業については、特に河津町の温暖な気候や水などを利用して、自然資源を利用して、野菜、かんきつ、花卉など、数々多くの農産物が栽培されているわけがございます。これらを販売して生活を安定するために、これまでの市場一辺倒ではなくて、例えばふるさと納税ですとか通信販売の活用や、観光地である利点を生かしまして、第三次産業である観光と結びつけた販売戦略も必要ではないのかな、そういうふうに思っております。第一次産業を維持するために、後継者を含めた従事者をいかに増やすかが根本でありまして、新規就農者の確保なども併せまして、生活の維持確保のための第三次産業と連携による取組が大事であると思っております。

特に、先駆的な取組として、町では、他の議員の質問でも答えておりますけれども、河津桜の切り枝の栽培ですとか、食用バラの試験栽培なども進めておりますけれども、これからも第一次産業を大事にしながら、連携を深めながら、経済的な部分でも安定するような、そんな施策が必要だと思っております。当地区においては特に第一次産業と第三次産業の関連が必要であると思っております。

続けて、バガテルの関係について答弁いたします。

バガテル公園の再生の再検討でございます。

バガテル公園の再生は、これまでの取組について、議会にも町民にも機会あるごとに説明をし、情報を発信してまいりました。経過については他の議員の質問にも答えておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

2期目の公約としたのは、1期目の取組で民間企業との交渉の中で問題点もありまして、議員お尋ねのように、今までどおりの運営では赤字経営の体質が改善されることは難しく、引き続き、最優先課題として取り組むことが大事であり、その決意を示したものであります。

全体の方向性としては、前回の指定管理の公募の不調を受け、町としてワーケーション施設として、旧レストラン棟の活用や、バラ公園の維持管理や、町民の文化施設として、また誘客施設として活用を図っているところで、ドッグランの開設などについても取り組んでまいりました。この秋には文化協会の町民文化祭なども開かれまして、文化の薫る公園として約1,000人近い町民の方に訪れていただきました。

しかし、運営面では、昨年、今年と、コロナウイルスの感染拡大による長期間の休園を余儀なくされ、大きな収益減となっております。一方、雇用関係についても、9月の決算議会で、令和2年度決算に対する意見書の中で検討を求められております包括業務委託の3か年の委託契約による従業員の雇用費用の増加と、コロナ感染拡大による休園による収入減なども重なり、運営の厳しい状況が続いております。

今後の方針としては、他の議員の質問にも答えておりますが、継続して再生に向けて施設運営計画を練り直し、併せて、これからの施設管理にしっかり取り組み、各種イベントなど開催し、町民の皆様にも親しまれる公園を目指し、集客にも取り組んでいきたいと思っております。民間も含めた運営計画については、来年度中には結論を出したいと思っておりますが、どうしても結論に至らなかった場合には、来年度に包括支援業務が終了しますので、一部営業を取りやめることも検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 第一次産業・第三次産業の連携、これは本当に実は大事なことだと僕も思っておりますので、特に第三次産業、どの分野を主にというところにはお答えいただけなかったんですが、基本、観光と思ってよろしいですね。

バガテルのほうにつきましては、いろいろワーケーションやったり、ドッグランやったりとかということなんですが、根幹的は、根本的な解決方法にはやっぱりないというのは、町民の皆さんももう見えています、正直言うと。ですので、非常に心配な声は大

きく上げている方々がいらっしゃいますので、今、町長の答弁の中から、ある一定、その包括業務委託の終了までに答えが出せないようなら、営業も止める決意を心の中に持っているという答弁をいただいただけでも、大きく前に前進するのではないかなというような気がします。

それでは、2問目に移ります。

来年度予算編成についてでございます。

議長、申し訳ありません。ちょっと1問目の3回目、すみません、戻らせてください。失礼しました。

未来を創る人が育つまちということで、都市との交流や民間企業との連携など、幅広い分野での共創を進めるとあります。幅広い分野で共に創り出す、字で読んだごとくなんですけれども、主にどのようなことを考えているのかというのが、ちょっとあまりにも漠然としているので質問させていただきました。お答え願えますか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お答えします。

都市との交流や民間企業と連携した共創はということで、私の公約の中に共に創るということで、共創のまちづくりということを掲げました。これは今までオール河津という形で、町民の方たちの協力を得て行政進めようということやってきたんですけれども、やはり昨今のコロナの状況等見たり、あるいは日本の経済状況、あるいは社会の状況を見た中で、どうしてもやっぱり民間との連携、あるいは協定、あるいは学校等の連携も含めてですけれども、やはり行政だけではなくて、もう少し大きい器の中でワンチームとして、民間を含めた中でやっぱり事業を進めていかないと、なかなか事業の広がりが無いなというように思います。

特に、やはり移住・定住を進めていくとか、大きな問題の人口減少ですとか、少子高齢化の解決のためには、どうしてもこの外からの支援、あるいは移住・定住を進めない大きな進歩にはならないのかなと思いますので、そういうことで、もう一歩進めるということで共創という言葉を使いましたけれども、これは、今、民間のほうもソーシャルビジネスといって、行政に関わりある部分も大分持ってきておりますので、具体的には、この間、提携した郵便局であったり、生命保険会社であったり、あるいは大学であったり、連携であったりとか、あるいは会社によってもそういう形で町の中にソーシャルビジネスとして進出したいというところもありますし、そういうことで、これからさらにもう少し大きい器の中で町の産

業振興を図っていきたいということの中で、共創という言葉を使わせてもらいました。そんなことで特に2期目については、その部分を強調したつもりでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） すみませんでした。

この共創、大変よく分かりました。結局、国のほうもやはり都心部に何でもかんでも集まり過ぎている弊害が出始めているということは、もう何年も前から言っていたことでして、そこに1枚かむことができれば、やはり地方もまだ潤うことが、チャンスが残っていると私も思いますので、今、町長がおっしゃったようなことはぜひとも積極的に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。

来年度予算編成についてお伺いします。

コロナ禍によりまして町内の経済状況は、過去に類を見ない、災害クラスの惨劇だと思います。来年度の予算編成については、アフターコロナを見据えて思い切った予算を組んでいただきたいと思うのですが、町内の経済復興にどれだけ寄与していただけるのかということで質問させていただきます。

1問目としまして、アフターコロナを見据えて経済対策の重点項目はということで、コロナが終息するか誰にも分かりませんが、来年度予算編成は終息後も見据えての編成になると思われます。迅速な経済復興を目指す以上、ピンポイントで強力な支援策や対応が望まれますが、どの分野の業界を最重要と考え、施策を執行するつもりでおりますか、お答えください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、来年度予算編成について、特に重点施策についてお答えします。

これは、先ほどお答えしましたけれども、2期目の公約として、特に経済対策に力を入れていこうということでございます。これについては共創のまちづくりということで、特にピンポイントということではありませんけれども、経済対策の重要性については、先ほど申しましたけれども、町の根本施策であります少子高齢化ですとか、人口減少を解決するためには、どうしてもこれまでやってきた子育てや安全・安心対策に加えて、やっぱり経済対策を加えていかなければ、これから先の町の方向としてはまずいのではないのかなということで、新

たに経済対策を町の根本的な解決の手段として捉えて、公約として掲げて、来年度予算にも示したところです。

この経済対策でございますけれども、さきに作成をしました町の第5次総合計画の中で、人口減少問題に対応するための力を入れるべき取組に対する町民アンケートを行っております。その中で、人口減少に対処するための力を入れるべき項目として、第1位が、私は子育てだと思いましたが、実は1位が地域産業力の強化が37.9%でございます。2位が、企業誘致が33.9%です。それから3位が正規雇用化の推進などの雇用対策が32.4%、4位が移住を希望する人たちの受入れが31.0%。約3割から4割の方がこういうことを望んでいるということでございます。やはり人口減少問題に対応するためには、どうしてもこの経済対策、特に雇用ですとか地域産業力の強化が大事だということは、このアンケートを見ても、町民の思いというのは分かってくると思います。

そういう中で、来年度予算は、コロナ関係もありますのでまだまだ不透明であります、今後のアフターコロナを見据えて、経済対策として今後のまちづくりの方向で、そういうことで進んでいきたいなと思っております。

特に、当面は、現在ある町有地の活用や施設の活用などを含めた、町民や民間を含めた活性化やにぎわいづくりの事業を進めていきたいと思っております。当面は、先ほど申した課題であります河津バガテル公園の再生や、旧南中学校跡地の活用について取り組んでいきたいと考えております。町独自の経済対策については、今後の予算査定の中で産業団体等の要望も踏まえて対応したいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） これまでいろいろ町長に対して一般質問させてもらってきた中で、やっぱり町長と話していて、僕、かみ合わないなと思うところが若干あった。これは、僕はやっぱり経済、経済、経済が大事だということをずっと言ってきたつもりです。でも町長は、いや、町民はそっちを見ていないんじゃないか、やっぱり人口減少とか福祉関係に意識があるんじゃないのかなというのが、僕の中では町長の答弁の中に見え隠れしていたような気がしてなりません。ですが、そうやって数字として町民の声が町長に届いて認識してくださった以上は、今後は、やっぱり経済、本当に本気で取り組んでくれるのかなと期待させていただきます。

それで、ちょうどですが、過疎債の有効活用についてということで、河津町が今年度から

過疎地域に指定されたことによりまして、地域振興については非常に効果的な過疎債を利用できることになったわけです。このタイミングでか、ある意味、最高ではないのかなと思えるカード、思わぬカードを手に入れたことになるんじゃないかなと思うわけですが、だからこそ、いかに有効に活用することができるか、これが経済復興のチャンスにつながっていくのではないかと考えております。

国も経済あつての財政と、実は考えているようですので、河津町においては、この現況下を、壊滅的状况下にある河津町の第一次産業、特に町長が先ほどおっしゃった農業、この分野についての新たな構築、極端に言えば、新たな農産物、河津独自の農産物、河津ブランドをつくり上げるぐらいの心意気で、この過疎債を利用して何か取り組む。これが河津町の根幹を支える原動力になっていくと私は思うんですが、まずもって、過疎債を使い、第一次産業のてこ入れに取り組んでみてはいかがでしょうか。どうでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、過疎債の有効利用ということでございます。

私の思いとしては、第一次産業についても、先ほど言った共創のまちづくりという考えの中で、やはり民間等の連携による第一次産業のそういうてこ入れも、場合によっては必要なのかなと思っております。現状ということではなくて、新たな考え方、あるいは新たな作物、新たな民間の手法も取り入れた中で、第一次産業の新たな展開も開けていくのかと、そういう意味で過疎債というのは有効な手段として使えるのかな、そういう思いはあります。

あと、そのほかに、これまでのやはり人口減少とか、先ほど言った少子高齢化の中で過疎債を有効に使うということも大事ですし、経済対策にとっても特に大事であると思っております。そういうことで有効に使うということ、今後、やっぱり考えていかなければならないと思っております。

そういう中で、先ほど申しましたけれども、総合計画と過疎債のローリングも一緒にやっておりますので、その辺について担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） それでは、一次産業へのてこ入れを過疎債の活用というご質問でございますが、町の過疎計画の中の基本目標といったところの項目がございまして、その中に産業の振興といった項目がございまして。今年度のヒアリングの中でも、その項目の中からは、鳥獣害対策とか高潮対策といったこと、少し一次産業から離れるかもしれませんが、

そういったことの事業が挙げられております。

議員の質問の一次産業のてこ入れとなる事業となりますと、過疎債の対象となり得る事業、なり得ない事業というのがございますので、そういった面のハード面、ソフト面といったことも考えながら、それに対する施設整備が必要なのか、また、補助制度の確立が必要なのかといったことを検討しながら、今後活用していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） いろいろと過疎債の、前もって事前にある程度登録しておかないと、使い道が限定されるというのは承知なんですけれども、今後、僕から言わせると、町長がやっと経済に目を向けてくれている、このチャンスにという思いがあるものですから、次年度以降にでも、使える幅が広がるんなら、その辺もぜひ項目として追加できるものならしていただきたいと思うわけですが、それが可能かどうかは別問題として、ぜひ考えていただきたいと思います。

続いて、予算規模についてなんですが、先日いただきました来年度の予算編成方針、これを見させていただきました限りでは、とても積極財政を組むと言えるのかなとちょっと首をかしげてしまうような感じに、私は捉えました。一般財源ベースのゼロシーリングでは、令和3年度当初予算を上限ということがうたわれていたようなんですが、経済復興を念頭に置いているとは到底ちょっと思えないコメントだったなというふうに感じております。

今現在の状況下で、例えばですけれども、財政調整基金を積み立てるような、将来を見据えたようなディフェンシブな政策、考え方ではなくて、今はもうコロナによつての緊急災害時なんだというような考え方で、災害時と同様に基金を取り崩してでも今を乗り越えるんだというようなアグレッシブな予算編成を組んでいただきたいと思っているわけです。実際は、過疎債とか上手に運用できれば、財政調整基金を崩さなくても過疎債を活用することで積極財政、取り組めると思うんですが、この辺につきまして、町長、お考えをお聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、来年度の予算規模についてお答えします。

確かに塩田議員のおっしゃっていることも一面で分かる気がいたします。ただ、予算の関係でございますと、コロナの関係で予算編成となりますので大変不明な点が多くて、現状ではローリングで予定している事業の実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

予算規模については、確かに今年度は子育て支援等の建設費予算がありましたので大きく

膨らみましたが、来年度は、今後の国や県の予算により大きく変わることが予想されます。特にコロナ対策については国の予算が基本となりますので、それはまだはっきりしていないということもあるかと思えます。当然、町だけではコロナ対策できませんので、国や県に頼るところが多いかと思っております。

現時点で町として考えられる事業としては、町の予算だけではなくて、組合で運営している予算も大きく膨らみます。これは、東河環境センターのし尿処理施設の改修工事ですとか、伊豆斎場組合で行っております火葬炉等の長寿命化工事による大きな負担金の増が見込まれます。町事業では、公共建設物の長寿命化対策など継続的に行わなければならないものもありますし、また、令和5年度の3小学校の統合に向けての費用も増えるものと考えております。

財源についても、これまで同様に、最終的には財政調整基金を崩さずに、できるだけ経費節減に努めまして、国・県の補助金や交付税措置があります、先ほど言った過疎債をはじめとした有利な起債の活用を図り、事業推進を図っていきたいなど、そういうふうに思っております。

なお、今後の予算方針等ですとか予定など、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） 町長からの予算方針等の今後の予定などについて答弁させていただきます。

令和4年度の当初予算編成におきましては、新型コロナウイルス感染症の動向が不確かな中、諸外国の状況を見ますと、ワクチン接種だけではウイルスの蔓延を防ぎ切れず、オミクロン株の発生によりまして第6波の懸念を払拭できない状況にあると思われれます。町長の答弁にもありましたように、コロナ対策等については、国や県の方針により大きく変わることが予想されるとともに、し尿処理施設や火葬場の長寿命化、また、町有施設でも経年劣化による補修等は重要であり、大変厳しい予算編成が見込まれるところでございます。

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断します経常収支比率は、70から80%が適正と言われておりますが、令和元年度、河津町の決算でおきますと、88.7%、令和2年度では88.6%と、高い数値での横ばいの状況というような状況になってございます。

こうした中で、令和3年度の予算編成においては、先ほど議員も申しておりましたように、経常経費を3%削減ということで方針で行われましたものですから、令和4年度の予算編成についても前年度ベースということとしたところでございます。

歳入にあつては、コロナ禍の中、町税等の自主財源は減少が見込まれ、地方交付税等についても交付状況が不透明な状況にあります。町税収入については、財源確保及び税負担の公平性の観点から、法令に基づき適正な債権管理の推進に努め、収納率の向上、受益者負担の適正化、町有財産の有効利用に取り組み、ふるさと納税の拡充、国・県、外郭団体などの利用可能な補助制度の把握に努め、財源確保を図ってまいりたいと思っております。

歳出については、各事業の再構築に努め、最小の投資で最大の効果を得られるよう、歳出全般の見直しをすることとし、予算編成を進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、今月中に総務課のヒアリング、年を明けまして1月中旬に町長の予算ヒアリング、2月中旬にはまとまるという予定でおります。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 厳しい状況、これは大変、本当にそれこそ理解しなければいけないのが議員なのかなと思うんです。ただ、コロナ禍、コロナがもし終息に向かったときに、今のような町長、総務課長、この辺の考え方だと出遅れちゃうんじゃないかなと思って心配でならないんですよ。よそはもう、コロナが終息したらこれこれこうしようみたいな感じでかなり話を進めているところもあると聞いておりますので、そういったところと肩を並べて経済活動をといたときに、そのモチベーションでは、ちょっととてもじゃないけれども太刀打ちできないんじゃないかなと心配でなりません。しかし、来年度予算については厳しいことは確かに厳しいので、しっかりとしたものを組み上げていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

ちょっとよく分からない表題になってしまって申し訳ないんですが、チーム岸（仮称）についてということで、現在、町長には、いわゆるブレーンと呼べるような、政策立案とか、町長にもう何の遠慮もなく提言してくださるような、そういったチームと呼べるような人たちはいるのかどうなのか、これをひとつお聞かせください。

アメリカ合衆国大統領をはじめ、日本の内閣総理大臣、それから静岡県知事、こういった方々にはもれなく、官民一体となった、経済を含めた政策ブレーンという方々がいらっしゃいます。例えばですけれども、日本の内閣には内閣官房参与と呼ばれるブレーンが、今現在は8名いらっしゃいます。この8名は、内閣が対応すべき各種分野において優れた専門的見識を有して、首相に対して直接意見を言って、また、情報提供や助言を行う方々が内閣官房参与でございます。

特に、岸町長におかれましては、町の職員のOBということで、行政関連の業務に関しましては、私たちから見てもプロフェッショナルだなというところは多々見えるわけです。ですけれども、経済面におきましては、私もこれまでも何度も、何度も指摘してきましたとおり、また4年間の実績においても、私などからすると満足できる結果は出せてはいないのではないかなと思われまます。コロナの状況だったんでしようがないだろうと言われればそれまでなんですけれども。

そういうことで、ぜひとも今後は、マーケティング、これに精通した人材を見つけて、町長のブレーンとして呼び込んでいただきたいと考えます。また、町内外を問わずにいろんな分野の専門の人間を集めた、いわゆるチーム岸と呼べるような、アイデアや、突拍子もないアイデア、それから計画立案、そういったものを町長と直接やり取りができるようなブレーンを、僕は公費でも構わないと思うので、3人から5人ぐらいつくってはどうかと思うんですが、この辺に対してはどうでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私のチーム岸といいますか、ブレーンのことだと思いますが、その点について答弁したいと思います。

まず、議員とちょっと考え方が違うのかなと思うのが、私は、行政だけではなくて、やっぱり民間の力も必要だと思っております。一つの政策をやるにしても、特に産業については民間の力というのは大きいと思います。そういう中で産業団体とか、そういうところの意見も聞かなければならない部分もあるのかなと思っておりますし、町だけでできるものではないと思っておりますし、来年度予算についても、民間団体の要望等があれば、それをしっかり聞いた中で政策として生かしていくことが大事なのかなと思っておりますし、そんなことも含めて、来年度、それについては取り組んでいきたいなと思っております。

それから、政策立案のチームの関係でございますけれども、これについてはやっぱり7,000人の規模の町ということがありますので、その中でどうやって政策立案をしていくかということの中で私は考えております。

そういう中で人材登用という議員のお話ですけれども、特に私は、人材登用ということじゃないんですけれども、2期目のまちづくりの方針の中で、まさしく民間の力も入れた共創のまちづくりによって、さらに職員を含めた推進体制を構築することによって、一つのチームとして体制ができるのではないのかな、そういうふうに考えております。町としても、計画づくりや検討事項については、ローリングですとか、私の持っている制度設計のヒアリン

グなども検討しておりますので、これから外部も含めた意見などを参考にして、取り入れるべきところは取り入れて対応を考えていくことによって、一つのワンチームとしてのそういう部分ができていくのかな、そういうふうに思っております。

そういうことで、マーケティングに精通した人を呼び込んでほしいということでございますけれども、やはりまちづくりの方針の中で、町がやるべきこと、あるいは民間ができることを精査しまして、民間との窓口設置なども考えて、これから対応していきたいなど、そういうふうに思っております。

確かに、今後の対策の中で、お尋ねのような人材が必要な場面も考えられるかもしれませんが、現状では考えておりません。

それから、チームをつくることでございますけれども、やっぱり地に着いたしっかりとしたまちづくりの方向性が要になると思いますので、現状では、私が提案をしている共創のまちづくりを進めることによって、一つのチームとして、民間を含めた中で、こういう方向で今後まちづくりを進めていくことによって経済対策もできていくんじゃないのかなと思っておりますし、私も恐れながら経済学部を出ておりますので、一応、基本的な考えは持っておりますつもりでございますので、そんなことも踏まえてこれから頑張っていきたいなど、そういうふうに思っております。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 今、最後のコメントが一番驚きましたけれども、大変失礼しました。

最近、マーケティングという言葉が、実はこのマーケティングという言葉も60年以上前から言われている言葉なんですけど、特に最近、マーケティング、もう一度脚光を浴びている。なぜかという、先日テレビ等でもやっていましたので知っている方は知っていると思うんですが、フジタさんと言ったか、USJとか復興させたり、丸亀製麺とかをV字回復させたなんていうので有名な人なんですけれども、実はこういう人というのは、どういう仕事をしているかという、これまでは行政なんかには当然、経済人がアドバイスを送っても、あんまりそのというのがあったと思うんです。ただ、県にもマーケティング課とかあるんで、もう随分前からマーケティングという考え方は行政の中に入り込んでいるかなと思うんですけども、こういった地方行政においてマーケティング理論というのをちょっと。

要は、一般的には売れるシステムをつくることということになってくると思うので、行政というものにはちょっとなじみがないのかなと思われがちなんですけど、最近は、若い斬新なアイデアを持った、いわゆるマーケティングのプロとしてウェブマーケターなんていう何か

名前の人たちもいるような時代なんで、本当に行政の仕事にもマーケティングのプロの人たちががんがん入ってきて、そのまちの復興に携わっているなんてという事例が、探すと出てきます。これを我々の町でも何とかやる。いいんじゃないかなと僕は思ったんです。

なので、職員の皆さんに面白いアイデアを浮かべてもらうためにも、このマーケティングということについてぜひとも一度勉強してもらいたいので、マーケティングの講習をしてくれる人は探せば幾らでも、それこそ星の数ほどいますから、どなたでも結構ですから、今現在、有名な方々とかだとかかなり高い費用がかかると思うんですけども、例えば河津会のつながりの人たちとかにも大手企業のNECさんのOBの方とかもいたりして、そういった人脈は幾らでもあると思うので、そういった人脈を利用してマーケティングのプロの人に、ちょっと講演なり何なり、勉強会なりというのを、ぜひとも町の職員さんにやっていただきたい、そう思います。これについては答えはいいです。ぜひ前向きに考えてください。

何か最後は取り留めのないお話になってしまったんですが、今回の私の一般質問は、これにて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました9番、渡邊弘議員、2番、桑原猛議員の一般質問は、明日8日に行います。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

12月8日（水曜日）

令和3年河津町議会第4回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度一般会計補正予算（第6号）)
- 日程第 4 議案第72号 河津町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第73号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第74号 河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第75号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第76号 河津町国民健康保険条例及び河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第77号 河津町町道工事費支弁条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 河津駅前広場の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第79号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入契約について
- 日程第12 議案第80号 東河環境センター規約の一部を変更する規約について
- 日程第13 議案第81号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第82号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第83号 令和3年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第84号 令和3年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 発議第 3号 河津町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第18 議員派遣の件
- 日程第19 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（11名）

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	木村吉弘君
企画調整課長	川尻一仁君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	中村邦彦君
建設課長	山本博雄君	防災課長	村串信二君
水道温泉課長	渡辺音哉君	教育委員会 教育事務局長	島崎和広君
会計管理者 兼会計室長	鈴木亜弥君		

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	山田祐司
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

9番、渡邊弘議員、2番、桑原猛議員。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（上村和正君） それでは、9番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

9番、渡邊弘議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。おはようございます。今日はよろしくお願いいいたします。

早速入りますが、令和3年第4回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

町長におかれましては、今回無投票ということで再選をされました。2期目に入りましたが、抱負も含め、これからの町政、政策を伺えればと思います。

私の質問は、次のとおりでございます。

1件目、新町長の公約について。

被る部分もあるかと思いますが、申し訳ございませんが、よろしくお願いいいたします。

2件目、バガテル公園の再生について。

3件目、中学校部活動補助金についてお伺いをいたします。

町長及び教育長、担当課長の答弁を求めます。

早速質問に入ります。

新町長2期目の公約について伺います。

2期目の抱負として、共創のまちづくりを挙げております。新型コロナウイルス対策、防災、福祉、産業振興、子育て、教育など、政策に力を入れるといたしました。一方、町営バガテル公園の再生、小学校統合後の新校舎の建設、跡地利用など、課題も山積しているものとあります。

質問をいたします。2期目の公約について、どのような公約なのか伺いたいと思います。なぜかと言いますと、実際問題として、選挙もなく、そのまま無投票だったんで、公約が、まだ町民のほうに見られない部分があるのかなということで、そこら辺も含めてお願いいいたします。

共創のまちづくりとして、どのような取組を考えているのか。

次に、新しい時代のまちづくりに挑戦とありました。どのようなまちづくり計画になるのか、お伺いをいたします。

以上、3件よろしくお願いいいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の私の2期目の公約についてお尋ねですので、お答えします。

まず、共創のまちづくりの取組という中でございます。これにつきましては、皆さんご存じのように、岸田内閣でもたまたま偶然になんですけれども、新時代共創内閣ということで、国のほうも同じような方針と言いますか、共創のまちづくりみたいな形の中で、新時代共創内閣ということで方針を示しておりますので、町の方針と国の方針は一致するのかなと、そういう意味では、私の方向性は間違っていないのかなというふうに思っております。

それでは、取組について申し上げます。

まず、2期目の公約でございますが、昨日の所信表明ですとか、ほかの議員の質問にも答えておりますが、再度の質問ですので、先ほど議員もおっしゃっていましたが、重なる部分があるかと思いますが、よろしく申し上げます。

基本目標は、お尋ねのとおり、共創、共に創るのまちづくりでございます。新型コロナウイルスの感染拡大は、特に私たちの暮らし方や考え方、生活を一変するような大きな変化をもたらしました。次の時代に向けて、私たちはもう一度ゼロベースで考え方を持って、何をすべきか、何が大事か、価値観の変化に対応したまちづくりが求められていると思っております。そういう意味で、新たなスタートという考え方でいきたいと思っております。これまでの町民参加とオール河津の絆をさらに一歩進めて、民間の力も活用しながら、町民と共に創る、いわゆる共創、夢のある、新しい時代のまちづくりに挑戦をします。

共創のまちづくりの考え方について説明いたします。考え方としては、目標の設定段階から、町民ですとか、団体、企業、大学、地域、行政などが連携をして、異なる視点や価値観の下で、多方面から意見を出し合いながら、解決策の検討を行い、実践的な取組を展開することにより、新たな町の魅力や、地域の価値を共に作り上げることができるのではないかと考えております。これまでも、町民と行政との役割の責任を分担をして、協力しながら町民参加とオール河津でまちづくりを進めてきましたが、将来にわたり、人口減少や少子高齢化が進みまして、地域の活力の低下が予想される中で、民間を加えたワンチームとなり、さらに一層の力を合わせた取組が必要であります。公約は、そういう中で10の公約を掲げて、昨日もその具体的なものについてはご説明いたしました。後ほど、議員の質問でもあるようですので、また、お答えしたいと思います。

共創のまちづくりの中の、主な取組方法でございますけれども、具体的には、民間の力を

活用するということで、連携や活動支援による地域の活性化、特に公有資産の活用による事業創出、あるいは広告事業、イベント共同事業、公有資産の利活用などが考えられると思います。

それから、民間による公共サービス提供としまして、民間委託ですとか、指定管理、PFI、民営化、賃貸借事業など、これらの考え方によりまして、新しい時代へまちづくりに挑戦をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 大まかな方向性ということで、公約の大前提として、共創のまちづくりということで、今の話の中で、町民でありますとか、大学だとか、有識者だとか、そういう方たちの意見を聞きながらというようなお話がございました。そこら辺については、昨日塩田議員からの、チーム岸とかというお話が出ていましたけれども、そこまではどうのこうのとは言いませんけれども、そういう特別の委員会みたいなのを要はつくって活動されるのか、そこら辺の方針も、今後の部分でお伺いできればなというふうに思います。

あと、次の質問でございます。それも含めて、新型コロナウイルス対策、防災、福祉、産業振興、子育て、教育の政策に力を入れると、10の公約の中の話かなというふうに思います。各項目の具体的に、例えばコロナウイルスじゃ、どのようなことを考えていきたいよとか、こういうものを目指すんだよというような話がございましたら、具体策はどのような取組があるのか、お話をいただければと思います。

それと、それに伴いまして、町民の方たちに、公約の具体策の、要はメッセージ、町長の言う情報の公開、そこら辺をちょっと要は、これ追加になりますけれども、広報かわづなのか、例えばどのような形でメッセージ出していくのか、そこら辺の話も聞ければありがたいなというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、共創のまちづくりの仕組みづくりといいますか、それについてお答えします。

私は、やはり共創のまちづくりを進めるに当たって、やはりその民間の意見、あるいは町のやるべきこと、あるいは町の意見を調整する、例えば、制度設計されておられませんけれども、共創のまちづくり会議みたいな形の中で、金融機関ですとか静岡県だとか、そういう方たちを入れた中で、その中で、まちづくりの方向性を審議してもらうことがいいのかなと思

っております。当然、民間ですので、業者もありますので、その辺の内容審査なんかも含まれますし、町としての役割、あるいは民間の役割もあると思いますので、そういう中で、そういう組織をつくっていくことが必要かなと。

それから、もう一つは、昨日から言っているように、まちの受入れ側としての係がどうしてもやっぱり欲しいのかな。今もふるさと納税とか移住・定住とか、いろいろなワーケーション等もやっておりますけれども、やはり町の中で、そういう専門の係といいますか、そういう係が必要ではないのかなと思っております。例えば、今、移住・定住なんかでも、いろんな物件を紹介するということもあるんですけども、これからはやはりその人たちが働く場といいますか、その辺のことを、紹介的なことも、あるいは人と会わせるとか、そういうことまで含めた、そういう係といいますか、町の中で、今、物件だけではなくて、その後の生活面といいますか、それもアドバイスできるような、そんな形で進めていくのがいいのではないのかなと、私は思っております。

まだ、制度設計できておりませんので、係をつくった中で、そういうことができればなということ、もう一步進んだ移住・定住ができればいいのかなと、そういうふうに思っております。

それから、具体的な公約について、説明をいたします。

昨日もこの点については、議員の質問に答えているわけですが、若干重なりますけれども、お答えします。

大きくは3本の柱がございます。一つ目の柱は、誰もが安心して暮らせるまち、これは防災、福祉、健康関係などです。具体的な項目につきましては、昨日、議員の質問にお答えしましたけれども、項目だけ紹介いたします。新型コロナウイルス対策の諸問題に取り組む。あるいは防災、減災対策による命と暮らしを守る課題に取り組む。それから、効率よい地域交通のシステムの再検討を進めるということでございます。

2つ目の柱は、豊さをみんなで作るまち、これにつきましては、土木産業振興関係です。具体的な項目は、伊豆縦貫自動車道路建設の早期完成に向けて取り組む。それから、河津バガテル公園の再生に向けて再検討を進める。小学校統合後の跡地活用について検討を進める。第一次産業と第三次産業の連携に取り組む。

3つ目の柱は、未来をつくる人が育つまちでございます。これは、子育て、教育などでございます。具体的な項目は、保育施設など、新たな子育てしやすい環境づくりに取り組む。小学校統合後における新校舎の建設計画を進める。都市との交流や、民間企業の連携など、

幅広い分野での共創を進めるということでございます。これは、昨日の渡邊議員の質問に1項目ずつ答えておりますので、ここでは省略したいと思っております。

それから、議員の最後のお尋ねの、私の公約の関係でございますけれども、どのような形で公約について町民に知らせることができるか分かりませんが、一応、町の政策という形の中で、これから発していくことができるのではないかと思っておりますので、そういう中で、どういう機会があるか分かりませんが、私の政策を進める中では、当然公約でございますので、今後もメッセージを出していきたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 情報公開は、町長の一番の大事なところでございますので、ぜひ公約についても情報公開の場をつくっていただいて、公開をしていただきたいというふうに思っています。

それと、あと、共創のまちづくりの中で、まちの係が必要になってくるんじゃないかと。本当に大きな課題の中の一つだと思いますので、ぜひ会議の立ち上げと、そのようなことは取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

次に、政策の中に、人口問題が、減少の問題が大まかなところでは見られなかったのが、どのように人口減少問題を考えていくのか。まちづくりの中では重要な部分だと考えられます。一つ人口の減少対策は、どのように町長のほうは考えているのか、人口減少のシミュレーションは今後つくっていくのか。この前も質問をさせていただきましたけれども、まだつくっていなかったということで、今後どのようにしていくのか、お伺いをしたいと思います。

あと、人口減少、大きな課題でございますので、先ほど、共創のまちづくりの中で、特別な会議を設けるとか、そういうお話がございましたけれども、人口減少対策の委員会など立ち上げて、議論はしていく必要はないのか、そこら辺もちょっとお伺いしたいと思います。

あと、子育て環境の充実は、大きな人口減少の対策になるのかなと思うんですが、そこら辺はどのように考えていらっしゃるのか伺います。子育ての中で、今、実際問題としては、しつこいようですが、インフルエンザの関係でございますけれども、子供たちの親たちの意見の中には、やはり1回打つと1人4,500円ぐらいかかると。子供の健康と、学校の継続も含めて、そこら辺の対策は取り組めないのか、来年度の予算に取り組んで考えられないのか、ぜひ検討していただければなというふうに思います。

あと、コロナ対策において、後遺症、コロナにかかった方が、後遺症というのが、全国的に報道されてあるようでございますけれども、町内にも、要はコロナにかかった方がいらっしゃるわけですが、その方たちの後遺症の問題はないのか、また、もしそういう方がいたときは、どのような対応をしているのか、そこら辺を伺います。

あと、ここ数日、この前から出ている話なんですけれども、国のほうで18歳以下の子供たちに、今年度5万円、来年度国のほうはクーポンで支給したいと、5万円を。そういうお話がございます。その中で、来年度のクーポンの分は、地方自治体が決めることができ、クーポンでもらう人もいいのか、例えば現金給付がいいのか、いろいろ周りの子供を持っている方たちのお話を聞きますと、現金のほうがいいなという声が非常に多いように感じるんですけれども、そこら辺は今後、町のほうで決めていく話になるのかなというふうに思いますので、ぜひ、町民の意見を参考にさせていただきながら、クーポン給付なのか、現金給付なのか、そこら辺も検討いただければ、またぜひよろしくお願ひしたいと思うんですが、以上よろしくお願ひいたします。

○議長（上村和正君） すみません、渡邊弘議員に申し上げます。今、そのクーポンあたりは通告の範囲を超えている内容ですか。

○9番（渡邊 弘君） じゃ、それは結構でございます。もし質問でできなければ、それは結構でございます。検討するもしないでも、それは結構でございます。町民の意見があったんで、その旨ちょっと、通告というか、質問、大まかは質問の中の個別の質問なんで、そこら辺は、もし質問として取り上げられなければ、それはそれで結構でございます。

○議長（上村和正君） じゃ、町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の人口減少対策は対策委員会などの立ち上げはということでお答えします。

まず、根本的に人口減少対策についての考え方でございますけれども、私、この4年間も、その人口減少対策をいかにするか、あるいは少子高齢化対策をどうするかということで取り組んできたつもりでございます。これは、根本的な町の課題でありますので、それを主課題として取り組んできました。その中で、人口減少対策の主たる解決方法として、子育てしやすい、子供を生みやすい、そして、安心・安全な町をつくることによって、子育て世代、特に高齢者を支える世代が、この町に定住・移住をしたり、そういうことで、この問題が解決できるのではないかとということで、これまでも4年間進めてきました。さらに、この問題については根本的な問題ですので、これからも当然重要な課題と考えておまして、そういう

ことで、これからも進めていきたいなと思っております。

また、この方針は、当然、今後4年間も引き継いで維持をしますし、さらに、今回2期目に当たりましては、経済活性化による地域産業力の強化や、移住・定住、企業誘致、にぎわいづくりを進めることによって、さらにその対策、特に人口減少対策、少子高齢化対策の強化ができるものと思って、2期目の主たる目標というか、課題として取り組むことにしました。特に、これは昨日のほかの議員の質問に答えてありますけれども、町民の中にも、人口減少対策として、やはり雇用ですとか、地域産業力の強化ですとか、そういうことが町民の中にも大きな声があるものですから、その辺を受けまして、2期目については、その辺をプラスしながら、オール河津プラス民間の力を使いながら、この大きな問題に取り組んでいきたいなと、そんなことでございます。

議員がお尋ねの人口推計のシミュレーションは、総合計画でも今後10年間の中でも示されております。新たに作成する予定はございませんけれども、総合計画では、10年後に約6,000人という見込みを立てております。これは、河津町の現状を考えますと、やっぱりお年寄りが約42%おりますので、どうしても自然減といいますか、お年寄り亡くなる人数多いものから、流入する人口よりも、どうしてもお年寄りが多くて、亡くなる方が多いものから、ある程度の減少は当然というか、仕方ないといいますか、難しい面があるものから、10年後は、今のところ6,000人ぐらいに抑えたいなというのが、今の総合計画の中の予定でございます。そういうことでシミュレーションをしております。

その中で、総合計画も、6,000人という目標よりもさらに増えればいいわけでございますので、昨日お話をしましたが、過疎計画と併せて、総合計画のローリングの中でも付け加えをしたり、過疎計画と連動も図ったりして、さらに推進をしていきたいなと思っております。

また、議員から、人口減少対策委員会などを立ち上げてはというお尋ねですが、まさしくまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、その目的や機能を持っておりますので、委員会のご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

また、子育て環境の充実は対策にならないのかのお尋ねですが、先ほどお答えしたとおり、根本的な対策の一つであると考えております。

それから、インフルエンザの予防接種事業でございますが、現在も任意接種で行っておりますので、現状でお願いしたいと思っております。

コロナ対策につきましては、後遺症については、後ほど担当課長より答弁させます。

それから、先ほど通告外の質問で、子供への給付金の関係でございます。これは、私も議

員と同じように、当初12月に給付金が配られるという話だったものですから、私は、10万円そのまま12月にできないかというようなことを、ちょっと担当課長と話をしたことがあります。というのは、やっぱり年末で大変お金が入用だということもあるし、やっぱり早急にということもあったものですから、そういうことはできないだろうかということで、一部地域では現金でという話も出ていたものですから、それをちょっと検討しました。

ところが、国の方針としては、予算の取り方の問題もあるようではございますけれども、最初の現金の5万円は、予備費を使ってやるということのようなこととございます。それから、クーポンについては、補正予算を組んでやるということで、性格が違うということで、一遍には無理だよということを言われております。

そういう中で、今、進めているのは、12月中に5万円の現金給付、それから、今後、クーポンで5万円という話がありますけれども、これについては国の方針もありますし、私の気持ちもあるので、そういう中でいろいろ検討しながら、今後進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

では、担当課長から、お尋ねの件についてはお答えさせます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私のほうから、新型コロナウイルス感染症に感染した方の後遺症についてのお尋ねですので、そちらについて説明をさせていただきたいと思っております。

以前にも申しましたとおり、感染症の感染した方の対応は、基本的に県の保健所が対応をしております。個人的な情報等は一切町のほうに下りてきていないのが現状でございます。報道では、完治後味覚障害や嗅覚障害などがあったというようなことも聞くわけですが、町内感染者からの後遺症などの相談や情報などの問合せは、1件も今のところございません。

また、相談等を受けた場合につきましては、県保健所と、あと、医療機関等と連携をしまして、報告、協議し、適切な処置をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 課長のほうで、的確な指示をいただきましてありがとうございます。

やっぱり町民の健康と安心と安全は、町のほうでそれなりの窓口を開きながら取り組んでいくのがベストかなというふうに思いますので、県任せにしないで、町のほうでやっているということとございますので、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思います。

シミュレーションの問題は、人口だけではなくて財政の問題もございまして、ぜひ町と

して、例えば人口が6,000人になると、例えば歳入のほうもこれくらいになって、要は町民の支援の仕方も少し変わってくるのかなというふうなこともちょっと心配しますので、ぜひその財政面のシミュレーションも、できればつくっておいていただきたいなというふうに思いました。

次の質問に入ります。

バガテル公園の再生についてお伺いをいたします。

町長の再生というのが、どうしたら再生できたのかというところもよく分からないので、質問をさせていただきます。

町長は、バガテル公園どうしたらいいのか、そこら辺を伺います。何のために、河津町のためにバガテル公園が必要なのか。また、バガテル公園の再生計画はできたのか。

以上3点、伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊議員のバガテル公園の再生について、3点ございますので、お答えしたいと思います。

まず、私の考え方と伺いますか、それについてお答えします。私の再生の考え方が理解できないということがございますが、これまで、その都度、議会の説明、あるいは答弁や町民の皆様にもお伝えしてきたつもりでございますが、再度のお答えと、他の議員さんと重複する部分があるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

これまで私の公約である再生について、検討を進めてまいりました。基本的な考え方は、民間資本の力を借りて再生を図りたいという方針でございます。その手段として、公園全体を民間が指定管理者として運営いただけるように、指定管理者の公募という形で募集を進めてきました。しかし、結果的に関心は示したものの、最終的な応募はかなわず、当面は町が提案や工夫しながら運営している状況であります。現在でも、民間事業者などとの指定管理に向けて折衝はしてございますが、昨今からのコロナウイルス感染症状況や、社会の経済状況により、なかなかまとまらない状況でもあります。しかし、このような状況の中でも、町独自で新たな取組の中で方向性を満たすべく、4月にはレストラン棟の活用によるワーケーション施設の開設や、10月には、クラウドファンディングによるドッグランの開設など、新たな需要の開拓に取り組んでいるところでございます。

この4年間で、バガテル公園のバラ園や、レストラン棟周辺の樹木の管理などに力を注ぎまして、公園自体は、以前のような素晴らしい公園になってきており、お客様からもお褒め

の言葉をいただいております。また、昨年の春には、コロナの影響で、春バラの最盛期に閉園を余儀なくされましたが、秋バラシーズンには、数々のイベントや文化的行事、夏にはプロジェクションマッピング、冬にはオークションなどを行いまして、多くの町民にご来場いただき、文化の薫る公園として好評を得たところでもあります。

また、今年も、夏前から秋にかけて、コロナの影響で、休園をせざるを得なくなりましたが、秋には、文化協会の記念すべき第40回の町民文化祭が11月に、約1,000人の多くの町民の方が参加をされ、開催されました。数々の課題や、コロナ禍で経営は厳しい状況ですが、これからも、お客様や町民の皆様が親しまれるよう努めてまいりたいと思います。

次に、バガテル公園の必要性についてお尋ねですので、お答えします。

さきに、平成23年に、河津バガテル公園の在り方検討会が7人の委員さんで組織をされ、提言をいただいております。新たに平成30年に再生検討委員会を立ち上げて、方針に沿って進んでおります。在り方委員会の中での検証結果の要旨は、入園者減少問題や、町民への寄与なども、極めて限定的な効果しかなかったとはいえ、町内の施設で、これだけの集客実績のある施設は少なく、また、公園の存在を誇りと感じている町民も多い。したがって、パリ市との協議に基づいて管理運営の自由裁量を拡大できる可能性を勘案すれば、公園を廃止するのではなく、コンセプトを再設定して、公園全体の在り方を見直していく必要があると、そういう必要性が提言されております。

このような提言に基づいて、現在でもその必要性を感じているところでありまして、再生に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、再生計画はできたのかというご質問でございます。これは他の議員の質問にも既に答えておりますが、今後の方針としては、継続して再生へ向けて施設運営計画を練り直し、併せて、これからも施設管理にしっかり取り組み、各種イベントなどを開催し、町民の皆様が親しまれる公園を目指し、集客に取り組んでいきたいと思っております。

民間を含めた運営計画につきましては、来年度中には結論を出したいと思いますが、どうしても結論に至らなかったときには、昨日ほかの議員の質問にも答えましたが、来年度には包括支援業務が終了しますので、一部営業を取りやめることも検討しなければならないと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、何のために必要かというのは、これは基本的に町が

云々ではなくして、要は町民にとって何が必要かと。要はそこが大きな課題になってくるのかなというふうに思います。バガテル公園自体が、要は観光施設として考えているのであれば、観光事業者がバガテル公園をどういうふうに考えているのか。実際問題として、バガテル公園を利用して集客につなげているというような話はなかなか上がってこない。後でもちょっと出てきますけれども、そこら辺も含めて、観光事業なのか、または、それを福祉事業として考えるのか。例えば、文化祭があるから必要なんだよと。そこら辺のやっぱり組み分けも、要はバガテル公園の中としては、必要な部分かなというふうに思います。

令和2年度の決算でございますけれども、7,200万円ほど税金の負担をしなければいけなかったということでございます。内容については、歳入が3,343万円、これコロナの影響もありますので、実質的な歳入とはちょっと考えづらいんですけども、あと、歳出のほうで、1億553万円。中でも人件費が、先ほどの話でございますけれども、5,717万円ほどかかっております。営業施設として、売上げが3,300万円ぐらいの施設に人件費を5,700万円もかけなければいけないと、これもう全然本末転倒の数字じゃないかなというふうに思っているんですけども、そのような状況でございます。令和3年度の収支予想はどのように見ているのか。また、これでも来年度営業を続けていくのか。そこら辺もお伺いできればと思います。

また、ドッグランの施設を造りまして、公園内に造ったわけなんですけど、造るのはいいんですけども、これが、フランスとの協定の中に問題はないのか、そこら辺を再度お伺いしておきたいなというふうに思います。

あと、商業施設として、対外的にどうやって営業活動をしていくのか。営業活動をしなくて、やっぱりお客様の集客にはなかなか結び付かないんじゃないかな、そういうようなことが重要だと考えるんですけども、今後営業セールスはどのように考えていくのか、そこら辺を含めて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お答えします。

バガテル公園の今後の方針ということでございます。まず、どういう施設として考えるのかということでございます。これは、先ほどの在り方検討委員会の中でも示されておりますけれども、やっぱり町民の福祉施設ということではありませんけれども、そういう意味ももっと重要視しなさいということで、在り方検討委員会の中ではあったというような気がします。町民の利用が少ないということだと思いますので、そういうことで、観光と町民のそういう福祉施設といいますか、そういう部分で、あるいは文化施設ともいいますか、そういう

中で、両方合わせたような公園としてあるべき姿じゃないのかなということで、町内特に文化施設が少ないものですから、活用方法として、現在はその方向で2つの方向で考えているのが、今の現状でございます。そういう意味で、文化協会についても、2年ぶりに文化祭の記念すべき大会をバガテル公園でやっていただいて、先日も会長さん以下、私のほうに来ましたけれども、約1,000人の方が来ていただいたということで、ぜひ来年もやらせてくださいということでお話があるものですから、そういう意味での町民への寄与というのも大変大きくなってきているのかなと思っておりますので、今後も、観光施設ということではなくて、町民の福祉施設、あるいは文化施設としての活用も図っていききたいなと思っております。

そういう中で、もう一つの付け加えているのが、町の移住・定住を含めた中でワーケーション施設としての活用、これも県の補助を得てやっておりますので、そういうことで複合的な施設として考えていきたいなと、そういうふうに思っております。

それでは、来年の営業の関係でお尋ねでするのでお答えいたします。

来年度につきましては、先ほども答弁したとおり、現段階ではある程度、来年めどをつけなければならないということでございますが、現状では続けて来年度はやっていきたいと。

というのは、先ほど申したように包括支援業務の契約が来年度いっぱいということになっておりますので、契約が3か年という契約になっておりますので、それが来年度までということでございますので、そういうことで来年度も営業した中でめどつけたいなと、そういうふうに思っております。

商業施設としての対外的な営業活動の重要性でございますが、誘客施設としての観光協会などと連携してこれからも取り組んでまいります。現状のコロナの中で、いつ休園になるか分からない状況で、なかなか思うような宣伝もできない状況でもあります。ただ、伊豆半島に来るお客さんも相当いるわけですので、ワーケーションやドッグランも含めて立ち寄り施設として、コロナ状況見て、誘客に今後も力を入れていきたいなと思っております。

それから、公園の状況とドッグランの協定との関係でございますが、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） それでは、公園の状況といったことの中で、今年度の収支の予想から先に申し上げたいというふうに思っております。

渡邊議員からもありましたとおり、令和2年度の決算の中の負担の多くは人件費でした。人件費については、先ほど町長からあったとおり、行政事務の包括支援業務の委託契約とい

ったことを2年から4年、3か年行っておりますので、そちらのほうについてはほぼ同額が発生するというふうに思っております。

今年でございますが、コロナウイルス感染症の拡大によりまして、7月30日から9月12日まで営業できない日もありました。令和3年度の収支予想を考えますと、令和2年度と同様、かなり厳しいものになるというふうに考えております。

それから、次にドッグランの施設とフランスとの協定の関係でございますが、町ではパリ市と、河津バガテル公園バラ園内園芸管理の支援協定を締結しております。園芸及び庭園管理の支援をしていただくということの協定でございます。その中で、バガテルの精神を恒久的に尊重し、造園の品質とバラ園の技術の維持に留意し、公開された施設等スペースの調和の取れた発展促進を希望するといったような項目がございます。新たな施設を設置するに当たって、全て協議をするといったことではなく、今回のドッグランもそうでございますが、公園との調和を図りながら設置するというので、特に問題がないというふうに考えております。

以上でございます。

〔「営業関係の、セールスの、セールス言った」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） すみません、聞き逃しました。

実際問題、今年度と同様の収支予想じゃないかということでございます。

ここで大きな1つの課題として出てくるのが、これはまた別の話になると思うんですが、包括委託業務の契約、これが実際問題3年間契約と、初年度3年間で契約したような形でございますけれども、この契約が例えば温泉会館にしてもどこにしても、例えば営業政策のところ、3年間のもう絶対これは契約だから要は外せないよというような、そういう契約は非常に危険な契約なのかなというふうに思います。

そこら辺も含めて、今後バガテル公園も含めて、包括支援業務の契約についてはちょっと研究しながら取り組んでいただければいいなというふうに思います。

それと、前々からお話しているんですけども、営業収支の伴う事業所、例えばバガテル公園であるとか温泉会館であるとか、そういうところは実際問題として今は町のほうで収支計画を立てて予算も含めて、要は営業計画を立てているのかどうなのかちょっと分からないんですけども、そのような営業施設については、やはりちゃんと支配人制度なり何なりをひいてやっていかないと、担当が今年度予算を立ち上げるのについても、こういうことをや

って、こういうことをやって、こういうことをやるからこれだけの金額になるんだよと、支出はこういうことをやるからこれだけの金額になるんだよと。だから、それは予算ベースで赤字になろうとそれは仕方がないと思うんですけども、やはりその責任を持って営業施策をつくっていただく、そういうような形の事業所的な考え方は、支配人制度を置いたような事業は取り組めないのか、そこら辺をちょっと。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これは、大分前ですか、バガテル公園の在り方検討委員会の後ですか、民間の公募による支配人を置いたようなことがあったかと思います。それがどうだったかということとはちょっと私も詳しくは知りませんが、その後制度としてなくなったものですから、多分うまくいかなかったのかなという思いもありますけれども、私になって、バガテル公園も企画調整課のほうに専任の担当を置きました。そういう中で、町が直接関わる中でやっ払いこうということで、担当係を1人置きました。

しかし、バガテルの現状がなかなか改善されないということもありますし、特に昨年からは包括業務委託ということで、結局雇用している人たちが所属が町の職員でなくなったものですから、ワンクッション置かなければならないという、そういうことがあって、なかなかこう経営方針といいますか、それがうまく伝わらない面もあるのかなと、これは想像ですけども、そういうこともあったりして、先ほど議員もおっしゃるように、来年度ちょうど3年間切れるものですから、それについては今後やっぱり研究していかなければならないのかなと、そういうふうに思っております。

あと、踊り子温泉会館の件でございますけれども、温泉施設の関係でございますけれども、やっぱり営業の中で大変厳しいものがございます。やはりその中でも町民の利用もあったりする部分もありますし、だからといって、やっぱり赤字というのはまずいと思いますので、できるだけ赤字をつくらないような形でやっておりますけれども、温泉会館については、今のところ担当課長が責任者としてやっておるという状況でございます。これについても、先ほどお話をした包括支援業務の職員でございますので、やはり命令系統がすぐにこう行き渡ることが難しいのかなという面もありますので、この辺に含めても営業施設については包括支援の中でやっぱり一考を要するんじゃないのかなと、そういうふうに思っておりますので、そういう中で今後進めていきたいなど、そういう方針でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。やはり町が運営していくということになりますと、町の担当が、本当にそここのところの営業施策なり何なりをやっぱりしっかり考えて取り組んでいかないと、要はただやっているよという施設になってしまうわけで、そこら辺は気をつけてやっていただければなというふうに思います。

ぜひ、来年度いっばいでバガテル公園については何らかの結論を出していきたいということでございますので、再生検討委員会のほうも再生計画なり何なりをしっかりとした形で出させていただいて、バガテル公園の今後についてはお考えいただければというふうに思います。

あと、次に入ります。

中学校部活動の補助金についてお伺いをいたします。

県大会出場に、学校として費用負担ができないと、だから個人負担で出場してください。そのような指示がございました。これは、どういうことなのか、ちょっと私には理解ができませんので、質問をさせていただきます。

何で、中学校の県大会出場なのに個人負担をさせるのか。また、町として教育委員会として、中学校の部活動をどのような形で認識をしているのか、町長及び教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、中学校の部活動の補助金について2点ほどお尋ねですのでお答えいたします。

まず、個人負担の関係、あるいは部活動をどのように認識しているかと、この2点だと思いますので、お答えいたします。

町の予算の中で、遠征費補助は行っておりますが、今回の事例がどのような経緯か私は承知しておりませんので、今後の予算編成の段階で、支給方法等の仕組みについても含めて対応したいと考えております。遠征に係る補助金につきましては、後ほど教育委員会事務局長より答弁をさせます。

それから、2つ目の認識についてでございますけれども、部活動については、通常の学習と同じくらい教育面では大事だと思っております。部活動をとおしての経験は、長い人生においても人間として成長する上で貴重な経験を得ることができるものだと思っております。そういうことで、部活動認識については後ほど教育長から答弁をさせます。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員の部活動の意義についての質問にお答えをいたします。

町長の答弁にもありましたが、学校には学習活動、特別活動、学校行事等様々な活動があります。部活動も学校教育の目標を達成するための取組の1つだというふうに考えています。

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われています。運動や文化的な活動を通して、豊かな感性や健やかでたくましい心身の育成を図るとともに、学習意欲の向上や責任感・連帯感に資するものであらうと思っています。また、生徒が異年齢集団に属し、仲間や指導者との関わりを通して、社会性を育むことができるなどの役割を担っているものと認識しています。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私のほうからは、学校遠征費補助金について説明させていただきます。

遠征費補助金は、部活動等を通じ生徒の健全な育成を図るとともに、保護者の負担軽減を図るため、大会に参加する生徒等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

中学校と教育委員会では平成26年7月1日に河津町学校遠征費補助金申合せ事項を取り決めています。その中で補助金の対象となる大会及び事業は、運動部では中学校体育連盟または県教育委員会主催の大会となっており、中体連各大会、県民スポーツ祭、現在はありませんが、申合せによる県大会となっています。文化部では、下田吹奏楽祭、東部吹奏楽コンクール、賀茂地区及び東部英語発表会等となっています。

また、補助金以外の支援といたしまして、各部が遠征等に参加するときに、町のマイクロバスの使用について協力しており、部活動について支援を行っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今回の事案について、町の町長のほうも教育長のほうも、非常にその中学校の部活動については学校教育の一環的な部分もあるので、それなりに町としては対応していくよというお話だったと思います。

やっぱりこの中学校の部活動というのは、教育の中の一環ではないかなというふうに思っております。その中で、生徒が一生懸命努力して、何年間も、1年、2年、まあ何年間も努力した中で、試合に勝って郡の試合からどんどん勝ち上がって県の試合に行くと。そのときに、何で個人負担で行かなければいけないのか、そういうことが、今の町の中の教育行政の

中でそういう事案が発生したということが、非常に大きな問題じゃないかなと。もちろん分かりますよ、町と中学校の中で26年に申合せ事項があって、その中でそれに伴って対応したということも十分分かります。そんな中で何でこういうことが起きてしまったのか、教育委員会としては調べるが必要になってくるんじゃないですか。

そこら辺も含めまして次の質問に入りますけれども、ほかの町においては、条例ではないんですけども、中学校の部活動選手生徒派遣の補助交付要綱とかそういうものが立ち上げられております。当町においては、先ほど事務局長が言われたように、学校遠征費補助金申合せ事項というのが26年7月1日に学校と立ち上げられております。

今後、この河津町の部活動の大会に出場するに当たり、町と学校としてはどのように対応していくのか、お伺いできればと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 部活動の補助金の関係の、例えば交付要綱ですとか、申合せ事項の関係だと思えます。

河津町は、部活動の遠征費補助については、郡内では比較的、私は多いほうではないのかなというふうに思っております。そういう意味では、これに力を入れているということが分かるかと思えます。

ただ、今回の件につきましては、やはりどういう支出の仕方がいいのか、そういう面で、例えば今みたいな内規的なものでいったほうがいいのか、あるいは要綱をつくったほうがいいのかということだと思います。私は思うのには、やはり使い勝手がいいような方法が一番いいのかなという形が思えますので、不都合な点があれば改善をして検討していけばいいのかなと思えますので、そういうことで現場が使いやすいやり方が一番いいのかなと思えますので、そんな中で要綱がいいのか内規を改良していくのか、そんなことで対応できるんじゃないのかなと思っております。また、実際の状況については教育委員会事務局長から答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私のほうからは予算と支出について説明させていただきます。

今年度を含む5年間の状況でございますが、部活動の補助金の予算は、平成29年度より毎年180万円となっております。

決算額及び支出の状況ですが、平成29年度は168万4,390円、30年度は165万702円、令和元

年度は169万4,412円、2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により多くの大会が中止となったため59万1,240円と、また、今年度の支出状況は11月末現在160万289円となっております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そういうことを言っているわけじゃない。

今回の話は、何で教育委員会として中学校の部活動で生徒がお金を払わなければ大会に出場できないという、そういう現状を生んだかということが問題だと思っています。だから、でも、その声はもちろん父兄からも多分出ていると思います。教育委員会にも出ていませんか。中学校にも出ていませんか。そういうことが大きな問題だというふうに私は思っています。だから今後、河津町として中学校の部活動にやはりどのように対応していくのか、これが大きな課題ではないかなというふうに思います。

何で私がその要綱の話をしたかというのと、例えば要綱ですと、町のほうはそれに対応しないといけない。例えばこの申合せ事項だと教育委員会と中学校が申合せ事項の中で対応すれば済んじゃう。だから、基本的には河津町においてルールを決めた要綱の設定が必要じゃないかな、だからこのルール設定ができていないのがこういうことを生んだんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えになっていますか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） この問題は、学校と教育委員会との連携不足といいますか、それが私は大きいなと思っております。

今、局長がおっしゃったように予算としてはあるわけですので、どういう事情か分かりませんが、そういう中でお互いにうまく連携を取れば回避できる問題もあったんじゃないのかなと、今になって思います。

そういう中で、そういうことがあったということだけは承知をしましたので、今後、要綱がいいのか、私は申合せ事項の中のがかえって使い勝手がいいのかなという思いもありますので、その辺で連携さえ取れば、かえって学校のほうも使いやすくなる面もあるんじゃないのかなと思いますし、要綱なのか申合せなのか分かりませんが、どちらかやはり学校サイドに立って子供たちが使いやすいような方法が1番いいかと思っておりますので、そんなことで今後対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） よその要綱のほうも参考にして、これからちょっと勉強したいと思いますので、ということで。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） これは本当に子供たちのために、あつてはならないことが起きたというふうに思っていますので、これについては町当局もしかり、教育委員会もしかり、やっぱり子供たちのために町行政どうあるか、それも含めて今後の対応をしっかりとルールづくりをしていただきたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（上村和正君） それでは、2番、桑原猛議員の一般質問を許します。

2番、桑原猛議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

令和3年第4回河津町定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、1、沿岸部整備について。

2、成人式について。

3、マイナンバーカードの普及・利活用について。

以上3件です。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目の沿岸部整備についてお伺いします。

ここ数日、日本列島全体で地震が起きております。内陸部以外の地域では、必ず津波の影響についての報道がされます。東日本大震災以降の津波の脅威を認識した今、関心が大きくなっております。私も伊豆地域での津波対策の計画を知ってから興味を持ち、幾度となく一般質問の案件としてきました。計画当初、県土木事務所より見高浜地区、浜、谷津、笹原地区の説明会が行われ、レベル1津波対策施設、また津波避難計画の説明がありました。見高浜地区では、施設、避難両方の計画を推進していただくように求めました。私の認識では、浜、谷津、笹原地区でも同様の推進を図っているものと考えておりました。

今現在、見高浜地区では、レベル1津波高を考慮した高潮対策工事が行われております。高潮被害があった見高浜地区では、対応をしていただき、安心材料となっております。しかし、住民の中では、レベル1津波対策の中の一部の施設だと認識が多くあります。津波避難経路の表示など取組を行っていただいていることは承知しておりますが、施設建設などをせずに、レベル1津波対策は、避難誘導などのソフト面の強化で対応するという方向なのでしょうか。

確かに、防災ガイドブックによると、津波到達時刻の想定を考慮すれば、高台への避難を迅速に行うことができれば有効かと思うところではありますが、改めてお伺いしますが、レベル1津波対策の進捗状況、また今後の計画などの地区の説明会など行われないのでしょうか、お答えください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の沿岸部の整備について、レベル1の津波対策の進捗状況はということでお答えします。

基本的には、先ほど議員がお尋ねのように、津波については、まず逃げてもらおう。そういうことで対策はするわけですが、基本的には逃げてもらおうということが原則だと思っております。町のほうとしても、いろいろ今後の津波対策等も心配されるところがあります。特に、南海トラフ地震では、マグニチュード9のクラスの地震が起これば、ここ30年の間に70%、80%の確率があると言われております。特に、河津町では、その被害想定の中でレベ

ル2の最悪の事態だと、900人の死者が出るというような、そんな想定もされておりますので、津波に対しては、これからも神経を使わなければならないのかなと思っております。

そういう中で、見高地区のことでございますが、想定される津波レベル1の対応として、見高地区で高潮対策事業を現在行っております。これは津波対策地区協議会を立ち上げて、方針を決定をしました。レベル2ではなくて、レベル1に対応した対策ということで防潮堤、令和2年度から測量設計などを行いまして、今年度、かさ上げ工事に着手しているところでございます。そういう状況でございますが、進捗状況については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、工事の進捗状況についてご説明いたします。

現在、行っております見高地区の高潮対策事業進捗状況ですが、9月2日より着工いたしまして、現在、基礎の下部工の改良を実施しているところでございます。今年は、大きな台風の影響などもなく順調に進んでおりまして、現在は、おおむね60%が完了しております。来年の3月の完成に、今年度分につきましては完成を目指しております。来年度以降につきましては、現在の下部工に併せまして、来年、かさ上げのほうも計画をしております。来年度以降、また県との予算編成とかそういったものを、補助金のお話をしなければいけませんので、まだ未定ではございますが、来年度以降はそのような予定をしております。

また、地区の説明につきましては、来年度以降の設計や進捗状況が決まりましたら、その将来的な展望も含めまして説明を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

○2番（桑原 猛君） 昨日の町長の所信表明の中でも、津波対策、重要だということは認識させていただきました。また、今、課長の答弁の中で、地区の説明会の中で、今後の津波対策に対して、見高地区に対してですけれども、説明会をして、今後の展望を、それが施設を設ける、設けない、避難誘導、そこら辺も含めて説明していただけると認識しましたので、今後の説明等をよろしくお願ひしたいと思います。

以前の質問で、浜、谷津、笹原地区の沿岸部の対策については、県による河津川河川整備計画が整い次第、検討するとの答弁をいただいております。河津川河川整備計画は、沿岸部の整備のみではなく、同僚議員が河津桜まちづくり計画について質問した際にも、関連につ

いて答弁がありました。本年度も河津川の浚渫工事も行われ、河川の整備には動きが出ていると感じます。県の計画ではありますが、町として河川整備計画の推進のためのアプローチをどのようにしているのか、現段階での経緯をお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津川の河川整備計画の現段階での経過についてお答えします。

現在、県が策定を進めております河津川河川整備計画については、経過や状況について、また町との関係について、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、河川整備計画の現段階での計画ということでお答えをさせていただきます。

先ほど来、出ているとおりですが、河津川は、静岡県が管理する河川となっております。経過について分かる範囲とはなりますけれども、説明をさせていただきます。

河川整備計画の策定に当たりまして、河津川水系の流域委員会という場において、検討のほうがされております。流域委員会につきましては、河川工学、魚類、植物、文化財、農業、漁業に関わる学識経験者をはじめとしまして、地元の消防団や観光協会、関係する両岸の区長さん、あと、町によって構成をされております。

これまで平成24年3月と平成28年11月の2回にわたりまして、流域委員会が開催されております。そちらで現状や課題などについて話し合いが行われております。

今年度は、下田土木事務所、あと、町の建設課、産業振興課によりまして、2回ほどの打合せ、河川整備計画の策定に関する打合せというのが行われておりまして、次の流域委員会に向けて検討が進められている状態となっております。

津波に対する対策の方向性というものもありまして、そちら第2回の流域委員会の中での意見を見たところ、河口部付近につきましては、津波の遡上の推移、また地震による地盤の沈下量などを考慮した上で、津波に対する必要な堤防高さを満足するように整備していくものと理解をしております。そのような意見が流域委員会の中でも出て、話し合われているということがご理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

○2番（桑原 猛君） 今、課長の答弁で、河川流域委員会のほうで大分もんでいただい

るところではありますが、そこに対して河川整備計画に結びつけていただければと感じております。また、今の回答とはちょっと重複するかもしれないんですけども、より深く河津川河川整備計画、沿岸部整備は、自然環境との共存も図られなければいけないと思います。観光資源でもあるアユの生息環境の保全や河津桜の保存、移植など、自然と結びついた産業に従事している方などの意見を取り入れ、河川流域計画委員会のほかに意見を取り入れられたら、計画がよりよいものになると思います、町民の意見を取り入れながらの計画づくりなどはされているのでしょうか。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、住民等の意見、幅広い意見をどのようにして取り入れていくのかというご質問かと思えます。こちらにつきましては、先ほど若干説明いたしましたけれども、まず、流域委員会というものの委員構成のほうが、地元地区や観光協会などの幅広い委員構成となっているということで、まず、そちらで意見も集約もできるという面もあります。また、今後、計画の素案ができた時点で、パブリックコメントや意見交換会についても実施する予定となっているようですので、今後、そのような場を持って、様々な意見を取り入れて策定されていくのではないのかなど、あくまでも県が策定するものですので、資料から読み取るものになっておりますけれども、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

○2番（桑原 猛君） 河川流域委員会、またその後、計画ができ次第、パブリックコメントを皆さんで話し合っただけの会が持たれるということは、よりよいものになっていくと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2件目の質問に移ります。

2件目は、成人式についてです。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、成人式の開催が危ぶまれましたが、抗原検査の二度の実施や徹底した感染対策を行っていただき、無事開催されたことに、とても感謝しております。また、新成人の節度ある行動の協力もあつてのことだと感じております。このような緊急事態に対応し、準備には苦労が多かつたと思ひますが、成功という結果は出ておりますが、よかつた点や改善すべき事柄があつたのか、お伺ひします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 昨年も今年も多分、コロナウイルスの対策の中での成人式になるかと

思っております。特に、成人式はやっぱり記念すべき式典でございますので、開催する方向で進めたいと思っております。お尋ねの昨年度の成人式につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 昨年度の成人式ですが、新成人への新型コロナウイルス感染症対策として、参加者には、帰省前と式典当日、抗原検査キットによる感染の有無の判定及び式典2週間前からの健康チェック表の記入をお願いしました。当日は、式典参加者全員に発熱などの健康状態の確認を実施し、入場していただきました。また、式典での来賓の規模縮小と新成人のご家族様の人数制限や式典での合唱を取りやめるなどの感染症対策を実施し、式を行いました。

よかった点ですが、オンライン等ではなく、河津中学校の体育館で成人式を開催することができたことと、成人式に起因する新型コロナウイルスの感染拡大がなかったことと考えています。改善すべき事項ですが、直前の12月に感染拡大し、開催の判断基準や検査方法をあらかじめ設定できなかったため、参加者への検査の案内や実施方法と開催の有無が、12月20日頃まで決まらなかったことと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

○2番（桑原 猛君） 昨年度、本当に苦勞してやっていただいて、急な、本当に12月20日まで判断ができなかった。これはもう致し方なかったことだと思うんですけども、これもこういう去年の事例を参考にして、また今年度は開催されると期待しております。

しかし、昨年度とは、今年、様子が違いまして、新型コロナウイルスワクチンの接種の推奨があり、接種の有無など対応が加わり、少し変化してくると思うのですが、開催方法はどのように考えているのか、お願いします。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 今年度の成人式でございますが、現在のところ、感染状況が落ち着いているため、式典に参加する新成人の方に、式典2週間前からの健康観察と当日の体調確認や検温を実施して開催する予定です。また、昨年度と同様に、来賓の規模の縮小と新成人のご家族様の人数制限や合唱を取りやめるなどの感染症対策を実施して行う予定となっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

○2番（桑原 猛君） 今年度の実施を去年と同様に滞りなく済ませていただければと思います。よろしくお願いいたします。

そこで、一つ先の話になるんですが、成年年齢が2022年4月から現行の二十歳から18歳に引き下げられます。約140年ぶりに成年の定義が見直されることとなります。このことにより、3学年にわたる年代の方が成人となるわけです。成人式とは、成人を祝う式として執り行われると認識しております。国では、各自治体の判断に委ねるとしてしております。まだ先のことと思うかもしれませんが、美容院の予約、着物やスーツの用意など、対象者が準備することも多く、直前の対応が難しく、早く情報を提供することが必要と思い、お伺いいたします。2022年度、令和4年度の成人式の対象年齢や実施方法など、町の方針をお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町の方針としては、これまでどおり、二十歳を対象に実施をしたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

対象は二十歳というんですけれども、やはり名前が成人式という形じゃないかと思います。成人が18歳になる、そのところで会の名前等をそういうのを工夫して執り行っていただければ。やはり成人式を二十歳というのだと、ちょっとニュアンスが違うかなと思いますので、そういうところを配慮していただいて、開催のほうをお願いしたいと思います。

続いて、3件目の質問になります。

3件目は、マイナンバーの普及・利活用についてをお伺いいたします。

今、国の施策として、マイナンバーカード取得者が最大2万円のマイナポイントを受け取れるなどと話題に上がっております。そもそもマイナンバーカードは、行政手続における特定の個人個人を認識するためのマイナンバーの利用等に基づき発行されるカード形態の本人確認ツールであります。また、マイナンバーとは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。住民票を有する全ての方に1人1つの番号をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度です。

マイナンバーカードは、平成20年1月に発行が始まって以来、7年余りが経過した令和3

年12月4日現在で、日本人口の4割に発行されているといます。政府は、現在、マイナンバーカードのさらなる普及、活用に取り組み、また、地方自治体における利活用の取組を推奨しております。

そこで、今現在の町でのマイナンバーカードの発行状況をお聞かせください。また、目標発行率を定めているのか、お伺いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、マイナンバーカードのお尋ねについては、担当課長より回答させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、マイナンバーカードの発行状況、目標についてお答えします。

マイナンバーカードの発行状況は、11月1日現在で、交付枚数が2,438枚、交付率は33.91%でございます。河津町の目標交付枚数ですが、令和3年度末までに4,833枚となっております。これは国の目標値である令和4年度中に全国民へ交付するという目標値に基づき、町が設定している目標でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

○2番（桑原 猛君） 11月1日現在の町内の発行数なんですけれども、国全体の普及率より低いということは、必要性が認識されていないということなのかと感じます。国では、普及率を上げるため、先ほども申しましたが、新規取得した場合、カードを健康保険証として利用・登録した場合、公的給付金の受け取り口座を事前登録した場合などにポイントの付与の施策を取っております。

また、マイナンバーカードでできることとして、個人番号を証明する書類としての役割、子育てや介護をはじめとする各種行政手続のオンライン申請が可能なマイナポータルの利用、金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など、様々な場面で活用でき、本人確認の際の公的な身分証明書、コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得などの普及を促進しております。町として国の普及促進の施策に関連し、どのような対応がされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 国事業に即した対応をされているかというご質問でございま

すので、そちらについて回答をさせていただきたいと思います。

国では、マイナンバーカード普及に向け、様々な取組を行っております。先ほど議員がおっしゃられたものもそうだというふうに思っています。各種サービスを利用するには、マイナンバーカード取得者が有効に活用していただくということになります。国は、マイナンバーカード普及に向け、今後展開される事業も含め、広報等を行っております。事業によっては、町が情報を提供してサービスを利用していただくものもございます。情報を提供するには、当初の経費、それから年間の経費が生じます。今後どれだけの利用が見込まれるのか、費用対効果を見極めながら考えていかなければならないというふうに考えております。国の動向や近隣市町の動向等を確認しながら、町としての対応は、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

○2番（桑原 猛君） 国の動向次第、また国では、令和4年度末には普及を完全に終わらせたいという考えで行っておりますので、町のほうもその対応をお願いしたいと思います。

先ほど一部触れましたが、国では、地方公共団体におけるマイナンバーカードの利活用の取組を推奨しております。カードの仕組みとして、カードの裏には、マイナンバーの記載、ICチップがあります。ICチップの中には、地方自治体独自に利用できるスペースが設けられております。そこを利用した事業に取り組んでいる自治体もあります。例えば、新潟県三条市では、住民票の写しの発行などを、申請書なしにマイナンバーカードを提示するだけで発行できる仕組みを導入しております。受付業務の簡素化、住民の待ち時間の短縮に活用されております。また、図書館カードの機能を持たせるなど、活用もされております。

三条市の取組は、今ある取組にマイナンバーカードを利用して、いかに利便性を持たせ、普及につなげているかという参考になる例だと思います。取得しただけでたんすにしまい込んでしまっていては、もったいない話だと思います。町の施設利用時の町民証の代わりとして、図書館カードと統一して利活用を図れば、普及率も上がると思います。

また、ポータルサイトを活用し、健康マイレージとのひもづけなども行い、また、ポイントを付与するなどの仕組みを取り入れれば、健康維持・促進にも役立てるはずだと思います。無理に新規の事業を起こすのではなく、今取り組んでいることに利用する方向で考えてもらいたいです。他市町の取組も参考にして利活用を図っていただきたいが、今後、取り組まれる具体案はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後、普及推進の具体案はということで、議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカードを活用するというのもできることは承知をしております。ただ、それに伴って付随する町がやることも増えてきます。また、費用の面もあります。そういう中で現状では、町は国の施策等を中心として、いかにして取得者を増やすかという事業を始めております。私、将来的には、意見的なものなんですけれども、やはり住民票とかそういうコンビニ交付なんかの部分で多くの方、使えればいいのかと思います。

ただ、これについても費用的な面がどうしても絡むものですから、国等でやっぱりその辺を全部面倒見てくれるとか、そうすることによって広まるんじゃないのかなとも思いますけれども。今の段階では、国は国の方向性として、どうやって普及をしていくかということとでいろんなポイントをつけたりしてやっているわけですけれども、現実的には、小っちゃい町だと、その辺から始めていくことが一番普及としてつながるのかな、そんなふうに思っております。確かにいろんなことが考えられるわけですけれども、頭でっかちではなくて、現実に即して、その地域に根差したような利用の仕方というのが、私あるような気がしますので、国の施策は施策として活用するわけですけれども、その中で町としても考えていきたいなと思っております。

それから、今年の夏ですけれども、普及をするために町民生活課では、休日を利用してマイナンバーカードの受付を行いまして、大変好評でした。これについては、本人が確認書類を持ってきてだけで、写真撮影なども役場で行いまして、受け取りも来庁せずに済むなどの大変工夫をして対応をいたしました。そういうことで、お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 先ほど町長から答弁がありましたとおり、いろいろなサービスを受けるといっても承知をしていますが、マイナンバーカードの取得により様々なサービスを受けられる体制を整備し、利用促進につなげている自治体というのでも承知をしております。その中でも、事業への利用によるポイント付与といったのもその一つだというふうには考えております。ただ、先ほど言ったとおり、いろいろなものを考えなければならないというふうに思っております。町独自にサービスを実施した場合に、事務量がどれだけになるのかとか、それに伴う費用等、今後、利用の事業展開といったことを考慮しながら、今後のことを考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員。

○2番（桑原 猛君） 確かに、今、報道では、国のほうがマイナンバーカード、マイナンバーカードとマイナポイント、皆さんにいい話はするんですけども、やはり地方自治体では、国のところまで、国が思うところまで進めない実情もあるというのは、今、お話を認識いたしました。ですので、町民の皆様もマイナンバーカードをつかったから健康保険証が簡単になるんだとか、ちょっと情報が国と町との対応、仕組みの違いがありますので、そこら辺も、もし報道と違うよというか、町では対応できるのはここまでだよという広報をしていただければ、皆さんの混乱がなくなるのではないかと思いますので、その願いをして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第2、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町見高549番地。氏名、島崎まゆみ。昭和40年6月16日生まれ。

令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

島崎まゆみ氏は、昭和40年生まれで56歳でございます。選任の理由でございますが、静岡銀行での行員としての経験がありまして、町で実施する各種統計調査の調査員としての協力、「ふじのくに農山漁村ときめき女性」として認定され、第一次産業の担い手として活躍中でございます。

評価審査委員は3名となっておりますが、現在は男性3名となっております。島崎氏は、社会貢献の精神が旺盛で人柄も温厚でありまして、今回、男女共同参画社会の趣旨にのっとりまして女性委員を選出したいとの考えから、適任であると判断しまして議会の同意を求めるものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第3、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記

令和3年度河津町一般会計補正予算（第6号）について。

令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、提案理由についてご説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症のブースター接種、3回目接種に係ります体制確保事業としまして、システム改修費や接種券等の作成、発送等に係る費用及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業として、子育て世帯に対する原則年収960万円以下の世帯で18歳以下1人当たり10万円の給付を行うものです。うち5万円を現金給付ということで、15歳以下については、年内に支給をするということとなっております。給付金給付システム改修費、郵送料、消耗品、振込手数料などの費用を専決処分にて補正対応をさせていただきました案件でございます。

次のページをお開きください。

河津町告示第164号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分す

る。

専決処分第6号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,259万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月22日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。単位は千円でございます。

款項補正額の順で説明させていただきます。

歳入。

14款国庫支出金4,600万7,000円、2項国庫補助金、同額でございます。歳入合計4,600万7,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出です。

歳入同様に説明をさせていただきます。

3款民生費4,390万円、2項児童福祉費、同額でございます。

4款衛生費210万7,000円、1項保健衛生費、同額でございます。

歳出合計4,600万7,000円。

次の3ページ、4ページの事項別明細書は、説明を省略させていただきます。

次に、5ページをお開きください。

2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明させていただきます。

14款国庫支出金2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金4,390万円、2節児童福祉費国庫補助金4,390万円、子育て世帯臨時特別給付金補助金でございます。2目衛生費国庫補助金210万7,000円、1節衛生費国庫補助金210万7,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

3款民生費2項児童福祉費3目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費4,390万円、3節職員手当10万円、職員の時間外勤務手当でございます。10節需用費10万円、事業消耗品でございます。11節役務費20万円、通信運搬費10万円、振込手数料が10万円でございます。12節委託料100万円、給付金給付システムの改修等の業務委託料でございます。18節負担金補助及び交付金4,250万円、子育て世帯臨時特別給付金の補助金でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費210万7,000円、11節役務費9万5,000円、通信運搬費でございます。12節委託料201万2,000円、健康管理システムの改修委託料66万円、予診票の作成委託料135万2,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度一般会計補正予算（第6号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第4、議案第72号 河津町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第72号 河津町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

河津町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日提出。

河津町長 岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第72号について説明させていただきます。

本条例制定の提案理由は、令和3年4月1日付で河津町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域に指定されたことに伴い、固定資産税の課税の特例を定めるものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例。

恐れ入りますが、内容については、定例会資料で説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

1番、本条例の制定の要旨でございます。

令和3年4月1日付で河津町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域に指定されたことに伴い、一定の事業用資産を取得等した者に対する固定資産税の課税の特例について必要な事項を定めるものでございます。

2番、制度の概要です。

過疎地域の産業の振興を図るため、一定の事業用資産を取得等した特定の事業所、個人に対し、固定資産税を最大3年間免除します。下の表がその内容でございます。

対象業種は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業です。

対象となる設備投資は、建物、償却資産のうち機械装置等、土地でございます。

取得価格の要件は、合計500万円以上、資本金額が多い法人については、別に要件が設けられています。

課税免除の期間は、課税免除を行った年度から最大3か年です。

適用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得等したものに限り、減収額の75%が交付税で補填されることとなります。

では、議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第72号 河津町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第5、議案第73号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第73号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第73号について説明させていただきます。

まず、提案理由です。

現在の条例内容では、通勤手当の上限が片道15キロまでしか対応をしておりません。町外に居住する職員も増加し、町外勤務者もいることから、国・県と同等の60キロまでの対応とし、基準額並びに加算額を改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

原動機付自転車等の片道2キロメートルを超える部分につきまして、加算額を1キロメー

トルごとにつき「175円」、旧は「400円」でございました。及び「570円」、元は「1,200円」でございます、自動車のものがございます、を基準額に換算して支給をするものでございます。基準額につきましては、5キロメートル未満まで、2キロを超え5キロメートル未満までは「2,000円」、5キロから10キロまでが「4,200円」、10キロから15キロまでが「7,100円」、以下エから次のページのスに至るまで60キロまでが「3万1,600円」という金額になるものでございます。

また、10条第3項の改正でございますが、支給の最高限度額を本町内の運賃とする必要がなくなったもので、こちらのほうの項目を削除し、以降の項を繰り上げています。加算額につきましては、近隣の町の基準に合わせて設定をしたところでございます。これによりまして、通勤手当の減額が見込まれます。

ページの2枚目のほうの附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するというところでございます。

定例会の資料の2ページ以降に関係資料としまして新旧対照表等をつけてございますので、参考としていただければと思います。

説明は以上になります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第73号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第6、議案第74号 河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第74号 河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第74号を説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。報告事項の内容の修正等によるものとなっております。

1ページめくっていただきまして、条例第 号。

河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年河津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中、「職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）以下同じ。）」を「職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規

定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)」に改め、同条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次の1号を加える。

第4号。

休業に関する状況ということでございます。

こちらのほうですが、職員の臨時的任用された職員及び非常勤職員云々とありますが、職員を除く、の次に「を除く」が漏れていたことを修正をさせていただきました。それと、第4号の休業に関する状況を追加して、該当の号の繰り下げを行ったものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するというところでございます。

定例会資料の5ページに新旧対照表をつけてございますので、参考としていただきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第74号 河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第7、議案第75号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第75号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。
令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第75号について説明させていただきます。

本条例改正の提案理由は、静岡県国民健康保険運営方針に従い、賦課方式及び保険料水準の統一に向けて賦課方式を現在の4方式から3方式に変更し、普通徴収の仮算定を廃止する。また、令和4年度から導入される子供に係る均等割額の減額措置について所要の改正をするものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、内容については、定例会資料で説明させていただきます。

資料の6ページをお開きください。

本一部改正の概要でございます。

令和4年度から国民健康保険税の賦課方式を現在の4方式から3方式に変更するとともに、普通徴収の仮算定を廃止する改正を行います。また、令和4年度から導入される子供に係る均等割額の減額措置に関する事項について所要の改正を行います。

1 番です。賦課方式の変更及び税率改正についてです。

表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっています。

県の国民健康保険運営方針に従い、令和4年度から現在の4方式から3方式に変更し、資産割と介護分の平等割を廃止します。また、廃止に伴う減収分を補うため、課税総額が改正前と同水準になるように所得割、均等割、平等割に配分する税率改定を行います。

2 番です。普通徴収の仮算定、暫定賦課の廃止についてです。

平成30年度の国保制度改革により、保険給付費の支払いは県の交付金で賄われることとなったため、年度当初の財源を確保するために町が仮算定で国民健康保険税を徴収する必要がなくなったことから、5月に行っていた仮算定を廃止し、普通徴収の納期数を10回から8回に変更するものでございます。

下の表をご覧ください。これは改正後の表となります。

次のページに改正前の表が記載してございます。

3 番です。子供に係る均等割額の減額措置についてです。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）及び同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が公布され、子供に係る均等割額の減額措置が導入されることに伴う規定の整備を行います。

制度の概要です。

子育て世帯の負担軽減を図るため、全世帯の未就学児を対象に、国民健康保険税の均等割を公費で5割軽減する制度でございます。軽減による減収分は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担します。軽減措置の対象となっている世帯については、軽減後の額の半額を減額します。

4 番です。その他の条項の整理です。

不要な規定の削除と新型コロナウイルス感染症の定義変更による条項の整備を行うものでございます。

以上の改正については、河津町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当であるとの答申をいただいております。

5 番です。施行期日は令和4年4月1日、ただし、語句の追加修正等軽微な改正は公布の日です。

では、議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

附則（施行期日）。

第1項 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出し、第5条の見出し、第5条の2の見出し、第6条の見出し、第6条の3の見出し、第6条の4の見出し並びに第11条第7項及び第8項の改正規定、第21条第1項各号の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分及び「後期高齢者支援金等の被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に、「後期高齢者支援金等の被保険者（」を「被保険者（」に改める部分に限る。）並びに第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に改める部分を除く。）並びに附則第15項の改正規定は公布の日から施行する。

（適用区分）

第2項 この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、説明資料の8ページから23ページまで新旧対照表をおつけしてありますので、参考にしてください。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第75号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第8、議案第76号 河津町国民健康保険条例及び河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第76号 河津町国民健康保険条例及び河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険条例（昭和39年河津町条例第13号の2）及び河津町議会委員会条例（昭和63年河津町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第76号について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

先ほどの国民健康保険税条例の中にもございましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されまして、新型コロナウイルス感染症を定義していた条項が削除されたことに伴います改正となっております。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町国民健康保険条例及び河津町議会委員会条例の一部を改正する条例、河津町国民健康保険条例の一部改正第1条、河津町国民健康保険条例（昭和39年河津町条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

河津町議会委員会条例の一部改正、第2条、河津町議会委員会条例（昭和63年河津町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「新型インフルエンザ等特別対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。））」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行をするということでございます。

定例会資料の24ページにそれぞれの新旧対照表をつけてございますので、参考としていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第76号 河津町国民健康保険条例及び河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第9、議案第77号 河津町町道工事費支弁条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第77号 河津町町道工事費支弁条例の一部を改正する条例について。

河津町町道工事費支弁条例（昭和35年河津町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。
令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、議案第77号について説明をさせていただきます。

提案理由です。

9月の第3回町議会定例会の一般質問でもお答えしたとおり、現在におきましても町道の二類線、三類線については、現地調査の上、技術的に困難な場合などを考慮して町負担において修繕を実施しております。条例では議決を受け負担率を決めることができるとされておりますが、地区の状況や現在の運用状況を踏まえまして、現状の運用に即した表現とするため、今回改正するものです。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町町道工事費支弁条例の一部を改正する条例。

定例会資料の25ページをお願いいたします。

こちらに当条例の新旧対照表のほうがついてございます。第4条の第2号、第3号とともに、前段の原則的な部分のところには変更はございません。後段、ただし書の中の特に必要と認める場合に限りという部分の以降、それ以降の部分「町費負担とすることができる」と改正をいたします。

議案のほうにお戻りください。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第77号 河津町町道工事費支弁条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第10、議案第78号 河津駅前広場の占用及び占用料徴収条例の一

部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第78号 河津駅前広場の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

河津駅前広場の占用及び占用料徴収条例（昭和47年河津町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 議案第78号について説明をさせていただきます。

提案理由です。

駅前広場の占用料につきましては、平成元年から変更なく来ておりましたけれども、消費税率の変更や今後の施設修繕なども考慮いたしまして、令和元年度の河津駅前広場管理運営委員会の中で、令和3年度から占用料の改正を行う予定となっております。しかしながら、コロナ禍によりまして社会経済に大きなマイナスの影響が出ておりまして、昨年10月の時点で、令和3年度からの負担増を伴う料金改定は先送りしたほうがよいのではないかとの判断から、運営委員会に諮りまして、1年先延ばしした令和4年度からの改定を諮った上で承認が得られたため、今回、改正することとなったものとなります。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津駅前広場の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例です。

資料により説明をさせていただきます。定例会資料26ページ、27ページをお願いいたします。

当条例の新旧対照表になります。

別表1、駅前広場占用料金の分割納付のほうでは、1台1か月につき、乗合自動車、自家用ですけれども、「4,330円」が「4,620円」に、営業用については「9,190円」が「9,820円」に、乗用車の自家用については「3,250円」が「3,470円」に、乗用車の営業用が「4,330円」から「4,620円」に、また、自動車駐車場の使用について、駐車承認1台につき月「820円」

から「880円」、大型バス営業用は「1,030円」から「1,100円」に変更となっております。

別表2に入ります。

駅前広場の占用料金の年一括納付になります。そちらは1台1か月につき、乗合自動車自家用が「4,120円」が「4,400円」に、乗合自動車の営業用が「8,750円」が「9,350円」に、乗用車の自家用が「3,090円」から「3,300円」に、乗用者の営業用が「4,120円」から「4,400円」に、自動車の駐車場使用については、分割納付と同様となっております。

議案にお戻りください。

附則です。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第78号 河津駅前広場の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第11、議案第79号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第79号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入契約について。

以下、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第79号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入契約について説明をさせていただきます。

本議案の提案理由でございますが、当施設建設に伴います遊具ほか事務備品の購入契約をするに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第79号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入契約について。

令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

1、契約の目的 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入。

2、契約の方法 指名競争入札による契約。

3、契約金額 金2,530万円。

4、契約の相手方 静岡県下田市6丁目36番2号、株式会社スワベ商会下田支店支店長、大石誠。

令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

議案の内容について説明をさせていただきます。

今回購入予定の備品選定につきましては、遊具の選定を子ども・子育て会議委員のうち、子育て関係施設運営者の助言を受け、購入遊具案を協議、選定し、10月13日開催の子ども・子育て会議にて審議いただき、決定をいたしました。事務備品につきましても、実施設計業者の助言をいただきながら選定、決定をしたところでございます。

次に、契約の方法でございますが、11月25日に指名競争入札を実施しまして、指名しました8者のうち5者が辞退したため、3者で入札を行い、落札者と11月30日に仮契約を締結いたしました。

次に、納入期限でございますが、令和4年3月31日を予定をしております。しかし、施設の完成が延期される予定でございますので、納期の延長も工期延長と併せて行う予定でございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第79号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第12、議案第80号 東河環境センター規約の一部を変更する規約

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第80号 東河環境センター規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、東河環境センター規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第80号について説明させていただきます。

本規約の一部変更の提案理由でございますが、現行の規約では、し尿処理施設の経費は、予算の属する前年の1月1日から12月31日までに関係町から搬入されたし尿（浄化槽汚泥を含む）の投入割合により定められております。しかしながら、し尿処理場の基幹的改良事業については、長期的な視点に立つて行うものであり、その経費を考えるに当たっては、ごみ処理施設についても運営経費と長寿命化工事分の分担金の負担割合を分けていることから、し尿処理施設も同様とし、関係町の長の協議に基づき、組合議会の議決を経て定めることと協議が調いましたので、規約の該当部分の変更を行うものでございます。

次のページをお願いします。

東河環境センター規約の一部を変更する規約。

東河環境センター規約（平成2年市第1255号）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。別表（第12条関係）区分が第3条の事務に要する経費。負担割合が関係町の長の協議に基づき、組合議会の議決を経て定める。このように変更するものでございます。

附則でございます。（負担割合の変更）

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

定例会資料の28ページに新旧対照表をおつけしてありますので、参考にしてください。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第80号 東河環境センター規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

14時05分まで休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時05分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第13、議案第81号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第7号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第81号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,889万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,149万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月7日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第81号について説明させていただきます。

提案理由です。

今年度事業執行に当たりまして、その経費としての所要額を補正予算として計上するものでございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

単位は千円となります。

款、項、補正額の順で説明をいたします。

12款分担金及び負担金4万5,000円1項負担金、同額でございます。

14款国庫支出金1,881万3,000円1項国庫負担金571万4,000円、2項国庫補助金1,276万9,000円。3項委託金33万円。

15款県支出金3万4,000円1項県負担金、同額でございます。

19款繰越金1,000万3,000円1項繰越金、同額でございます。

歳入合計2,889万5,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

2 款総務費223万6,000円 1 項総務管理費△55万3,000円、 2 項徴税費278万9,000円。

3 款民生費492万7,000円 1 項社会福祉費317万2,000円、 2 項児童福祉費175万5,000円。

4 款衛生費1,239万7,000円 1 項保健衛生費1,827万5,000円、 2 項清掃費△587万8,000円。

7 款土木費904万3,000円 2 項道路橋梁費375万1,000円、 3 項河川費529万2,000円。

9 款教育費29万2,000円 2 項小学校費 1 万3,000円、 4 項幼稚園費25万9,000円、 6 項保健
体育費 2 万円。

歳出合計2,889万5,000円。

次ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

単位は千円でございます。

款、項、事業名、金額の順で説明をいたします。

3 款民生費 2 項児童福祉費、（仮称）河津町子育て支援施設建設事業 2 億4,864万9,000円。

9 款教育費 1 項教育総務費、新小学校統合事業50万円。

繰越理由ですが、（仮称）河津町子育て支援施設建設事業については、コロナウイルス感染症拡大の影響により、鉄鋼需要の急減に対応するため、鉄鋼メーカーが生産の一時中止や在庫の削減を進めたが、ワクチンの普及等で需要が拡大したことで、鋼材の生産供給が追いつかず、11月下旬に予定しておりました鉄骨建方が2月下旬となるため、年度内完成が見込めなくなったことによるものでございます。

また、新小学校統合事業につきましては、統合小学校の校歌作成委託料ですが、河津町のイメージを校歌に反映させるため、児童等の交流を図るなどを計画したため、令和4年12月頃に完成を予定していることによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。追加でございます。

単位は千円です。

事項、期間、限度額の順に説明をさせていただきます。

可燃ごみ・資源ごみ等収集運搬業務委託料、令和4年度5,699万5,000円。

庁舎・保健福祉防災センターE S P業務手数料、令和4年度75万3,000円。

文化の家長寿命化事業、令和4年度5,000万円。

合計1億774万8,000円でございます。

債務負担行為補正の追加の内容でございます。可燃ごみ・資源ごみ等収集運搬業務委託料にあっては、例年4月1日からの履行期間となりますので、本年度内において契約を実施するためのものがございます。

庁舎・保健福祉防災センターE S P業務手数料は、電気料金の自由化に伴いまして、本庁舎及び保健福祉防災センターの電気契約者の選定を、4月事業実施に向けて対応をするためのものがございます。

文化の家長寿命化事業については、本年度設計委託をしておりますので、下記委託に至る前に事業を完了すべく、4月事業実施に向けた対応を取るためでございます。

次の5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては省略をさせていただきます。

7ページをお開きください。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。

2、歳入、12款分担金及び負担金1項負担金2目衛生費負担金4万5,000円1節保健衛生費負担金4万5,000円、新型コロナウイルスワクチン住所違い接種費市区町村負担金でございます。河津町外の住所の方の町内医療機関での接種に関わる負担金でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金571万4,000円1節衛生費負担金571万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金でございます。接種に係る医師、看護師、謝礼及び接種委託料となります。

2項国庫補助金1目民生費国庫補助金132万円2節児童福祉費国庫補助金132万円、子ども子育て支援事業費補助金でございます。児童手当制度改正に伴いますシステム改修費で、10分の10の補助金でございます。2目衛生費国庫補助金1,144万9,000円1節衛生費国庫補助金1,144万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金1,078万6,000円、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金66万3,000円でございます。新型コロナウイルスのブースター接種の体制確保分と、健診結果の様式の標準化に伴います情報連携システムの改修に伴う補助金でございます。

3項委託金2目民生費委託金33万円1節社会福祉費委託金33万円。国民年金事務の委託金

でございます。国民年金システムの改修に伴う補助金でございます。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 3 万4,000円 1 節社会福祉費負担金 3 万4,000円、特別弔慰金支給事務市町交付金でございます。戦没者の遺族弔慰金支給事務の経費の補助金でございます。

次ページをお願いいたします。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,000万3,000円 1 節繰越金1,000万3,000円、繰越金でございます。補正財源でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出、歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費129万1,000円 3 節職員手当等123万3,000円、児童手当15万円、対象者 2 名の増によるものです。期末勤勉手当108万3,000円、6 月補正で決算があったためのものでございます。11節役務費 5 万2,000円、健康管理検査費 5 万でございます。新型コロナワクチン接種で会計年度職員が増加したためのものでございます。13節使用料及び賃借料6,000円、口座振替システム使用料でございます。利用開始年月日の変更によりますもので、9 月が8 月に繰上げになったものの1 か月分でございます。

3 目広報費21万1,000円、17節備品購入費21万1,000円、広報用備品でございます。一眼レフカメラの故障によります買い替えに伴うものでございます。

7 目企画費△205万5,000円11節役務費 9 万1,000円、草刈等作業手数料でございます。上佐ヶ野の温泉井の返却に伴う手数料でございます。12節委託料△100万円。地域活性化事業委託料△50万円、河津フラワートライアスロン大会の運営委託料△50万円です。地域活性化事業は婚活イベントです。両方ともコロナ感染症拡大防止により中止したための減額でございます。13節使用料及び賃借料10万4,000円、重機借上料。上佐ヶ野の温泉井の返却にかかるものでございます。15節原材料費9,000円、客土、上佐ヶ野温泉井返却にかかるものでございます。18節負担金、補助及び交付金△125万9,000円、河津フラワートライアスロン大会負担金△100万円、産業経済活性化連絡協議会事業費補助金△90万円、太陽光発電システム設置事業補助金77万5,000円、こちらについては、申請者の増によるものでございます。4 件分でございます。河津町産業振興助成補助金△13万4,000円、新型コロナウイルスの感染症での減税によりまして、対象額が減ったためでございます。フラワートライアスロン産経連の事業負担金につきましては、新型コロナウイルスによりまして、事業を中止したための減額でございます。

次ページをお願いいたします。

2 項徴税費 1 目税務総務費278万9,000円 1 節報酬11万6,000円。会計年度任用職員でございます。住民税確定申告受付の支援に係る 1 名分でございます。2 節給料125万2,000円。一般職の給与でございます。10月 1 日付の人事異動によるものでございます。3 節職員手当65万3,000円。期末勤勉手当46万6,000円、退職手当組合負担金18万7,000円、人事異動によるものでございます。4 節共済費35万8,000円、共済組合負担金、同じく人事異動によるものでございます。22 節償還金、利子及び割引料40万円、町税等還付金でございます。還付見込額の増額によるものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費179万円 2 節給料119万3,000円、一般職の給与でございます。育児休暇から産前後休暇に変更になったためのものでございます。3 節職員手当59万7,000円、時間外手当55万1,000円、業務量の増によるものでございます。期末勤勉手当 4 万6,000円、育児休暇から産前後休暇に変更になったためでございます。

○議長（上村和正君） 総務課長、見づらいようでしたら、座ってやってもらって結構です。

○総務課長（木村吉弘君） すみません。じゃ、失礼して、着席して説明させていただきます。

4 目国民年金費42万4,000円 3 節職員手当等 1 万6,000円、時間外手当勤務でございます。業務量の増によるものでございます。4 節共済費 7 万8,000円共済組合負担金、標準月額報酬の改定によるものでございます。12 節委託料33万円国民年金システム改修委託料でございます。システムの改修費用になります。

5 目国民健康保険費81万円 1 節報酬42万2,000円、会計年度任用職員の時間外手当の増によるものでございます。3 節職員手当等27万5,000円、時間外勤務手当でございます。業務量の増によるものでございます。4 節共済費 6 万8,000円、社会保険料 6 万4,000円、雇用保険料4,000円、会計年度任用職員の報酬増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

27 節操出金 4 万5,000円、国民健康保険特別会計への操出金でございます。

7 目後期高齢者医療費14万8,000円 3 節職員手当等14万8,000円、時間外勤務手当です。業務量の増によるものでございます。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費175万5,000円12 節委託料132万円、児童手当制度改正に伴うシステム改修委託料132万円。18 節負担金、補助及び交付金30万円、子育て応援住宅整備事業費補助金30万円、申請増によるものでございます。2 件分を予定しております。22 節償還金、利子及び割引料13万5,000円、国県支出金返還金です。子どものための教育・保育給

付金の確定によるものでございます。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費1,808万5,000円、1節報酬464万9,000円、会計年度任用職員分でございます。新型コロナウイルスワクチン接種のブースター接種体制整備分でございます。6名を採用する予定でございます。3節職員手当等240万円、時間外勤務手当でございます。ワクチン接種の準備等に係る時間外となります。4節共済費73万5,000円、社会保険料69万4,000円、雇用保険料4万1,000円、会計年度任用職員6名分でございます。7節報償費371万4,000円、医師謝礼252万円、看護師等謝礼119万4,000円、ブースター接種の謝礼となります。8節旅費24万円、費用弁償、会計年度任用職員分の6人分でございます。次ページをお願いいたします。

10節需用費35万6,000円、事業消耗品23万6,000円、燃料費4万円、印刷製本費4万円、光熱水費4万円です。ブースター接種に関わる費用でございます。11節役務費66万5,000円、通信運搬費62万円、ワクチン接種に係る郵送料、電話料でございます。国保連合会支払手数料4万5,000円でございます。12節委託料387万円、健康管理システム改修委託料187万円、様式の標準化システム整備接種記録のマイナンバー情報の連携等のシステム改修費となります。新型コロナウイルスワクチン接種委託料200万円、13節使用料及び賃借料145万6,000円、予約受付システム使用料99万円、これはブースター接種に係るものです。自動車借上料46万6,000円、送迎車の借上料となります。

4目環境衛生費19万円、18節負担金補助及び交付金19万円、簡易水道組合補助金でございます。上佐ヶ野簡易水道組合への水量計が壊れたことによります2分の1補助の金額になります。

2項 清掃費、2目じん芥処理費△587万8,000円、12節委託料△587万8,000円、指定ごみ袋製造業務委託料でございます。製造量の減額によるものでございます。

7款土木費 2項道路橋梁費 3目橋梁維持費375万1,000円10節需用費375万1,000円、施設修繕料でございます。川横の川久保橋の修繕に係るものでございます。

次ページをお願いいたします。

3項河川費 1目河川維持費529万2,000円10節需用費95万1,000円、施設修繕料でございます。普通河川、泉奥原川の護岸修繕に係るものでございます。14節工事請負費427万9,000円、普通河川、縄地川の河床改修工事に伴うものでございます。18節負担金、補助及び交付金6万2,000円、全国治水砂防協会負担金でございます。事業割負担の増によるものでございます。

9 款教育費 2 項小学校費 1 目東小学校管理費 1 万3,000円13節使用料及び賃借料 1 万3,000 円、電話機器等賃借料です。予算計上に間違いがありましたものの計上でございます。

4 項幼稚園費 1 目幼稚園費25万9,000円 3 節職員手当等25万9,000円、住居手当17万9,000 円、児童手当 8 万円です。対象者が増加したのものによります補正でございます。

6 項保健体育費 2 目海洋センター費 2 万円22節償還金、利子及び割引料 2 万円、過年度施設使用料の還付金です。コロナ禍で使用料を延期していた分を返還するものでございます。2 件分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6 番、塩田正治議員。

○6 番（塩田正治君） 非常に細かいところで恐縮なんですけど、9 ページです。

広報費の広報用備品21万1,000円というところなんですけど、一眼レフカメラを購入という説明をお伺いしたんですけど、町長の普段おっしゃっている、小さな投資で大きな効果をという言葉が、どうしてもやっぱりこういった細かな備品の購入とかというものにも反映されなければ本来はうそだと、私は思うんです。広報編集員が使う一眼レフカメラ、決して特別プロが使うようないいものを購入する必要はないと思いますし、本当に、言葉は悪いですけども、ちゃちなものを使えというわけではないと思うんですけど、ただ、この21万1,000円の半分ぐらいの金額でも、かなり高性能なカメラは実はあると思うんですけど、今回21万1,000円、私からいったらかなり高価な一眼レフだなというふうに思うんですけど、この辺に関して、ちょっとご説明をいただき、総務課長にもご説明いただきたいのと、町長にも一言、もしあるようでしたらこの購入について。企画課長ですか。お答え下さい。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 今回購入するカメラでございますが、カメラ本体の金額が11万5,500円といった金額でございます。それから、レンズ等そちらのほうについては9万4,908円といった金額となっております。広報のものにつきましては、将来的にわたって残していき、今後引き継ぐといったことから、ある程度性能を持たせた中で、カメラとかそういうものを備品として購入しておきたいということの中から、この金額になっているということで解釈をしております。もう少し安いものでもあるということもお話もあります

が、様々な瞬間を捉えるとなると、やっぱりこのような形のカメラのほうがいいかということで、このようなカメラの購入をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 了解はしました。

ただ、レンズは財産になるぐらい、いいものを買えば代々引き継がれて、カメラ本体は替えてもレンズはかなりいいものを買っていると、互換性があって、前の種類でも付くとかということがあると思うんで、その辺は町長のふだん言っていらっしゃる、小さな投資でということにも若干ちょっと考え方としてつなげていってほしいなと思ひまして、質問させていただきました。終わります。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） 1点確認させてもらいたいですけれども、9ページの企画費の中で、節で11番と13番と14番が草刈作業手数料、重機借上料、客土、これはどういう作業のことを言うんでしょうか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 上佐ヶ野地内に井戸を、温泉の掘削、温泉のを掘ってありまして、そちらのほうを返却することになったことに伴い、今回、この予算を計上したものでございます。地権者との話合いの中で、1.5メートル下のところに一応キャップをはめて、その上部に土を盛った中で、農作業ができる体制をしてほしいといったことから、このような予算の計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） じゃ、返却するということですね。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 契約で今年度末をもって契約をするということで、3月31日までという形で返還をする予定でおります。

以上でございます。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第81号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第14、議案第82号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第82号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,393万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第82号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、一般療養費増額見込みによります増、一般療養給付費減額見込みによります減、国民健康保険税条例改正に伴います国民健康保険運営協議会開催回数の増によります経費の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

7款繰入金4万5,000円1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計4万5,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費4万5,000円3項運営協議会費、同額でございます。

2款保険給付費ゼロ円1項療養諸費ゼロ円、これは目款の同額増減によります補正となりますので、ゼロというようなことでございます。

歳出合計4万5,000円でございます。

恐れ入ります。3ページ、4ページの事項別明細書、総括は省略させていただきます。

5ページをお願いします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4万5,000円、2節職員給与費等繰入金4万5,000円、職員給与費等繰入金でございます。こちらは国保運営協議会費用の財源として、一般会計から繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 3 項運営協議会費 1 目運営協議会費 4 万5,000円 1 節報酬 4 万5,000円、国保運営協議会委員の報酬でございます。国保税率改正に伴います協議会回数増によります増額でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費△100万円、18節負担金、補助及び交付金△100万円、一般被保険者療養給付費でございます。見込減によります減額でございます。

3 目一般被保険者療養費100万円、18節負担金、補助及び交付金100万円、一般被保険者療養費でございます。見込増によります増額でございます。計ゼロ円でございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第82号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第15、議案第83号 令和3年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第83号 令和3年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）、以下、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） それでは、議案第83号の説明をさせていただきます。

令和3年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和3年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明させていただきます。

支出です。

第1款水道事業費△572万円第1項営業費用、同額でございます。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第8条第1号の職員給与費の額「3,108万8,000円」を「2,574万8,000円」に改める。

令和3年12月7日提出。河津町長、岸重宏。

提案理由としては、職員異動に伴う補正でございます。

1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

令和3年度河津町水道事業予算実施計画。

収益的収入及び支出で支出です。

単位は千円でございます。

款、項、目、補正予定額の順に述べさせていただきます。

第1款水道事業費△572万円、第1項営業費用、同額でございます。4目総係費、同額でございます。

3ページお願いいたします。

令和3年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出で支出です。

単位は千円でございます。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順に述べさせていただきます。

1款水道事業費△572万円1項営業費用、同額でございます。4目総係費、同額でございます。1節給料、△257万円、職員異動に伴う更正でございます。

以下の節につきましても、同様ですので、説明は省かせていただきます。

2節手当△179万円、住居手当△33万6,000円、期末勤勉手当△56万8,000円、扶養手当△31万8,000円、児童手当△28万5,000円、通勤手当△28万3,000円、6節法定福利費△98万円、共済組合の負担金でございます。9節退職給与費△38万円、退職手当組合の負担金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第83号 令和3年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第16、議案第84号 令和3年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第84号 令和3年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）、以下、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） それでは、議案第84号の説明をさせていただきます。

令和3年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和3年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順に述べさせていただきます。

支出です。

1 款温泉事業費△124万6,000円、1 項営業費用、同額でございます。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「1,592万7,000円」を「1,468万円」に改める。

令和3年12月7日提出。河津町長、岸重宏。

提案理由としては、同じく職員異動に伴う補正でございます。

2 ページ目をお願いいたします。

令和3年度河津町温泉事業予算実施計画。

収益的収入及び支出です。

単位は千円でございます。

款、項、目、補正予定額の順に述べさせていただきます。

1 款温泉事業費△124万6,000円 1 項営業費用、同額でございます。4 目総係費、同額でございます。

3 ページ目をお願いいたします。

令和3年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出で支出でございます。

単位は千円でございます。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順に述べさせていただきます。

1 款温泉事業費△124万6,000円 1 項営業費用、同額でございます。4 目総係費、同額でございます。1 節給料△124万円です。これは職員異動に伴う更正です。

以下の節につきましても同様となりますので、説明は省かせていただきます。

6 節法定福利費△7,000円。共済組合負担金でございます。9 節退職給与費1,000円、退職手当組合の負担金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第84号 令和3年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第17、発議第3号 河津町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者からの趣旨説明を求めます。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 発議第3号について説明いたします。

発議第3号 河津町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を河津町議会会議規則第14条に基づき、別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日。

河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛成者、河津町議会議員、渡邊昌昭、同じく桑原猛、同じく遠藤嘉規、同じく塩田正治、同じく仲里司、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次、同じく土屋貴、同じく渡邊弘。

別紙をお願いいたします。

別紙、河津町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり河津町議会議員定数等調査特別委員会を設置するものとする。

記

1、名称 河津町議会議員定数等調査特別委員会。

2、設置の根拠 地方自治法第109条及び河津町議会委員会条例第5条。

3、目的 河津町議会議員の定数等に関する調査。

4、委員の定数 11名。

5、調査期間 調査に必要な期間とする。なお、調査終了まで閉会中もこれを行うものとする。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第3号 河津町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。

河津町議会委員会条例第9条の規定により、議長が委員会を招集することになっておりますので、ただいまより河津町議会議員定数等調査特別委員会を招集します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時57分

○議長（上村和正君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

河津町議会議員定数等調査特別委員会の委員長、副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に大川良樹議員、副委員長に渡邊昌昭議員が選任されました。

◎議員派遣の件

○議長（上村和正君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。

お諮りいたします。提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（上村和正君） 日程第19、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和3年河津町議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年河津町議会第4回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和3年第4回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3. 12. 8	同意 島崎まゆみ
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度一般会計補正予算(第6号))	〃	承認
議案第72号	河津町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第73号	河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第74号	河津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第75号	河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第76号	河津町国民健康保険条例及び河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第77号	河津町町道工事費支弁条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第78号	河津駅前広場の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第79号	令和3年度(仮称)河津町子育て支援施設建設に伴う備品購入契約について	〃	〃
議案第80号	東河環境センター規約の一部を変更する規約について	〃	〃
議案第81号	令和3年度河津町一般会計補正予算(第7号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第82号	令和3年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	3.12.8	原案可決
議案第83号	令和3年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第84号	令和3年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)	〃	〃
発議第3号	河津町議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃